

# 第73回定時総代会議案

## 会議の目的事項

### 報告事項

1. 2019年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書報告の件 ..... 1頁
2. 相互会社制度運営に関する報告の件 ..... 69頁

### 決議事項

- |       |                        |     |
|-------|------------------------|-----|
| 第1号議案 | 2019年度剰余金処分案承認の件 ..... | 72頁 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 .....         | 73頁 |
| 第3号議案 | 総代選出規則一部変更の件 .....     | 74頁 |
| 第4号議案 | 総代候補者選考委員選任の件 .....    | 77頁 |
| 第5号議案 | 取締役11名選任の件 .....       | 79頁 |

# 報 告 事 項

## 1. 2019年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、 連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書報告の件

2019年度（2019年4月1日から  
2020年3月31日まで）事業報告書

### 1. 保険会社の現況に関する事項

#### （1）事業の経過および成果等

##### ■ 経営環境

当年度の日本経済は、「国土強靱化のための3ヵ年緊急対策」等によって公共投資が増加しましたが、米中摩擦によって輸出が弱含んで推移したほか、年明け以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大から個人消費も落ち込み、減速しました。長期金利は、年度を通して米中交渉の動向や地政学リスク等から上下に振れる展開となり、年度末には、同感染症の世界的な感染拡大による先行き不透明感の高まりから現金化する動きがでてきたことで、上昇して終わりました。

##### ■ MYイノベーション2020の取組み

企業理念「明治安田フィロソフィー」(※1)の実現に向けて、「イノベーション」(変革・創造)を興すべく、2017年4月から3ヵ年プログラム「MYイノベーション2020」(中期経営計画+企業ビジョン実現プロジェクト+みんなの健活プロジェクト)に取り組みました。

本プログラムでは、お客さま志向とコンプライアンスの徹底を前提に、「成長性」「収益性」「健全性」のバランスを取りつつ、企業価値の安定的かつ着実な向上をめざし、成長戦略・経営基盤戦略・ブランド戦略を推進しました。

その結果、企業価値(EEV)(※2)は57,948億円(2016年度末比+20.0%)と、経営目標である+20%成長を実現するとともに、お客さま数およびオンバランス自己資本等も経営目標を達成しました。また、お客さま満足度調査における総合満足度(※3)は62.8%(前年度差+1.3pt)と過去最高となったほか、ソルベンシー・マージン比率も過去最高値を記録し、基礎利益は3年連続最高益を更新しました。

(※1) 当社の経営全般に関する基本的な考え方・基本理念であり、当社の存在意義や使命を示す「経営理念」、長期的な当社のめざすべき姿である「企業ビジョン」、「経営理念」と「企業ビジョン」の実現に向けて役職員一人ひとりが大切にすべき価値観である「明治安田バリュー」で構成(2017年4月制定)

(※2) 運用環境や貯蓄性商品の解約率など、経営戦略によるコントロールが困難な前提を2016年度末時点で固定して計算した企業価値の指標

(※3) 「満足」「やや満足」「ふつう」「やや不満」「不満」の5つの選択肢のうち、「満足」または「やや満足」と回答したお客さまの割合

#### (みんなの健活プロジェクト)

「MYイノベーション2020」の中核的な取組みとして「お客さま」「地域社会」「当社従業員」の健康増進を応援する「みんなの健活プロジェクト」を2019年4月から本格展開しました。本プロジェクトを通じて、病気の予防・早期発見の取組みを応援し、「病気になったときの保障」にとどまらない「新たな価値」の創造・提供に取り組んでいます。

具体的な取組みとして、商品面では、健康診断結果に応じて保険料をキャッシュバックするとともに、お客さまごとの疾病リスク予測や健康増進に向けたアドバイスを提供する「ベストスタイル 健康キャッシュバック」を2019年4月に発売し、当年度末時点の販売件数は39.9万件となりました。また、2020年2月には、認知症の予防・早期発見まで幅広くサポートする「認知症ケア MC I プラス」を発売しました。さらに、企業・団体向けには、福利厚生制度として採用いただいている特定疾病保険等に付加できる「健康サポート・キャッシュバック特約」を提供しています。

病気の予防・早期発見のためのプロセスの支援の取組みとしては、MYライフプランアドバイザー（以下、「アドバイザー」）を、お客さま一人ひとりに寄り添って健康増進の取組みを対面で継続的にサポートする「健活サポーター」と位置づけ、アフターフォローをさらに進化させるとともに、全国各地で「Jリーグウォーキング」「フットサルフェスタ」「ゴルフトーナメント」「みんなの健活ヨガ」「セルフ健康チェック for みんなの健活」等の健康増進イベントを開催しました。

従業員向けには、当社独自のスマートフォンアプリを活用したウォーキング等による健康づくりや、健康リテラシー向上のための健康セミナーの実施など、健康保険組合や労働組合と連携し、従業員が自発的に心身の健康増進に取り組める機会の提供と、環境づくりを継続的に推進しました。こうした取組みの結果、従業員の健康診断結果は40歳以上の層を中心に大きく改善するとともに、経済産業省および日本健康会議が主催する「健康経営優良法人（大規模法人部門）」の「ホワイト500」（※4）に4年連続で認定されました。

（※4）上場企業に限らず、健康保険組合等の保険者と連携して優良な健康経営を実践している法人を顕彰するために、2017年度から開始した認定制度。特に大規模法人部門の上位500社を「ホワイト500」と認定

### （お客さま志向の業務運営）

企業理念「明治安田フィロソフィー」に基づき策定した「お客さま志向の業務運営方針 -お客さま志向自主宣言-」のもと、ご加入から保険金・給付金等の確実なお支払いはもとより、お客さまに寄り添ったあたたかいアフターフォローに努めること等を通じて、お客さまの最善の利益が図られるよう、お客さま志向の業務運営を推進しています。

こうした取組みは、社外の有識者が参加する「お客さまサービス推進諮問会議」（当年度3回開催）や、消費生活センターで相談業務に携わる有資格者や消費者関連団体の役職者等で構成される「消費者専門家懇談会」（当年度6回開催）等を通じて第三者・消費者の視点で検証のうえ、いただいたご意見を経営に反映させています。

## ■ 分野別の当年度の主な取組み

### 【成長戦略（国内生命保険事業）】

#### 【アドバイザーチャネル】

成長が見込まれる「第三分野」「高齢者・退職者」「女性」「投資型商品」の四つを重点マーケットと位置付け、お客さまニーズを捉えた商品開発、サービス態勢の強化等を通じて、お客さま数の拡大と、保障性商品・投資型商品の販売量拡大に取り組んでいます。

#### （商品面）

2019年4月に「みんなの健活プロジェクト」の第1弾商品となる「ベストスタイル 健康キャッシュバック」を発売し、2020年2月には、第2弾商品として「認知症ケア MC I プラス」を発売

しました。

また、高齢者・退職者マーケットに向け、人生100年時代に備える医療保険として、「一時金給付型終身医療保険」を2019年8月に発売するとともに、中長期の資産運用ニーズや生前贈与ニーズに対応する商品として、二つのタイプの「外貨建一時払終身保険」を2019年12月に発売しました。

### 〔販売サービス態勢面〕

販売サービス態勢の強化に向けて、アドバイザーの「質」「量」の拡充に取り組んでいます。具体的には、新人アドバイザーの集合育成組織の増設や、健康関連知識の習得を含む、販売力強化に向けた教育を推進しました。

販売面では、商品の必要性を解説し、お客さまの意向を確認する「コンセプトパンフレット」の内容を充実させ、その活用を推進するなど、コンサルティングの高度化に取り組みました。また、新たなお客さまとの接点拡充に向けて、WEBプロモーションの拡大や、法人営業部門との協働による団体従業員へのアプローチ強化に引き続き取り組むとともに、各地域のお客さまを対象としたさまざまな健康増進イベントを全国規模で開催しました。

さらに、2019年9月から、タブレット型新営業端末「マイスタープラス」や社用スマートフォン「MYフォン」を導入し、お手続きにおけるお客さまの利便性向上や、アドバイザーのコンサルティング力強化、お客さまとのコミュニケーション拡大等を進めています。

こうした取組みの結果、当年度末時点のお客さま数（アドバイザー等チャネル）（※5）は707万人（前年度末差+4万人）と、中期経営計画目標の700万人を上回りました。

（※5）生命保険契約者（すえ置・年金受取中を含む）+生命保険被保険者+損害保険契約者（重複を除く）

### 〔代理店営業チャネル〕

銀行をはじめとする金融機関窓口販売では、資産運用ニーズ等にお応えする一時払保険の販売を推進しています。2019年8月に「外貨建一時払養老保険」において米ドル建の取扱いを新たに開始するとともに、2019年12月には、中長期の資産運用や生前贈与に活用できる三つのタイプの「外貨建一時払終身保険」を発売しました。

法人代理店等については、法人向け商品の税務取扱い見直しをふまえ、お客さまのニーズに基づいた保障の提供という基本スタンスのもと、代理店や営業担当者への教育を改めて徹底するとともに、募集資料の改訂等を行ないました。

### 〔法人営業チャネル〕

企業・団体の福利厚生制度の発展・サポートを目的に、民間企業・官公庁など、それぞれのマーケット特性に応じた商品・サービスを提供しています。

団体保険については、企業・団体の従業員等への提案機会を拡大するB to Eビジネス（※6）の推進を継続し、当年度末時点のお客さま数（法人営業チャネル）（※7）は500万人（前年度末差+3万人）と、中期経営計画目標の497万人を上回りました。また、団体保険保有契約高も116.3兆円（前年度末差+0.5兆円）と10年連続で増加しました。

団体年金については、媒介業務を行なう投資顧問子会社の商品ラインアップを拡充するとともに、運用安定化ニーズをとらえたリスク抑制型特別勘定プランの販売を強化しています。

あわせて、アドバイザーの活動基盤としての職域開拓や系列企業開拓など、法人営業の顧客基盤を活用し、企業・団体の従業員等との接点拡大に取り組んでいます。

(※6) Business to Employee の略で、企業・団体の従業員等に対するアプローチを意味する当社用語

(※7) (新・) 団体定期保険の被保険者数 (当社単独・幹事契約の本人・配偶者)

## **[事務サービス]**

### **(個人保険分野)**

「マイスタープラス」を用いたご契約の保全・支払手続きの電子化拡大や手続き画面の機能拡充、「MYフォン」でのカメラ撮影による書類提出、「決済端末」を利用した保険料受領のキャッシュレス化など、ペーパーレス化・キャッシュレス化のさらなる推進を図り、手続きの簡便化やわかりやすさの向上に取り組ましました。

こうした、お客さまの利便性向上のための取組みを継続的に推進した結果、手続き満足度調査における「満足」との回答の割合 (※8) は 64.1% (前年度差+0.9pt) と過去最高となりました。

また、高齢者を中心としたアフターフォロー態勢の高度化に向け、「MY安心ファミリー登録制度」(第二連絡先)の登録を推進し、アドバイザー担当契約における65歳以上の登録者数は当年度末時点で約127.4万人(対象のご契約者の84.6%)となりました。さらに、「MY長寿ご契約点検制度」を通じた保険金の請求有無等の確認を進めるとともに、自力ではお手続きが困難なお客さまを代筆等でサポートする「MYアシスト+ (プラス)」制度への登録を引き続き推進しています。

なお、コミュニケーションセンターにおける高齢者に対する積極的なサービス向上の取組みが評価され、公益社団法人企業情報化協会が主催する「2019年度カスタマーサポート表彰制度」(※9)において、生命保険会社としては初の「最優秀賞」を受賞しました。

(※8) 「満足」「やや満足」「ふつう」「やや不満」「不満」の5つの選択肢のうち、「満足」と回答したお客さまの割合

(※9) お客さまに対するサポート・サービスに関して、創意工夫や先進的な試みを通じ、顧客満足度の向上など、経営に優れた貢献をし、カスタマーサポートの推進・発展に寄与したと認められる企業等を表彰する制度

### **(企業保険分野)**

団体窓口向けインターネット事務サービス「MY法人ポータル」の利用推進や、お客さまのご意見・ご要望をふまえた各種事務サービスの見直しなど、お客さまの利便性向上を通じたお客さま満足度を高める取組みを継続的に行なっています。その結果、法人部所管団体における「MY法人ポータル」の当年度末時点の継続利用率は88.7% (前年度差+1.9pt) となるとともに、団体事務手続き満足度調査における総合満足度 (※10) は、70.4% (前年度差+5.1pt) となりました。

また、団体保険の退職者用保険のご契約者に対しても、法人版「MY長寿ご契約点検制度」を通じたアフターフォローに継続して取り組み、保険金の請求有無等を確認したお客さまは当年度末時点で累計約15,260人(対象のご契約者の99.7%)に達し、ご要望に応じて各種お手続きを行ないました。

(※10) 「満足」「やや満足」「ふつう」「やや不満」「不満」の5つの選択肢のうち、「満足」または「やや満足」と回答したお客さまの割合

## **[資産運用]**

サープラス・マネジメント型ALM (※11) の考え方に基づく運用を基本としつつ、超低金利環境や

市場動向に対応した効果的な投融資を実施しています。

当年度は、内外金利差や為替水準をふまえ、米国金利が上昇した局面や円高となった局面において、外国公社債を中心とした投融資を行なうなど、市場環境に応じた効果的な資産配分を実施しました。

収益力の強化に向けては、資産運用手法の高度化・多様化や、資産運用ガバナンス・リスク管理の高度化等に取り組む一環として、クレジット投融資を強化しました。中期経営計画期間累計で1兆6,000億円を投融資する計画に対し、当年度は国内外の企業向けの貸付や社債の買入れ、プロジェクト向け貸付等を行ない、これまで市場環境に応じた資産配分を実施してきた結果、2017年度からの累計の投融資額は約1兆8,374億円と、計画を上回りました。

加えて、社会・経済のサステナビリティ（持続可能性）向上に貢献する観点から、サステナビリティ投融資を推進しました。具体的には、いわゆるESG分野に加え、地方創生やインフラ、イノベーション関連分野等を主な投融資対象とし、中期経営計画期間累計で5,000億円の投融資をめざすなか、当年度は再生可能エネルギー発電プロジェクト向け融資や、用途を環境分野への取組みに特化したグリーンボンドの買入れ等を行なった結果、2017年度からの累計の投融資額は約6,970億円と、計画を大幅に上回りました。

また、「基本ポートフォリオ」を当年度より新たに資産区分（※12）別に策定し、時価ベースで計測した資産および負債の将来的な推移や、会社全体のリスク・リターンプロファイルを把握するなど、統合的リスク管理（ERM）（※13）に基づく先進的な経営管理の定着・浸透を図っています。

さらに、スチュワードシップ活動については、利益相反管理の強化や、議決権行使結果の個別開示、反対理由開示等による情報拡充など、責任投資態勢の高度化を進めました。

これらの取組みにより、当年度の利差益は、3,186億円（前年度差+453億円）となりました。

（※11）サープラス・マネジメント型ALM〔Asset Liability Management〕とは、経済価値（市場価値あるいは将来キャッシュ・フロー等による市場整合的な価値）で評価した資産価値と負債価値の差額であるサープラスを資本概念として捉え、その変動リスクをコントロールする資産負債の総合的な管理のこと

（※12）個人保険や団体年金保険等の保険負債の特性等に応じて設定する、資産運用における内部管理上の区分

（※13）統合的リスク管理（ERM〔Enterprise Risk Management〕）とは、会社全体のリスク、リターン、資本を経済価値ベースで定量的にコントロールし、リスク回避の基本方針を策定する一方、とるべきリスクをとりながら企業価値の最大化をめざす経営管理手法のこと

## 【成長戦略（国内生命保険事業以外）】

### 【海外保険事業】

グローバルな成長機会を取り込みつつ、安定的かつ持続的な利益成長の実現により、ご契約者利益に貢献することをめざして、当社の経験・ノウハウの提供等を通じた既存投資先とのシナジー創出や収益力強化に努めています。また、海外保険事業の着実な発展を支えるグローバル人材の育成に取り組むとともに、海外拠点を活用した新規投資の調査・研究を推進しています。

なお、既存投資先5ヵ国7社の2019年1-12月期のグループ基礎利益への貢献額は、603億円（※14）（前年同期差+71億円）と拡大し、全体に占める割合は9.5%（前年度末差+1.1pt）となりました。（※14）スタンコープ・ファイナンシャル・グループにおいては2019年度より財務会計の管理方法を変更

### 【国内関連事業】

国内グループ会社各社、各財団は、それぞれが強みとする専門性をより高めるとともにガバナンス態勢を高度化することで、ご契約者利益の向上や社会貢献に取り組んでいます。

明治安田損害保険株式会社では、統合的リスク管理（ERM）に基づく経営管理態勢の高度化に取り組むとともに、グループ資本の有効活用を目的として、資本金を2019年6月に520億円から100億円へ変更しました。

また、調査・研究体制の強化を目的として、ヘルスケア・デジタル分野等に関する基礎調査・研究機能を株式会社明治安田総合研究所へ2019年4月に移管し、2019年11月に完全子会社化しました。

さらに、国内グループ会社13社が、健康企業宣言東京推進協議会が運営する「健康優良企業認定制度」（※15）において「銀の認定」を取得しました。

なお、国内グループ会社のグループ基礎利益への貢献額は、39億円となりました。

（※15）健康優良企業をめざして企業全体で健康づくりに取り組むことを宣言し、一定の成果を上げた場合に「健康優良企業」として認定される制度

## 【経営基盤戦略】

### 〔グループ経営管理〕

当社グループ全体の収益規模に対する国内・海外関連事業のウェイトの拡大と、国際的な監督規制の動向等をふまえ、グループ経営管理態勢の強化に取り組んでいます。

当年度は、グループ運営の強化を図るため「グループ経営責任者」「グループリスク管理責任者」「グループコンプライアンス責任者」「グループ監査責任者」の職制と、グループ事項を報告する会議体である「グループ経営本部会議」を新設しました。また、当社が個別に資本配賦（※16）を行なう重要子会社である、スタンコープ・ファイナンシャル・グループおよび明治安田損害保険株式会社との間では、リスク管理、コンプライアンス、内部監査の3領域の「グループ会議」を設置し、グループ経営にかかる重要事項等について確認・共有しています。

また、当社グループの経営の方向性を共有するための「グループメッセージ」として、「Creating peace of mind, together」を定めました（2020年4月1日制定）。

（※16）事業分野やリスク種類ごとのリスクテイク可能なリスク量の上限を定めること

### 〔コーポレートガバナンス〕

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や基本方針をとりまとめ制定・公表している「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、引き続きコーポレートガバナンス態勢の整備を推進しました。

当年度は、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に基づき、2019年4-6月株主総会開催分の議決権行使結果から、会社提案への不賛同の理由等についても開示を開始したほか、法定ディスクロージャー誌「明治安田生命の現況〔統合報告書〕」において、SDGs（※17）の達成へ向けた当社の事業活動における優先課題や気候変動リスクへの取組みを新たに開示するなど、引き続き経営の透明性を高めるため積極的な情報開示を行ないました。

（※17）持続可能な社会を実現するための17の目標と169のターゲットから構成される国際目標

### 〔統合的リスク管理〔ERM〕〕

リスクテイクの意思を定めた「リスクアペタイト」のもと、「資本配賦」などERMを活用した経営計画を定め、企業価値（EEV）や経済価値ベースのソルベンシー比率（ESR）といった経営目標の達成に向けて取り組みました。

当年度は、経済価値ベースの資本規制導入を念頭に置きつつ、中期経営計画における運営上の課題点をふまえながら、リスクコントロールの精緻化等のERM運営態勢の高度化を実施しました。

グループベースでは、ERM基本方針をグループERM基本方針に再構築するなど、グループERM態勢の高度化を推進しました。

### （資本政策）

経済環境が極度に悪化した場合でも保険金等の確実なお支払いを可能とする財務基盤の維持・向上を図るため、当年度末までに、所定の内部留保と外部調達資本の合計であるオンバランス自己資本を3兆円まで積み増すことを中期経営計画目標として定めており、当年度は内部留保の積み増しに加えて、2019年8月に基金500億円を再募集し、9月には国内劣後債800億円を発行するなど、自己資本の着実な積み増しを推進しました。その結果、当年度末時点のオンバランス自己資本は、中期経営計画目標の3兆円を上回る31,053億円（前年度末差+1,864億円）となりました。

### （リスク管理）

業務遂行から生じるさまざまなリスクを総合的に把握・認識し、定量的・定性的なリスク評価、モニタリング、リスクコントロール活動といったリスク管理プロセスを通じて、事業全体の統合リスク管理を推進しています。

特に、当社にとって影響の大きいリスクについては、重要リスクとして特定し、このうち、経営として特に注視していくべきリスクとして、「市場環境の急変に伴う財務健全性の低下」「募集コンプライアンスへの対応不十分」「海外保険事業への対応不十分」の三つを定め、その対応策を経営計画に反映し、リスク発生の未然防止や発生時の影響軽減に取り組みました。その他、「サイバーセキュリティ強化への対応不十分」を重要リスクに定め、技術的な対策の強化、専門体制（CSIRT）による情報収集、定期的な訓練等を実施しました。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として、従業員一人ひとりの衛生管理の徹底に加え、時差出勤やテレワークの活用、テレビ会議システム等の利用、海外渡航の禁止など、感染リスクの抑制に取り組みました。さらに、同一業務に従事する従業員の執務場所を分散させるなど、社内で感染者が発生した場合でも、事業継続への影響を最小限に抑える対応を行ないました。

### 【コンプライアンス】

業務遂行のあらゆる面においてコンプライアンスが最優先されるという基本的考え方のもと、グループベースのコンプライアンス態勢の高度化やコンプライアンス風土の確立に向けた取組みを進めています。

当年度は、「グループ利益相反管理基本方針」の制定や議決権行使にかかる利益相反検証体制の強化を通じて、利益相反管理態勢の高度化に取り組むとともに、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策をはじめとする金融犯罪対策にかかる態勢高度化に取り組みました。

また、内部通報制度にかかる態勢整備を継続的に進めてきた結果、2019年5月には、消費者庁の内部通報制度認証における自己適合宣言登録制度（※18）に登録されました。

（※18）事業者が自社の内部通報制度を評価し、認証基準に適合している場合、事業者からの申請に基づき指定登録機関がその内容を確認した結果を登録する制度

## 【人事政策】

従業員一人ひとりの「ワーク・エンゲイジメント」(※19)の向上をめざし、働きがいと働きやすさの両面を追求する取組みを進めました。具体的には、「人財力の持続的向上」に向けて、「明治安田フィロソフィー」の理念教育を進めるとともに、各種育成プログラムの拡充・高度化等を通じて人材力の底上げ、専門人材のすそ野拡大、将来の経営を担う人材の計画的な選抜・育成に取り組みました。

また、「多様性受容と活躍支援」にも取り組んでおり、女性層やシニア層、障がい者の活躍支援を重点的に進めるとともに、職場の上司・部下や同僚同士が多様な人材を受け容れるための風土づくりに取り組みました。具体的な取組みとして、2019年4月から65歳定年制の導入とシニア層の積極的な上位職登用を推進し、また、女性管理職の割合を2020年4月までに30%に引き上げることを目標に掲げて取組みを進め、同割合は30.1%（384名）と目標を達成しました。

さらに、「働き方改革」として、適切な勤務管理や生産性向上の取組みを推進するとともに、年次有給休暇の時間単位付与やフレックスタイム制のコアタイムの廃止など、働きやすい環境の整備に取り組みました。

(※19) 一人ひとりが誇りとやりがいを感じながら生き活きとチャレンジングに働く状態

## 【業務効率化】

既存業務の削減・廃止等による余力創出を目的に、テレビ会議システム等の新インフラを導入し、その利活用を促進するとともに、各組織の業務効率化推進の判断基準を示したガイドラインを作成し、その浸透・定着を徹底しました。その結果、全従業員を対象とした2020年1月の調査では、当年度始と比較して全社平均で約10%、2016年度始との比較では約35%の業務効率化を実現しました。

なお、決算業務に関しては、将来的な経済価値ベースによる決算と日本基準の決算との両立を視野に、日本基準の決算業務の効率化・早期化に取り組んでいます。業務内容の見直しや最新のICTの活用等により、2022年度決算までに2017年度決算比で30%の業務量削減をめざしており、2019年度決算では計画どおり累計約12%の効率化を実現しました。

## 【情報投資】

経営基盤の強化や経営戦略の実現を目的に、システム開発態勢やシステム基盤の強化に取り組んでいます。具体的にはシステム専門人材の採用・育成の強化や、パブリッククラウド活用等の最適なシステムインフラの検討、保険商品の契約管理システム基盤の構築計画の策定等を行ないました。

加えて、サービス向上や業務効率化を目的に、タブレット型新営業端末「マイスタープラス」や社用スマートフォン「MYフォン」を導入するなど、営業システムインフラを刷新しました。

## 【イノベーションの創出】

中期経営計画の成長戦略の一環として、「先端技術等によるイノベーション」創出に資する取組みを推進しました。

「人工知能・ICT」の領域では、主に生命保険会社の基幹業務（保険引受や保険金支払査定、保険営業活動、資産運用およびお客さまからの照会対応業務等）において、人工知能やデータ分析ツール、RPA(※20)の活用など、最新ICTの適用範囲を順次拡大しています。また、文章等のテキストデータの内容を解析・分類するツールを展開し、本社事務の効率化を進めています。

「ヘルスケア」の領域では、疾病の予防および早期発見等の未病分野における新たなサービスの提供をめざし調査・研究を行なっています。具体的には、認知症予防を目的としたスマートフォンアプリ「かんたんブレインチェック」を日本アイ・ビー・エム株式会社や筑波大学と共同開発し、2020年2月から提供を開始しました。また、弘前大学と共同で健康意識向上に向けた教育プログラムの開発や、未病予測モデルの構築に取り組んでいます。

(※20) Robotic Process Automation の略で、人がPCで行なう定型作業をソフトウェアに設定し、作業を代替するシステム

## 【ブランド戦略】

企業ビジョンに基づくブランドイメージの確立と浸透をめざし、健康増進に係る取組みや対面のアフターフォロー等における当社独自の活動を推進するとともに、当社を身近に感じていただける情報発信に努めています。

アウタープロモーションにおいては、健康増進を応援する当社らしい取組みとして「みんなの健活プロジェクト」の商品・サービスのPRを集中的に行なったほか、Jリーグ協賛に基づくウォーキングイベントや、全国大会として開催したゴルフトーナメントなど幅広い運動機会を提供し、スポーツ支援を通じた企業イメージの浸透に取り組みました。

また、「対面のアフターフォロー」の価値を訴求すべく、ご契約の定期点検等を通じたお客さまのご意向に沿ったアフターフォローの実践、高齢のお客さま向け各種制度のご案内に加え、2019年11月からは「MY健活レポート」を活用した健康アドバイス等を行なう「健活サポート活動」を開始し、当社ならではのアフターフォローの価値を実感いただける取組みを拡大しました。

これらの取組みは、さまざまな広告媒体を使った宣伝活動に加え、公式ホームページやSNS公式アカウント等の自社保有メディアを活用して積極的に紹介しています。

## 【「企業ビジョン実現プロジェクト」の実施状況】

企業ビジョンの実現に向けて、一人ひとりが創造力をもって積極的・主体的に取り組む企業風土の醸成をめざして、2017年から本プロジェクトを展開しています。

プロジェクト3年目となる当年度は、「明治安田フィロソフィー」のさらなる浸透に向け、推進の原動力である各組織単位の小集団活動「Kizuna（キズナ）運動」を中心に、「みんなの健活プロジェクト」の活動を中軸とした「お客さまとの絆」「地域社会との絆」「働く仲間との絆」を深める取組みや、従業員の一体感向上に向けたボトムアップ型の取組みを全員参画で行ないました。

具体的には、自治体と連携したウォーキングイベントの開催、誕生日やご契約の節目等にあわせて、アドバイザーがお客さまへの想いを手書きのメッセージでお届けする「MYメッセージ活動」（当年度約666万枚／前年度比+約27%）等を推進しました。また、「明治安田生命Jリーグ」の応援では、「全員がサポーター」を合言葉に、約38.5万人（前年比+約11%）のお客さまおよび当社従業員とその家族がスタジアムで観戦するなど、全社で活発な取組みを展開しました。

こうした取組みに加え、「明治安田フィロソフィー」の理解促進のための研修や、フィロソフィーの実現に向けて一人ひとりの行動を考える従業員同士の討議等を繰り返し実施しました。

## 【主要業績の概況】

### 【当期における当社の主要業績について】

2019年度における当社の主要業績は次のとおりです。

個人保険・個人年金保険は、保険料ベースの業績指標である年換算保険料（各契約について、お支払いいただく保険料を1年あたりに換算した業績指標）において、新契約年換算保険料が1,051億円、年度末での保有契約年換算保険料が2兆2,267億円となりました。このうち、第三分野（医療・介護保障等）は、新契約年換算保険料が399億円、年度末での保有契約年換算保険料が4,452億円となりました。

団体保険の年度末保有契約高は116兆3,348億円、団体年金保険の年度末保有契約高（責任準備金の金額）は7兆7,864億円となりました。なお、明治安田アセットマネジメント株式会社が受託している団体年金資産を加えた明治安田生命グループ全体での団体年金資産の契約・受託残高は、9兆228億円でした。

#### （新契約年換算保険料）

	当年度 金額	前年度比増減率	前年度 金額
個人保険・個人年金保険	1,051億円	△ 25.6%	1,413億円
うち 第三分野	399億円	△ 26.5%	543億円

#### （減少契約年換算保険料）

	当年度 金額	前年度比増減率	前年度 金額
個人保険・個人年金保険	1,440億円	13.6%	1,268億円

#### （保有契約年換算保険料）

	当年度末 金額	前年度末比増減率	前年度末 金額
個人保険・個人年金保険	2兆2,267億円	△ 1.7%	2兆2,656億円
うち 第三分野	4,452億円	3.1%	4,320億円

以下の契約高には、第三分野の業績は含まれていません。

#### （新契約高）

	当年度 金額	前年度比増減率	前年度 金額
個人保険・個人年金保険	1兆1,267億円	△ 21.1%	1兆4,271億円

#### （減少契約高）

	当年度 金額	前年度比増減率	前年度 金額
個人保険・個人年金保険	4兆8,239億円	△ 7.0%	5兆1,896億円

(保有契約高)

	当年度末		前年度末 金額
	金額	前年度末比増減率	
個人保険・個人年金保険	71兆676億円	△4.9%	74兆7,648億円
団体保険	116兆3,348億円	0.4%	115兆8,156億円
団体年金保険	7兆7,864億円	1.2%	7兆6,913億円

経常収益では、保険料等収入が2兆5,933億円となりました。うち個人保険は1兆3,508億円、個人年金保険は3,300億円、団体保険は2,859億円、団体年金保険は5,877億円となりました。資産運用収益は、利息及び配当金等収入が8,716億円、有価証券償還益が899億円、有価証券売却益が192億円で、資産運用収益合計では9,810億円となりました。

経常費用では、保険金等支払金は2兆2,934億円、うち個人保険・個人年金保険が1兆5,573億円、団体保険が1,500億円、団体年金保険が5,558億円となりました。責任準備金等繰入額は、2,615億円となりました。資産運用費用は、金融派生商品費用が1,356億円、有価証券評価損が1,041億円、支払利息が142億円、有価証券売却損が62億円で、資産運用費用合計では3,584億円でした。事業費は、3,620億円となりました。

これらの結果、経常利益は2,354億円でした。また、基礎利益（保険料収入や保険金・事業費支払等の保険関係収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間収益の状況を表わす指標）は5,916億円となりました。

特別損益のうち、特別損失は、減損損失22億円、固定資産等処分損16億円を計上したほか、価格変動準備金へ165億円繰り入れる等、合計で209億円でした。

以上の結果、経常利益に、特別損益、法人税等を加減した当期純剰余は2,001億円となりました。

当期純剰余に土地再評価差額金取崩額等を反映し、当期末処分剰余金は2,001億円となりました。当期末処分剰余金から剰余金処分案にて社員配当準備金に1,488億円繰り入れることとしています。

	当年度 金額	前年度比増減率	前年度 金額
経常収益	3兆6,478億円	△ 3.2%	3兆7,682億円
保険料等収入	2兆5,933億円	△ 6.4%	2兆7,708億円
資産運用収益	9,810億円	7.6%	9,118億円
経常費用	3兆4,123億円	0.5%	3兆3,946億円
保険金等支払金	2兆2,934億円	4.0%	2兆2,054億円
責任準備金等繰入額	2,615億円	△ 43.8%	4,656億円
資産運用費用	3,584億円	57.8%	2,271億円
事業費	3,620億円	1.3%	3,574億円
経常利益	2,354億円	△ 37.0%	3,735億円
基礎利益	5,916億円	0.3%	5,896億円
特別利益	0億円	△ 100.0%	24億円
特別損失	209億円	△ 84.7%	1,366億円
当期純剰余	2,001億円	△ 10.1%	2,225億円
当期末処分剰余金	2,001億円	△ 10.4%	2,233億円

総資産については、年度末で39兆5,308億円となりました。

	当年度末		前年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
総資産	39兆5,308億円	100.0%	39兆2,608億円	100.0%
現金及び預貯金等	1兆4,998億円	3.8%	1兆4,500億円	3.7%
有価証券	32兆4,412億円	82.1%	32兆1,821億円	82.0%
貸付金	4兆1,054億円	10.4%	4兆2,238億円	10.8%
有形固定資産	8,646億円	2.2%	8,703億円	2.2%

負債の大宗を占める責任準備金残高は32兆5,102億円でした。責任準備金は、法令等で定められている積立方式のうち、最も積立水準が高い平準純保険料式で積み立てています。

	当年度末		前年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
負債の部合計	35兆9,752億円	91.0%	35兆2,293億円	89.7%
責任準備金	32兆5,102億円	82.2%	32兆2,487億円	82.1%
支払備金	1,244億円	0.3%	1,304億円	0.3%
価格変動準備金	8,324億円	2.1%	8,159億円	2.1%
純資産の部合計	3兆5,556億円	9.0%	4兆315億円	10.3%
基金・基金償却積立金	9,800億円	2.5%	9,300億円	2.4%
剰余金	4,607億円	1.2%	4,916億円	1.3%
その他有価証券評価差額金	1兆9,508億円	4.9%	2兆4,502億円	6.2%
負債及び純資産の部合計	39兆5,308億円	100.0%	39兆2,608億円	100.0%

ソルベンシー・マージン比率（行政監督上の指標の一つで、大災害や株価の暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクへの対応余力の水準を表す指標）は、1,069.3%となりました。

### 【当期における当社グループの主要業績について】

2019年度における当社グループの主要業績は次のとおりです。

経常収益は4兆733億円、経常利益は2,535億円、親会社に帰属する当期純剰余は2,078億円となりました。

	当年度		前年度 金額
	金額	前年度比増減率	
経常収益	4兆733億円	△ 2.6%	4兆1,825億円
経常利益	2,535億円	△ 35.1%	3,906億円
親会社に帰属する当期純剰余	2,078億円	△ 9.5%	2,295億円

グループ保険料（※21）は2兆9,118億円、グループ基礎利益（※22）は6,355億円となりました。

（※21）連結損益計算書上の保険料等収入

（※22）明治安田生命の基礎利益に連結される子会社および子法人等ならびに持分法適用の関連法人等のキャピタル損益等を控除した税引前利益のうち明治安田生命の持分相当額を合算し、明治安田生命グループ内の内部取引の一部を相殺した数値

	当年度		前年度 金額
	金額	前年度比増減率	
グループ保険料	2兆9,118億円	△ 5.5%	3兆813億円
グループ基礎利益	6,355億円	0.3%	6,338億円

総資産については、年度末で42兆6,138億円となりました。

	当年度末 金額	前年度末 金額
総資産	42兆6,138億円	42兆1,207億円

連結ソルベンシー・マージン比率は、1,143.6%となりました。

### 【対処すべき課題】

当社は生命保険相互会社として、経営理念に掲げる「確かな安心を、いつまでも」お届けしていくため、長期的に安定した経営が求められると認識していますが、今後の環境変化として、特に「金融環境の変動」「各領域における法令・規制の動向」「少子高齢化・人口減少等による社会構造の変化」「デジタル・ヘルスケア技術の進展」が経営に大きな影響を与えていると考えています。

企業ビジョン「信頼を得て選ばれ続ける、人に一番やさしい生命保険会社」の実現に向け、こうした環境変化に適切に対応しつつ、お客さま、そしてお客さまが暮らす地域社会に寄り添い、「人生100年時代」にふさわしい当社独自の価値を提供していく必要があると考えています。

このような認識のもと、当社では10年後にめざす姿を「『ひとに健康を、まちに元気を。』最も

身近なリーディング生保へ」と定め、そこに至る道のりとして10年計画「MY Mutual Way 2030（2020～2029年度）」を策定しました。

一方、現在新型コロナウイルスの感染が拡大しており、今後、対面による営業・サービス活動が困難になるなど、業務遂行上の影響が拡大する懸念があると認識しています。

このような状況をふまえ、「お客さま・従業員の安全確保」と「既契約者との関係維持・保険金支払業務等の重要業務の確実な実行」を最優先とし、感染拡大の防止に向けて定めた従業員向けルールを徹底するとともに、生命保険契約をご継続いただけるよう「保険料の払込猶予期間の延長」や、「契約者貸付制度の貸付利息の免除」など、お客さま向けの特別対応のご案内等を実施しています。

こうしたなか、2020年度は10年計画のなかの単年度の取組みとして「とことん！アフターフォロー特別計画」を策定し、足元の新型コロナウイルスの感染拡大状況をふまえ、「対面」に加え「非対面」の方法も活用し、徹底的にお客さまのアフターフォローに取り組んでいくことにしました。また、これと並行して、10年計画のめざす姿の実現に向け、経営基盤の維持・拡充にも取り組んでいきます。

## (2) 財産および損益の状況の推移

### ア. 当社の財産および損益の状況の推移

区 分		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (当期)
年		億円	億円	億円	億円
度	個人保険	680,422	645,576	613,583	582,139
末	個人年金保険	145,038	139,696	134,065	128,536
契	団体保険	1,129,569	1,139,442	1,158,156	1,163,348
約	団体年金保険	74,417	76,072	76,913	77,864
高	その他の保険	3,240	3,180	2,534	2,213
		百万円	百万円	百万円	百万円
	保険料等収入	2,615,872	2,719,469	2,770,879	2,593,355
	資産運用収益	816,067	890,118	911,810	981,072
	保険金等支払金	2,204,036	2,212,551	2,205,432	2,293,433
	経常利益	318,455	368,360	373,522	235,464
	当期純剰余	233,805	240,187	222,530	200,159
	社員配当準備金繰入額	169,815	185,731	169,630	148,874
	総資産	37,561,475	38,564,334	39,260,805	39,530,866

### イ. 当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
経常収益	3,875,469	4,117,073	4,182,501	4,073,384
経常利益	314,883	370,190	390,618	253,536
親会社に帰属する当期純剰余	223,730	265,038	229,579	207,848
純資産額	4,044,345	4,123,752	3,986,421	3,541,362
総資産	40,412,770	41,543,423	42,120,715	42,613,896

## (3) 支社等および代理店の状況

区 分	前期末	当期末	当期増減(△)
	店	店	店
支社	90	90	0
営業部・営業所	931	940	9
海外事務所	2	2	0
計	1,023	1,032	9
代理店	2,030	2,280	250
計	3,053	3,312	259

#### (4) 使用人の状況

区 分	前期末	当期末	当期増減(△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
内務職員	10,506	10,676	170	44 歳 8 月	16 年 5 月	339 千円
営業職員	32,444	33,000	556	47 歳 4 月		

(注) 1. 内務職員は、総合職・医務職・医療職・得意先担当職・契約社員の合計より、出向・休職・組合専従を除いた数です。

2. 平均給与月額は、2020年3月の税込基準内給与で賞与、時間外手当等は含みません。

#### (5) 主要な借入先の状況

特になし

#### (6) 資金調達状況

内 容	実施日	償却期限	金 額
基金の募集 (再募集)	2019年8月2日	2024年7月30日	500億円

内 容	発行日	償還期限	金 額
劣後特約付社債	2019年9月25日	2049年9月25日 (注)	800億円

(注) 償還期限は、発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上償還可能です。

#### (7) 設備投資の状況

##### ア. 設備投資の総額

設備投資の総額	36,450	百万円
---------	--------	-----

(注) 2019年度中に実施した設備投資の総額を記載しております。なお、設備投資は、有形固定資産および無形固定資産に係るものです。

##### イ. 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

## (8) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
明治安田システム・ テクノロジー株式会社	東京都江東区	システム開発、運用 管理業務、顧客企業 へのコンサルティング 業務、介護関連 事業	1982年4月1日	百万円 100	% 100.0
明治安田アセット マネジメント株式会社	東京都港区	投資助言・代理業、 投資運用業、第二種 金融商品取引業	1986年11月15日	百万円 1,000	92.9
明治安田損害保険 株式会社	東京都千代田区	損害保険業務	1996年8月8日	百万円 10,000	100.0
Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited	米国 ハワイ州 ホノルル市	生命保険・健康保険 業務	1961年8月3日	万米ドル 635	100.0
Meiji Yasuda America Incorporated	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	金融経済調査、米国 における不動産投資	1998年8月3日	万米ドル 4,266	100.0
StanCorp Financial Group, Inc.	米国 オレゴン州 ポートランド市	生命保険業務および 保険関連事業	1998年9月23日	万米ドル 495,000	100.0

- (注) 1. 明治安田システム・テクノロジー株式会社は、2019年4月1日付でMBS事業部門を分社化し、明治安田  
収納ビジネスサービス株式会社を設立しました。なお、同日付で、明治安田収納ビジネスサービス株式会社  
は当社の完全子会社となりました。
2. 明治安田損害保険株式会社は、2019年6月25日付で資本金を52,000百万円から10,000百万円に減少して  
います。
3. Pacific Guardian Life Insurance Company, Limitedへの資本参加は1976年3月26日、StanCorp Financial  
Group, Inc.への資本参加は2016年3月8日です。

**(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況**

該当事項はありません。

**(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の状態

#### ア. 取締役

(年度末現在)

氏名	地位および担当		重要な兼職	その他
鈴木伸弥	取締役会長	指名委員 報酬委員	株式会社ほくほくフィナンシャル グループ取締役	
根岸秋男	取締役	指名委員 報酬委員	株式会社ニコン取締役	
井福正博	取締役		安田倉庫株式会社取締役	
荒谷雅夫	取締役		株式会社山口銀行取締役 エイチディーアイ・インターナショナル 株式会社監査役	
打保誠一郎	取締役	監査委員		
服部重彦	取締役 (社外)	報酬委員長	株式会社島津製作所相談役	
落合誠一	取締役 (社外)	監査委員長 報酬委員	弁護士 宇部興産株式会社取締役	
木瀬照雄	取締役 (社外)	指名委員長 監査委員	TOTO株式会社特別顧問	
須田美矢子	取締役 (社外)	指名委員 監査委員	一般財団法人キャノングローバル戦略 研究所特別顧問	
北村敬子	取締役 (社外)	監査委員 報酬委員	京王電鉄株式会社監査役 日野自動車株式会社監査役	会計学を研究する専門 家として、財務および 会計に関する相当程度 の知見を有するもので あります。
秋田正紀	取締役 (社外)	指名委員	株式会社松屋代表取締役社長執行役員 株式会社ギンザコア代表取締役会長	

(注) 監査委員会監査の実効性確保の観点から、質の高い情報収集、会計監査人および内部監査部門・内部統制部門等との連携強化等のため、社内取締役である監査委員を常勤監査委員として選定しています。

#### イ. 執行役

(年度末現在)

氏名	地位および担当		重要な兼職	その他
鈴木伸弥	代表執行役		株式会社ほくほくフィナンシャル グループ取締役	
根岸秋男	代表執行役 社長	《グループ経営責任者》	株式会社ニコン取締役	
井福正博	執行役 副社長	《グループ監査責任者》 内部監査部	安田倉庫株式会社取締役	2020年3月31日付で 執行役副社長を辞任 しました。
荒谷雅夫	執行役 副社長	資産運用部門長 [運用企画部、融資部(※)、 クレジット投資部(※)、 証券運用部、特別勘定運用部、 不動産部、運用審査部(※)、 運用サービス部(※)] 秘書部	株式会社山口銀行取締役 エイチディーアイ・インターナショナル 株式会社監査役	

氏 名	地 位 お よ び 担 当		重 要 な 兼 職	そ の 他
大 西 忠	専務執行役	「みんなの健活プロジェクト」担当 営業企画部、法人営業企画部、 ブランド戦略部	株式会社北國銀行取締役	
牧 野 真 也	専務執行役	保険金部、商品部、 人事部(※)、情報システム部		
綾 井 康 之	専務執行役	個人営業部門長 [業務部]		2020年3月31日付で 専務執行役を辞任しました。
山 内 和 紀	専務執行役	海外事業企画部、 海外事業推進部	スタンコープ・ファイナンシャル・ グループ株式会社取締役 スタンダード生命保険株式会社取締役 タイライフ・インシュアランス・ パブリック・カンパニー・リミテッド 取締役	
菊 川 隆 志	常務執行役	融資部、クレジット投資部、 運用サービス部		
梅 崎 輝 喜	常務執行役	《グループコンプライアンス 責任者》 「お客さまの声」統括部、 コンプライアンス統括部、 法務部		
永 島 英 器	常務執行役	営業人事部、人事部、 関連事業部		
中 谷 新 司	常務執行役	公法人営業部門長 [公法人業務部]		
長 尾 浩 一	常務執行役	契約部、法人サービス部、 団体年金サービス部		
中 村 篤 志	常務執行役	海外事業企画部(※)、 広報部、企画部、調査部		
河 村 雅 直	常務執行役	総合法人営業部門長 [総合法人業務部]		
上 田 泰 史	常務執行役	収益管理部、総務部		
住 吉 敏 幸	常務執行役	事務サービス企画部、 事務サポート部、 契約サービス部		
福 井 賢 二	執 行 役	《グループリスク管理責任 者》 運用審査部、情報システム部 (システム品質管理担当)、 リスク管理統括部		

(注) 1. 部門長の [ ] 内は、部門長が担当する業務の所管部を表わします。

2. 担当執行役配置部(※)の分掌業務にかかる個別案件についての決裁権限を有しません。

## (2) 会社役員に対する報酬等

区 分	支給人数	報酬等			
		基本報酬	業績連動報酬	その他報酬	
		百万円	百万円	百万円	百万円
取締役	8	143	143	—	0
執行役	18	1,095	579	505	11
計	26	1,239	722	505	11

- (注) 1. 取締役と執行役の兼任者の報酬等は、執行役欄に記載しております。また、上記支給人数・報酬等には、2019年7月2日開催の第72回定時総代会終結の時をもって退任した取締役1名分を含んでおります。
2. 当社は、2008年6月30日をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。
3. 上記に開示した金額、ならびに、これまでの事業報告書の報酬等として開示した金額のほか、退任している役員に対し、役員年金（退職慰労金）として、取締役48名に対し92百万円および監査役12名に対し13百万円を支給しております。
4. 当社は、2019年7月2日の報酬委員会において、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容にかかる決定に関する方針について決議し、方針にもとづき策定された規程に則り、会社業績および個人評価を決定のうえ、支給金額を決議しました。方針は次のとおりです。
- (1) 基本方針  
取締役・執行役の報酬は、職務内容を勘案のうえ、当社の経営環境・会社業績等をふまえた適切な水準に設定する。
- (2) 取締役の報酬  
取締役の報酬は、職務内容・委員長委嘱等の有無に応じた固定報酬とする。
- (3) 執行役の報酬  
執行役の報酬は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、基本報酬、業績連動報酬、代表権加算およびグループ責任者加算で構成する。
- ア. 基本報酬、代表権加算およびグループ責任者加算は、役位および職務内容に応じた固定報酬とする。
- イ. 業績連動報酬は、役位および職務内容別に定め、会社業績および会社業績に対する各人の貢献度合に応じ、一定の範囲内で決定する。
5. 当社役員報酬は、固定報酬である「基本報酬」と「業績連動報酬」と「その他報酬」から構成されており、「業績連動報酬」は会社業績部分および個人業績（評価）部分にわかれ、役位に応じて設定しています。「業績連動報酬」部分が報酬総額に対して占める割合は、役位に応じて39.7%から50.8%となります。（2019年度実績）
6. 「業績連動報酬」の指標は、経営目標と同一指標とし、企業価値E E V、個人保険分野における保有年換算保険料や法人営業分野における団体保険保有契約高などが主なものとなります。
7. その他報酬には、主なものとして社宅家賃補助等があります。

## (3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の概要
服部重彦 落合誠一 木瀬照雄 須田美矢子 北村敬子 秋田正紀	当該取締役の保険業法第53条の33第1項に関する責任につき、1,000万円または保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
服 部 重 彦	<p>&lt;他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況&gt; 株式会社島津製作所 相談役</p> <p>当社は、株式会社島津製作所と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。</p>
落 合 誠 一	<p>弁護士</p> <p>&lt;他の法人等の社外役員との兼職その他の状況&gt; 宇部興産株式会社 取締役</p> <p>当社は、宇部興産株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。</p>
木 瀬 照 雄	<p>&lt;他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況&gt; TOTO株式会社 特別顧問</p> <p>当社は、TOTO株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。</p>
須 田 美 矢 子	<p>一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所 特別顧問</p>
北 村 敬 子	<p>&lt;他の法人等の社外役員との兼職その他の状況&gt; 京王電鉄株式会社 監査役 日野自動車株式会社 監査役</p> <p>当社は、京王電鉄株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。 また、当社は、日野自動車株式会社と保険の取引があります。</p>
秋 田 正 紀	<p>&lt;他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況&gt; 株式会社松屋 代表取締役社長執行役員 株式会社ギンザコア 代表取締役会長</p> <p>当社は、株式会社松屋と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。</p>

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および各委員会への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
服部重彦	2012年7月3日就任	当年度取締役会 14 回開催のうち13回出席。 当年度報酬委員会 7 回開催のうち7回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、長年にわたる経営者としての経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
落合誠一	2012年7月3日就任	当年度取締役会 14 回開催のうち14回出席。 当年度監査委員会 15 回開催のうち15回出席。 当年度報酬委員会 7 回開催のうち7回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、法律の専門家としての知識や経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
木瀬照雄	2014年7月2日就任	当年度取締役会 14 回開催のうち14回出席。 当年度指名委員会 6 回開催のうち6回出席。 当年度監査委員会 15 回開催のうち15回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、長年にわたる経営者としての経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
須田美矢子	2014年7月2日就任	当年度取締役会 14 回開催のうち14回出席。 当年度指名委員会 6 回開催のうち6回出席。 当年度監査委員会 15 回開催のうち15回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、金融経済の専門家としての知識や経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
北村敬子	2015年7月2日就任	当年度取締役会 14 回開催のうち11回出席。 当年度監査委員会 15 回開催のうち12回出席。 当年度報酬委員会 7 回開催のうち6回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、財務および会計の専門家としての知識や経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
秋田正紀	2017年7月4日就任	当年度取締役会 14 回開催のうち13回出席。 当年度指名委員会 6 回開催のうち6回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、長年にわたる経営者としての経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。

### (3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	6	100 百万円	—

### (4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

#### 4. 基金に関する事項

(1) 基金拠出額 250,000 百万円

(2) 当年度末基金拠出者数 4名

#### (3) 基金拠出者

基金拠出者の氏名または名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
	百万円	%
明治安田生命 2016 基金特定目的会社	100,000	40.00
明治安田生命 2017 基金特定目的会社	50,000	20.00
明治安田生命 2018 基金特定目的会社	50,000	20.00
明治安田生命 2019 基金特定目的会社	50,000	20.00

(注) 明治安田生命 2016 基金特定目的会社、明治安田生命 2017 基金特定目的会社、明治安田生命 2018 基金特定目的会社および明治安田生命 2019 基金特定目的会社は、基金債権を裏付け資産とする特定社債を発行し、その発行代わり金を基金債権の購入資金に充当しています。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 金井 沢治 指定有限責任社員 熊木 幸雄 指定有限責任社員 蓑輪 康喜	会計監査人としての報酬等の額  201百万円	1. 監査委員会は、日本監査役協会が公表する「監査委員会監査基準」をふまえ、会計監査人の監査計画、職務遂行状況、監査報酬の見積り、非監査業務の委託状況および非監査報酬などが適切であるかを確認のうえ、会計監査人の報酬等について同意しました。  2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である以下の業務を委託し対価を支払っています。 ・ 団体年金の受託業務に係る内部統制の保証業務等

(注) 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 261百万円

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

#### ア. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

##### 1. 監査委員会決議による会計監査人の解任

監査委員会は、会計監査人が保険業法第53条の9第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査委員会決議による会計監査人の解任の検討を行なう。

監査委員会は、会計監査人の解任を監査委員会決議によって行なうことを妥当と判断する場合、監査委員全員の同意によって、会計監査人を解任する。

なお、この場合、監査委員会が選定した監査委員は、監査委員会決議により会計監査人を解任した旨およびその理由を解任後最初に招集される総代会に報告する。

##### 2. 総代会決議による会計監査人の解任

監査委員会は、会計監査人が前項に定める事由に該当すると認められる場合のほか、会計監査人に適正な監査が期待できない場合には、総代会決議による会計監査人の解任の検討を行なう。

監査委員会は、会計監査人の解任を総代会決議によって行なうことを妥当と判断する場合、総代会に提出する会計監査人の解任の議案の内容を決定する。

### 3. 会計監査人の不再任

監査委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制および独立性などが適切であるかについて確認し、会計監査人の不再任の検討を行なう。

監査委員会は、会計監査人の不再任を妥当と判断する場合、総代会に提出する会計監査人の不再任の議案の内容を決定する。

## イ. 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による当社の子法人等の計算関係書類の監査の状況

当社の重要な子法人等のうち、Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited、StanCorp Financial Group, Inc.およびMeiji Yasuda America Incorporatedは、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会において「グループ内部統制基本方針」を定めております。同基本方針の内容とその運用状況の概要は次のとおりです。

### ＜グループ内部統制基本方針＞

当社は、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念の実現のために、以下のとおり、当社ならびにグループ会社からなる明治安田生命グループ(以下、グループ)の内部統制に関する基本的な事項を定める。

なお、本方針において、グループ会社とは、子会社、子法人等からなる実質子会社および関連法人等をいう。

#### 1. 監査委員会の職務の執行のために必要な体制

(1) 監査委員会の職務を補助すべき使用人、当該使用人の当社の執行役および執行役員からの独立性ならびに監査委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関して以下のとおり整備する。

##### ア. 監査委員会事務局

当社は、監査委員会の直属の組織として監査委員会事務局を設置し、執行役および執行役員からの指揮命令を受けずに監査委員会を補助する組織・要員を確保する。

##### イ. 監査委員会事務局への要員配置

当社は、監査委員会事務局には監査が実効的に行なわれるために、それに必要な知識能力を備えた使用人を継続的に配置する。

##### ウ. 独立性および指示の実効性の確保

当社は、監査委員会事務局に所属する使用人の執行役および執行役員からの独立性および監査委員会による当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

当社は、監査委員会事務局に所属する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分に関する事項については監査委員会の同意がなければこれを行なうことができない。

(2) 監査委員会への報告に関する体制を以下のとおり整備する。

ア. 当社は、以下の事項を中心に、当社の重要会議への監査委員出席、当社およびグループ会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、使用人等もしくはこれらの者から報告を受けた者と監査委員会または監査委員との定期的な意見交換または個別報告を通じ、監査委員会への適切な報告体制を確保する。

また、上記報告に関して、その報告者が不利な取扱いを受けない体制を確保する。

1. 当社および監査委員会が必要と認めるグループ会社の事業の状況、業務および財産の状況

2. 当社および監査委員会が必要と認めるグループ会社の内部統制システムの構築状況および運用状況

3. 当社および監査委員会が必要と認めるグループ会社の苦情の処理および内部通報制度の運営の状況

4. その他監査委員会が監査上報告を受けることが必要と認める当社およびグループ会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項

(3) その他当社の監査委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制を以下のとおり整備する。

##### ア. 内部監査部との連携

当社は、監査委員会が当社の業務および財産の状況の調査その他の監査職務を遂行するにあたり、内部監査部から監査の結果の報告を受けるとともに、必要に応じ内部監査部に対して調査を求める等、内部監査部との緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するための体制を確保する。

##### イ. 文書・規程類等重要な記録の確認

当社は、監査委員会が所定の文書・規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、かつ保存および管理されているかを調査し、監査を実効的に行なうための体制を確保する。

##### ウ. 監査費用

当社は、監査委員会または監査委員がその職務の執行に係る費用等について、あらかじめ

め予算を計上するとともに、追加の費用が発生したときは、その職務の執行に必要なと認められる場合を除き、これを負担する。

#### 【運用状況の概要】

当社は、監査委員会の直属の組織として監査委員会事務局を設置しており、同事務局所属員の人事異動等について監査委員会の同意を経て実施しています。

監査委員会および常勤監査委員は、代表執行役をはじめとする執行役等から定期的に報告を受け、意見交換を行なうとともに、常勤監査委員または監査委員会事務局所属員は、「監査委員会監査細則」に基づき、経営会議、内部統制検証委員会のほか、重要な会議、委員会に出席しています。

内部監査部は、監査委員会に対し四半期ごとに内部監査概況を報告し、また、内部監査部長は、常勤監査委員に対し月1回の定例報告に加え随時報告を実施しています。

監査委員会事務局は、内部通報の内容を確認し、重要性の高い通報を常勤監査委員および監査委員会に報告しています。また、コンプライアンス統括部は、内部通報にかかる事実調査結果の分析等を四半期ごとに監査委員会に報告しています。

なお、2020年4月1日付で、内部監査のより実効的な機能発揮に向け、「内部監査部」を監査委員会直属の組織として「監査部」に改正し、経営からの独立性を強化するとともに、「監査委員会事務局」は「監査部」に機能移管しています。

## 2. 業務の適正を確保するために必要な体制

- (1) 当社は、グループ全体の適正な経営を実現するため、グループ経営に関する基本的事項を「国内グループ会社経営管理規程」および「海外グループ会社経営管理規程」に定めるとともに、これに基づき、グループ会社の事業特性をふまえた管理等を効率的に行ない、グループ会社の適正な業務運営のための管理体制およびコンプライアンス・リスク管理態勢の整備を支援する。
- (2) 当社は、当社およびグループ会社のリスク管理、コンプライアンス態勢およびお客さま対応体制を一元的に管理する統括部署として、リスク管理統括部、コンプライアンス統括部、「お客さまの声」統括部を設置するとともに、グループ全体の内部統制の実効性を高めるため、内部統制の有効性を検証する部署として内部監査部を設置する。
- (3) 当社は、グループにおける内部統制の体制整備および運営に必要な領域について方針等を定める。
- (4) 当社はグループ会社に対し、必要に応じて取締役、監査役等を派遣し、グループ会社の経営の適正を検証する。
- (5) 当社は、保険業法、その他の海外も含めた関係法令等の遵守を前提とし、また、グループ会社の出資割合や覚書の定め等をふまえつつ、グループ会社における経営計画等の策定、業務執行等に関する支援・指導・管理・監視を実施する。グループ会社の内部統制は、次の区分に基づき推進する。
  - ア. 子会社・子法人等  
事業特性、規模、適用法令等をふまえ、定期的にまたは適時に行なうべき事前協議事項および報告事項等を定めるとともに、適切な報告体制を確保する。なお、資本配賦を行なう等、当社が経営戦略上重要と位置付ける子会社については、当社内部統制に準じた体制整備を推進する。
  - イ. 関連法人等  
事業特性、規模、適用法令、出資割合等をふまえ、経営管理に係るモニタリング等を行なう。
- (6) 当社およびグループ会社は、グループ間取引に際し、アームズ・レングス・ルールに抵触する取引等を含めた不適切な取引の発生を防止するための体制を整備する。
- (7) 当社は、グループ会社において生じ得る不祥事件等が、当社やグループ会社の健全性等に影響を及ぼす可能性があるとの認識に基づき、重大な不祥事件等が生じた場合、その影響が当社やグループ会社に波及することを最小限に留めるべく、当該社が速やかに当社に報告する体制を整備する。

**【運用状況の概要】**

当社は、グループ全体の適正な経営の実現を図るため、国内は「国内グループ会社経営管理規程」、海外は「海外グループ会社経営管理規程」を定めるとともに、当該規程に基づき、総括管理部が一元的に管理する体制を整備しています。

2019年4月には、グループ経営管理の高度化に向け、「グループCEO（グループ経営責任者）」「グループCRO（グループリスク管理責任者）」「グループCCO（グループコンプライアンス責任者）」等の職制を新設しました。

また、グループ統合的な統制を図る観点から、2018年10月に「グループ内部統制基本方針」、「グループコンプライアンス基本方針」、「グループリスク管理基本方針」、「グループ内部監査基本方針」を制定するとともに、2019年10月には、8つの領域に関する5つのグループ方針（ERM、数理、利益相反管理、外部委託、危機管理）を制定しました。

グループ会社への取締役や監査役の派遣等を通じて、その業務執行を監督・監視するとともに、当社が個別に資本配賦を行なう重要子会社との間で、コンプライアンス、リスク管理、内部監査について意見交換を行なうグループ会議を開催しました。

グループ会社の事業特性、規模、適用法令等、また、当社の出資割合等に応じて、グループ会社が当社に対して事前協議または報告すべき事項等を約定しています。

グループ会社の経営管理態勢のさらなる高度化に向け、「国内グループ会社経営管理改革推進委員会」「海外保険事業改革推進委員会」「ガバナンス改革推進委員会」を設置し、各種取組みについて審議・報告を行ないました（2019年度は、各委員会を、9回、15回、12回開催）。

3. 執行役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、グループのコンプライアンスに関する事項を一元管理する部署としてコンプライアンス統括部を設置する。
- (2) 当社は、「グループコンプライアンス基本方針」および基本的事項を定めた関連規程を制定し、グループ全体のコンプライアンスを推進する。
- (3) 当社およびグループ会社は、反社会的勢力による不当要求等の事案発生時の対応を適切に行なうための体制を整備するとともに、反社会的勢力との関係遮断を徹底する。また、当社およびグループ会社との取引がマネー・ローンダリング等に利用されないよう措置を講じるとともに、インサイダー取引等の不公正な取引の発生を防止するための態勢を整備する。

**【運用状況の概要】**

当社は、コンプライアンス統括部を設置し、グループのコンプライアンスに関する事項を一元管理する体制としています。

また、「グループコンプライアンス基本方針」のほか関連規程等を制定し、当該方針、規程等に基づき、国内関連事業、海外保険関連事業の各総括管理部とコンプライアンス統括部が連携して、グループ会社の状況に応じて、コンプライアンス推進状況をモニタリングするとともに、必要に応じて指導・支援をしています。

反社会的勢力への対応については、「反社会的勢力対応規程」等を制定し、反社会的勢力の混入・介入等への報告体制、反社会的勢力との関係遮断、不当要求対応に関する教育・指導等について定めるとともに、当該規程等に基づき対応し、対応状況を定期的に経営会議・取締役会に報告しています。

監督官庁等の関係機関の動向等もふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策にかかるいっそうの態勢高度化に取り組んでいます。

4. リスク管理に関する体制

- (1) 当社は、グループのリスク管理の態勢整備・推進を行なう部署としてリスク管理統括部を設置する。
- (2) 当社は、「グループリスク管理基本方針」および基本的事項を定めた関連規程を制定し、グループ全体のリスク管理を推進する。

- (3) 当社は、グループ会社リスクを適切に管理するための基本的事項を定めた「国内グループ会社リスク管理規程」および「海外グループ会社リスク管理規程」に基づき、実効性あるリスク管理を通じて、グループ会社の健全かつ適切な業務運営を確保する。

**【運用状況の概要】**

当社は、リスク管理統括部を設置し、グループのリスク管理の態勢整備・推進を行なう体制としています。

「グループリスク管理基本方針」のほか関連規程を制定し、グループのリスク管理の基本的な考え方、当社グループ全体の諸リスクを適切に管理するための基本的事項を定め、グループ全体のリスク管理態勢を構築しています。

グループ重要リスク管理の枠組みを整備し、グループ重要リスクを特定し、モニタリング計画・モニタリング手法を策定し、モニタリングを実施しています。

グループ全体の健全かつ適切な業務運営の確保のため、国内は「国内グループ会社リスク管理規程」、海外は「海外グループ会社リスク管理規程」等、必要な規程等を整備し、グループ会社のリスク管理状況を定期的に経営会議、取締役会に報告しています。

5. 内部監査に関する体制

- (1) 当社は、「グループ内部監査基本方針」および基本的事項を定めた関連規程を制定し、グループ全体の内部監査体制の整備を推進する。
- (2) 当社の内部監査部は、当社の内部監査を定期的実施するとともにグループ会社の内部監査状況をモニタリングする。また、覚書の定め等もふまえて、必要に応じてグループ会社の監査を実施する。その結果を監査対象部署・監査対象会社に通知し、指摘事項に対する改善策の立案を求め、改善策の進捗状況を定期的に確認するとともに、当社の取締役会等に適宜状況を報告する。

**【運用状況の概要】**

当社は、内部監査部を設置し、グループ内部監査態勢の構築・整備等を行なう体制としています。

「グループ内部監査基本方針」のほか関連規程等を制定し、当該方針、規程等に基づき、当社およびグループ会社の内部監査等を実施しています。

監査結果の概要・分析結果（監査概況）を定期的に経営会議、監査委員会および取締役会に報告するとともに、各監査の指摘事項は、改善フォローを行ない、監査概況で状況を報告しています。

なお、2020年4月1日付で、内部監査のより実効的な機能発揮に向け、「内部監査部」を監査委員会直属の組織として「監査部」に改正し、経営からの独立性を強化しています。

6. 当社単体の内部統制(1～5.に記載する事項を除く)

- (1) 執行役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を以下のとおり整備する。
- ア. コンプライアンス誓約書、コンプライアンス・マニュアル  
当社は、代表執行役をはじめ執行役および執行役員がコンプライアンス誓約書を取締役に提出し、コンプライアンスの推進に誠実かつ率先垂範して取り組む。あわせて、コンプライアンス・マニュアルを執行役、執行役員および使用人に配付し、周知徹底する。
- イ. コンプライアンス実践計画  
当社は、コンプライアンスを推進するため、具体的な実践計画を全社・本社各部・支社・法人部ごとに策定し、その計画内容および実施状況の検証・指導を行なう。
- ウ. コンプライアンス違反(懸念)事象発生時の対応  
当社は、コンプライアンス違反(懸念)事象が適切にコンプライアンス統括部および取締役会等に報告されるよう、法令遵守責任者を通じた報告体制を構築し、あわせて、社内・外に通報者保護に十分に留意した内部通報窓口を設置する。報告された事象については、適切な調査を行ない、分析に基づいて改善に向けた取組みを行なうとともに、コンプライアンス違反については規程に基づき厳正に対処する。

#### 【運用状況の概要】

当社は、コンプライアンスを実現するための具体的な計画として「コンプライアンス実践計画」を毎年度策定し、その推進状況について、定期的に取り締役会へ報告しています。

「内部通報管理規程」を制定し、当該規程に基づき、社内、社外の内部通報窓口を設置しています。内部通報制度の運用にあたっては、通報者保護を徹底するとともに、社外の専門家を委員とする「お客さまサービス推進諮問会議」および監査委員会による内部通報制度の第三者検証を実施しています。また、内部通報制度の運用状況について、定期的に取り締役会に報告しています。

コンプライアンスの推進および推進態勢の整備ならびにコンプライアンスに関する部門間の情報交換・連絡・調整を目的として、「コンプライアンス検証委員会」を設置しています（2019年度は当該委員会を10回開催）。

(2) リスク管理に関する体制を以下のとおり整備する。

ア. 組織別・種類別リスクならびに統合リスクの管理

当社は、国内外の規制動向等をふまえ、リスク管理プロセスの実効性を確保するよう、当社固有のリスクを十分認識したうえで、組織別および種類別のリスク管理態勢、ならびに統合リスク管理態勢を整備する。

イ. リスク管理状況の報告およびリスク発生時の対応

当社は、リスク管理態勢の整備状況ならびにリスク管理状況について、定期的に取り締役会等に報告する体制を構築するとともに、リスクが発生した場合に適切に取り締役会等に報告されるよう体制を構築する。

また、リスク発生時に、適時、的確な事後対応、再発防止を行なうとともに、危機または危機に該当する可能性が相当程度高いリスクが発生した場合、もしくはその懸念がある場合には迅速な対応を行なう。

#### 【運用状況の概要】

当社は、「リスク管理基本規程」、「統合リスク管理規程」、「各種別リスク管理規程」、「組織別リスク管理規程」を制定し、当該規程に基づき、各リスクの管理を行なっています。

リスク管理の実施および管理態勢の整備ならびにリスク管理に関する部門間の情報交換・連絡・調整を目的として、「リスク管理検証委員会」を設置しています（2019年度は当該委員会を20回開催）。

経営計画の達成を阻害する重要な要因として特定した重要リスクを中心として、四半期ごとに、足元の外部環境、リスクテイク・回避状況をふまえて、当社のリスク管理状況を把握し、経営会議、取締役会に報告しています。

サイバーセキュリティ管理については、サイバーセキュリティ管理態勢強化ロードマップに基づき、段階的に高度化を推進するなど、外部環境の変化を捉えた態勢強化を図っています。

2019年度においては、役員・従業員が明治安田フィロソフィーに基づく判断・行動を主体的に行なうための行動指針（コンダクトガイドライン）の策定等の取組みを進めました。

(3) 執行役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制を以下のとおり整備する。

ア. 職務権限規程・経営会議

当社は、「組織職制規程」および「職務権限規程」により、執行役の権限および責任の範囲を適切に定め、執行役が効率的に職務執行する体制を確保する。また、経営上重要な事項については、経営会議における協議を行ない、そのうち、当社の経営方針および経営戦略にかかわる重要事項については、取締役会が決裁する。

イ. 中期経営計画の策定

執行役は、「経営計画規程」に基づき体系的に策定された中期経営計画および年度経営計画に基づいて、職務の執行を行ない、その状況を定期的に検証する。

**【運用状況の概要】**

当社は、「組織職制規程」および「職務権限規程」を制定し、執行役の権限および責任の範囲を明確化するとともに、規程等については、適宜見直しを実施することにより、機能の重複や権限の錯綜等を排除し、執行役が効率的に職務執行する体制を確保しています。経営上重要な事項については、経営会議における協議を経たうえで、「職務権限規程」に基づき代表執行役社長が決裁しています。当社の経営方針等にかかわる重要事項については、「取締役会規則」に基づき、取締役会に付議し、決議しています。

また、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」において、「当社は、(中略)経営の監督機能と執行機能の分離を徹底し、法令上、取締役会付議を求められる事項以外の業務執行を、原則として執行役に委任」する旨を明らかにしています。また、コーポレートガバナンス高度化の観点から、業務執行の決定および業務の執行を担う役員と、主として個別業務の執行を担う役員について、それぞれの責任範囲を明確化することを目的に、執行役員制度を導入しています。

- (4) 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制を以下のとおり整備する。

当社は、執行役の意思決定、および職務執行に係る情報(経営会議等、各種会議の議事録および資料等)について、「コンプライアンス基本規程」、「情報管理規程」等に基づいて適切に管理し、「ドキュメント管理規程」に従い適切に保存および管理を行なう。

**【運用状況の概要】**

当社は、当社グループが保有する情報の保護・管理に関し、情報の種類、重要度により情報を区分し保護・管理する等の基本的事項を定めた「情報管理規程」等、経営会議等、各種会議の資料および議事録等の保存期間を定めた「ドキュメント管理規程」等を整備し、適切な保存・管理を行なっています。

- (5) 財務報告の適正性を確保するための体制を以下のとおり整備する。

当社は、経理関係規程に基づき適正な財務報告が行なわれるよう、財務報告に係る内部統制に関する規程、代表者確認に関する規程を制定し、必要な体制を整備する。

**【運用状況の概要】**

当社は、適正な財務報告が行なわれるよう、「経理規程」、「財務報告内部統制規程」、「代表者確認規程」をはじめ、財務報告に必要な規程を整備しています。

財務報告に係る内部統制報告制度について、財務報告の信頼性向上を図るため任意に内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査を受け内部統制監査報告書を取得しています。2019年度の財務報告に係る内部統制について開示すべき重要な不備はありませんでした。

また、2019年度決算における財務諸表等に記載されたすべての重要事項につき、その表示内容が適正であることを代表者(執行役社長)が確認しています。

当社は、本方針を適切に実施するため、経営会議の諮問機関として内部統制検証委員会を設置し、内部統制システムの整備を継続的に推進する。

上記方針は、2020年4月1日付で、組織改正をふまえた所要の改正(同年2月12日取締役会にて決議)を行なっております。なお、改正後のグループ内部統制基本方針は、当社公式ホームページをご覧ください。

## 7. その他

### **相互会社制度運営に関する事項**

1. 2019年7月2日、第72回定時総代会において、基金の再募集および定款の一部変更、評議員の承認がそれぞれ決議されました。
2. 2019年9月9日、当社公式ホームページに総代候補者社員投票公告が掲載され、9月9日から10月31日までの間、社員投票が実施されました。11月12日、「社員投票結果確認の会」が開催され、社員の中から委嘱した投票管理委員（4名）により、社員投票結果の点検および確認が実施されました。その結果、すべての候補者について「総代として選出することに同意しないとする投票」が有権者の10分の1に満たなかったため、100名の総代候補者が総代として選出され、2020年1月1日付で就任しました。
3. 総代候補者選考委員会の開催状況は次のとおりです。
  - (1) 2019年5月29日、第46回総代候補者選考委員会が開催され、総代候補者選考委員長の互選、総代候補者候補案が決議されました。
  - (2) 2019年8月1日、第47回総代候補者選考委員会が開催され、総代候補者の選定および社員投票実施に関する事項が決議されました。
  - (3) 2019年11月12日、第48回総代候補者選考委員会が開催され、2020年1月1日付就任総代の社員投票結果等が報告されました。
4. 評議員会の開催状況は次のとおりです。
  - (1) 2019年6月20日、第47回評議員会を開催し、「2018年度決算の概要、新たな長期戦略の基本方向と次期中期経営計画の概要、第72回定時総代会決議事項、2018年度開催のお客さま懇談会で寄せられたご意見・ご要望等のうち当会社の経営に関する重要な事項」について審議いただきました。
  - (2) 2019年11月21日、第48回評議員会を開催し、「2019年度上半期報告、新たな長期戦略の基本方向等の検討状況」について審議いただきました。
  - (3) 2020年2月18日、第49回評議員会を開催し、「2019年度決算見通し、10年計画『MY Mutual Way 2030』および3ヵ年プログラム『MY Mutual Way I期』、地域共生プロジェクト<仮称>における取組事項」について審議いただきました。
5. 2019年12月3日、総代報告会を開催し、「2019年度上半期報告、みんなの健活プロジェクトの取組状況、明治安田生命発足15年の振り返り、長期的な経営の基本方向と新たな3ヵ年プログラムの策定」について報告しました。
6. 2020年1月から2月にかけて、全国の支社101会場で「お客さま懇談会」を開催し、2,347名のご契約者にご出席いただき、7,347件のご意見・ご要望をいただきました。また、お客さま懇談会への出席が難しいご契約者からも幅広くご意見・ご要望をお伺いするため、「お客さま懇談会」開催期間にあわせて、当社公式ホームページ内にご意見をお寄せいただくための「お客さま懇談会専用コンテンツ」を開設しました。
7. 2020年3月31日時点の社員数は642万5,643名、総代数は220名です。

## 商品に関する事項

### 【個人営業】

1. 2019年4月2日、「病気になったとき、万一のときの保障」に加え、「健康増進の取組みを応援する機能」を新たな生命保険の価値として提供する「ベストスタイル 健康キャッシュバック」を発売しました。また、標準生命表の改定等をふまえ、一部商品の保険料率の改定を実施しました。
2. 2019年8月1日、「豪ドル建・一時払養老保険」の特徴であるシンプルな仕組みと魅力的な満期受取率のままに、通貨の選択肢として米ドルを追加した、金融機関窓口販売用商品「外貨建・一時払養老保険」を発売しました。
3. 2019年8月2日、人生100年時代の医療保障として「入院時にまとまった一時金をお受け取りいただける」こと、「保険期間は一生涯」等の特徴とした「一時金給付型終身医療保険」を発売しました。
4. 2019年12月2日、一つの商品でさまざまな資産活用ニーズに対応した「外貨建一時払終身保険」を発売しました。本商品では、期間を選んで資産を増やす「増やすタイプ」と、生前贈与を行なうことができる「贈るタイプ」の二つのタイプのほか、金融機関窓口販売用商品では、運用成果を1年に1回、終身にわたってお受け取りいただける「受け取るタイプ」を加えた三つのタイプを取り扱っています。
5. 2020年2月2日、入院リスクに備える「一時金給付タイプの一生涯の終身医療保障」に、「MC I保障」と「認知症保障」をセットした「認知症ケア MC Iプラス」を発売しました。

### 【法人営業】

1. 2020年1月1日、毎年の健康診断結果に基づくランクに応じてキャッシュバックをお支払いし、企業・団体の健康増進に向けた継続的な取組みを応援する「健康サポート・キャッシュバック特約」を発売しました。

## 社会貢献活動に関する事項

1. 「子どもの健やかな成長」と「地域社会への貢献」を社会貢献活動のテーマとして、以下の活動を実施しました。
  - (1) 「小学生向けサッカー教室」

2015年1月から開始したJリーグ協賛の一環として、当社の支社等の所在地を中心に、Jリーグ各クラブの現役選手や元選手およびコーチ等が講師をつとめる小学生向けサッカー教室を実施しています。当年度は全国各地の支社で172回のサッカー教室を開催し、7,892名のお子さまや保護者の方々が参加しました。
  - (2) 「あしながチャリティー&ウォーク」

当社従業員等が参加するウォーキングとチャリティー募金を通じて親をなくした子どもたちの進学と心のケア支援を行なう活動です。あしなが育英会のご協力のもと、当年度は8月から12月に全国73ヵ所でウォーキングを開催し、集まったチャリティー募金約1,600万円をあしなが育英会へ寄贈しました。
  - (3) 「次世代トップアスリート応援プロジェクト」

世界を舞台に活躍することが期待される若手スポーツアスリートを支援するために、2015年7月に「次世代トップアスリート 応援プロジェクト ～めざせ世界大会～」を創設し、当年度末時点で10選手を支援しています。

(4) 「愛と平和のチャリティーコンサート・未来を奏でる教室」

愛と平和の祈りを込めたチャリティーコンサートを毎年開催しており、当年度は9月に大分県、茨城県、10月に新潟県、愛知県、11月には高知県で開催しました。コンサート会場にて実施したチャリティー募金は公益社団法人日本フィランソロピー協会を通じ、東日本大震災で被災した子どもたちの支援のために活動しているNPO団体等へ寄付しました。また、コンサート翌日に近隣の小中学校にて、音楽を通じて子どもたちの情操教育のお役に立てるよう、作曲家三枝成彰氏による音楽授業を実施しました。

(5) 「ふれあいコンサート」

日頃コンサートに行く機会の少ない障がいのある子どもたちに生の音楽を楽しんでもらう目的で、ザ・ワイルドワンズの鳥塚しげき氏による手作りのコンサートを全国各地の特別支援学校等で開催しています。36年目を迎えた当年度は9月に滋賀県、10月に京都府、大阪府、奈良県、兵庫県の特別支援学校等5校で開催しました。

(6) 「非営利活動法人等への寄付」

社会的な課題の解決をめざして活動している非営利活動法人等への寄付を実施しています。当年度も、全国の高齢者・児童・被災者・障がい者・LGBT・環境分野等において支援活動を行なう10団体を寄付先として選定しました。

(7) 「黄色いワッペン」の贈呈」

1965年以来、新入学児童を対象とした交通安全キャンペーンの一環として黄色いワッペンを贈呈しています。当年度は、全国約104万人の新入学児童に贈呈し、これまでの累計贈呈数は約6,654万枚となりました。

2. ご高齢者の安心、そして地域のために貢献できればとの思いから、「子どもの命・安全を守る」地域貢献活動の取組みに「ご高齢者等の見守り」活動を加え、「地域を見守る」社会貢献活動として、明治安田生命労働組合と共同で、2014年9月から全国の支社・営業所等において展開しています。また、自治体や警察との連携のなかで、見守りに関する協定書を締結しており、当年度末時点で、手続き中を含め、43都道府県で146の自治体・警察と協定を取り交わし、地域に密着した活動として推進しました。
3. 社会から必要とされる価値の創造をめざし、健康増進事業の推進や地域経済の活性化支援、次世代を担う子どもたちの健やかな成長に向けた環境づくりなど、地域の発展に向けた取組みを推進しています。それらの取組みを効果的に行なうため、全国の各自治体および地方銀行等と連携協定の締結を進めており、当年度末時点で、32都府県および66市区町と包括連携協定、または健康増進分野の連携協定を、4地方銀行と地方創生を目的とした協定を締結しました。
4. 公益財団法人明治安田厚生事業団、公益財団法人明治安田こころの健康財団、公益財団法人明治安田クオリティオブライフ文化財団へ合計4億2,200万円の寄付金を支出しました。

## **役員に関する事項**

1. 2019年2月12日の取締役会決議により、2019年4月1日付にて、専務執行役荒谷雅夫氏が執行役員副社長に選定されるとともに、常務執行役綾井康之、山内和紀の両氏が専務執行役に選定、執行役員河村雅直、上田泰史の両氏が常務執行役に選定され、それぞれ就任しました。また、住吉敏幸氏が執行役に選任のうえ、常務執行役に選定、福井賢二氏が執行役に選任され、それぞれ就任しました。

2. 2019年7月2日、第72回定時総代会において、取締役鈴木伸弥、根岸秋男、井福正博、打保誠一郎、服部重彦、落合誠一、木瀬照雄、須田美矢子、北村敬子、秋田正紀の10氏が再任、荒谷雅夫氏が新たに選任され、それぞれ就任しました。

3. 2019年7月2日付で、山下敏彦氏は取締役を退任しました。

4. 2019年7月2日の取締役会決議により、取締役鈴木伸弥氏が取締役会長に再任、指名委員会の委員に取締役鈴木伸弥、根岸秋男、木瀬照雄、須田美矢子、秋田正紀の5氏が再選、監査委員会の委員に取締役打保誠一郎、落合誠一、木瀬照雄、須田美矢子、北村敬子の5氏が再選、報酬委員会の委員に取締役鈴木伸弥、根岸秋男、服部重彦、落合誠一、北村敬子の5氏が再選され、それぞれ就任しました。

また、代表執行役に鈴木伸弥氏、代表執行役社長に根岸秋男氏が再任され、それぞれ就任しました。また、執行役副社長に井福正博、荒谷雅夫の両氏が再任、専務執行役に大西忠、牧野真也、綾井康之、山内和紀の4氏が再任、常務執行役に菊川隆志、梅崎輝喜、永島英器、中谷新司、長尾浩一、中村篤志、河村雅直、上田泰史、住吉敏幸の9氏が再任、執行役に福井賢二氏が再任され、それぞれ就任しました。

5. 2020年3月31日付で、井福正博氏は執行役副社長を、綾井康之氏は専務執行役を辞任しました。

## 2019年度(2020年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		<b>( 負 債 の 部 )</b>	
現金及び預貯金	1,205,486	保険契約準備金	32,880,721
現金	94	支払準備金	124,477
預貯金	1,205,392	責任準備金	32,510,255
コ ー ル 口 一 ン	90,000	社員配当準備金	245,988
買入金銭債権	204,335	再 保 險 借 債	842
金銭の信託証券	13,966	社 会 的 借 債	640,735
有価証券	32,441,200	そ の 他 負 債	1,507,699
国債	14,745,920	売現先勘定	73,233
地方債	307,445	債券貸借取引受入担保金	1,133,523
社債	2,381,604	未払法人税等	5,479
株式	3,526,761	未払金	59,299
外国証券	10,359,492	未払費用	30,960
その他の証券	1,119,976	前受収益	2,662
貸付金	4,105,435	預り金	27,984
保険約款貸付	229,759	預り保証金	36,014
一般貸付	3,875,676	先物取引差金勘定	374
有形固定資産	864,639	金融派生商品	81,478
土地	603,348	金融商品等受入担保金	48,971
建物	253,361	資産除去債務	3,354
建設仮勘定	4,249	仮受金	4,362
その他の有形固定資産	3,680	偶発損失引当金	1
無形固定資産	88,916	価 格 変 動 準 備 金	832,480
ソフトウェア	63,215	繰 延 税 金 負 債	13,636
その他の無形固定資産	25,701	再評価に係る繰延税金負債	79,210
代理店貸	0	支 払 承 諾	19,888
再保険貸	1,368	負 債 の 部 合 計	35,975,215
その他の資産	413,476	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>	
未収金	113,266	基 金	250,000
前払費用	7,460	基金償却積立金	730,000
未収収益	104,675	再 評 価 積 立 金	452
預託金	11,895	剩 余 金	460,763
先物取引差入証拠金	3,538	損失填補準備金	11,975
先物取引差金勘定	7,973	その他剰余金	448,787
金融派生商品	104,904	基金償却準備金	90,000
金融商品等差入担保金	46,024	価格変動積立金	29,764
仮払金	3,698	社会厚生事業増進積立金	89
その他の資産	10,040	事業基盤強化積立金	100,000
前払年金費用	88,906	不動産圧縮積立金	26,702
支払承諾見返	19,888	特別準備金	2,000
貸倒引当金	△6,754	別途積立金	85
		当期末処分剰余金	200,146
		基 金 等 合 計	1,441,216
		その他の有価証券評価差額金	1,950,825
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	45,187
		土 地 再 評 価 差 額 金	118,421
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	2,114,434
		純 資 産 の 部 合 計	3,555,650
<b>資 産 の 部 合 計</b>	<b>39,530,866</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>39,530,866</b>

## 貸借対照表の注記

1. 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものならびに同条第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については3月中の市場価格等の平均、それ以外（信託財産として運用している有価証券を含む）については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 個人保険・個人年金保険および団体年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
  - 再評価を行った年月日 2000年3月31日
  - 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
  - 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定
  - なお、2004年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。
  - 再評価を行った年月日 2001年3月31日
  - 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
  - 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出
5. 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法（ただし、建物については定額法）によっております。
6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式は除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。
  - すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
  - なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は183百万円であります。

8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務見込額および年金資産見込額に基づいて計上しております。
- 退職給付債務および退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。
- | 退職給付見込額の期間帰属方法 | 給付算定式基準 |
|----------------|---------|
| 数理計算上の差異の処理年数  | 10年     |
| 過去勤務費用の処理年数    | 10年     |
- なお、当年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回っているため、退職給付引当金の残高はありません。
9. 偶発損失引当金は、保険業法施行規則第 24 条の 4 の規定に基づく引当金であり、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関して将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
10. 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定により算出した額を計上しております。
11. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理を行っております。
- なお、2009 年度より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しており、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第 26 号）に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。
12. 責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。
- (1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）
  - (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- なお、責任準備金には、保険業法施行規則第 69 条第 5 項の規定に基づき積み立てた以下のものが含まれております。
- ・ 1996 年 4 月 1 日以前に契約締結した個人年金保険契約について、予定利率 2.75%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を追加して積み立てることとしたもの（2007 年度から 3 年間にわたる積み立てを完了。なお、年金開始する契約の年金開始後部分は、2010 年度以降も年金開始の都度積み立て）
  - ・ 変額保険契約および 1995 年 9 月 2 日以降に契約締結した一時払養老保険契約を対象として 2014 年度において積み立てたもの
  - ・ 1998 年 4 月 2 日以降に契約締結した一時払個人年金保険契約を対象として 2017 年度において積み立てたもの
13. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
14. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
15. 当年度における金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 金融商品の状況に関する事項
 

保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、経済価値で評価した資産と負債の差額であるサープラスを健全性指標の一つとして捉え、サープラスの変動性（リスク）に着目するサープラス・マネジメント型 ALM によっております。

この方針に基づき、具体的な金融資産として、主に有価証券および貸付金に投資しております。有価証券は、主として債券、株式および投資信託等で保有しており、貸付金は、主に国内の取引先に対する貸付であります。

また、デリバティブについては、運用資産、保険負債または社債のリスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、原則として、ヘッジ目的に利用を限定しております。ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理、金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジを行っております。

なお、有価証券は市場リスク（金利の変動リスク、為替の変動リスクおよび価格変動リスク等）および信用リスク、貸付金は信用リスクおよび金利の変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

外貨建社債は、為替の変動リスクに晒されております。

金利の変動リスクの管理に関しては、サープラス・マネジメントの観点から、超長期債購入による持続的・安定的な資産デュレーションの長期化および金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジ等により、負債も含めた

経済価値ベースの変動リスクを管理しております。為替の変動リスクの管理に関しては、リスク水準の適切なコントロールのため必要に応じ為替予約等を利用し、為替リスクのヘッジを行っております。価格変動リスクを含めた市場リスクの管理に関しては、有価証券やデリバティブ取引について残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、限度枠を設定することで損失を一定範囲に収める仕組みを導入しております。

さらに、当社ではVaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行っております。また、これらの損益状況やルール遵守状況は、資産運用リスク管理部署が監視し、リスク管理検証委員会に定期的に（緊急時は遅滞なく）報告を行うほか、重要なものは取締役会等に報告しております。

信用リスクの管理にあたっては、個別取引ごとに、リスクを慎重に見極め、安全性が高いと判断される対象に限定して運用を行っております。なお、信用リスク判断が特に重要な企業向け貸付については、審査管理部署において、厳正な審査体制の確保、信用供与先に対するモニタリング、企業審査手法を活用した社内信用格付制度を実施するとともに、重要度の高い案件については、投融资検討会議等で慎重に検討のうえ決裁する体制となっております。また、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう信用度に応じた与信枠を設定し、管理を行う等運用先の分散を図っております。

デリバティブ取引に関しては、利用方針等を規定化するとともに、取引種類別の残高制限および取引先ごとの与信枠を設定するなどしてリスクを抑制するとともに、取引を執行する部署と事務管理部署を分離し、内部牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行っております。

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

当年度末における主な金融資産および金融負債に係る貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	1,205,486	1,205,486	—
その他有価証券(譲渡性預金)	32,995	32,995	—
買入金銭債権	204,335	217,514	13,179
満期保有目的の債券	192,270	205,449	13,179
その他有価証券	12,064	12,064	—
金銭の信託	13,966	13,966	—
その他有価証券	13,966	13,966	—
有価証券	31,548,038	33,890,160	2,342,122
売買目的有価証券	743,989	743,989	—
満期保有目的の債券	3,943,062	4,676,686	733,623
責任準備金対応債券	8,923,833	10,532,331	1,608,498
その他有価証券	17,937,152	17,937,152	—
貸付金	4,105,435	4,303,647	198,212
保険約款貸付	229,759	229,759	—
一般貸付	3,875,676	4,073,888	198,212
貸倒引当金(*1)	△5,452	—	—
	4,099,982	4,303,647	203,665
社債	640,735	629,271	△11,463
売現先勘定	73,233	73,233	—
債券貸借取引受入担保金	1,133,523	1,133,523	—
金融派生商品(*2)	23,425	23,425	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(27,843)	(27,843)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	51,269	51,269	—

(\*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

### (注1) 金融商品の時価の算定方法

#### ・資産

##### ①現金及び預貯金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取り扱うものについては、④有価証券と同様に評価しております。

②買入金銭債権

買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取り扱うものについては、④有価証券と同様に評価しており、時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割引く方法により算定された理論価格または取引相手先から入手した3月末日の時価等によっております。

③金銭の信託

信託財産として運用している市場価格のある有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。

④有価証券

その他有価証券のうち市場価格のある国内株式については、3月中の市場価格の平均等によっております。上記以外の有価証券については3月末日の市場価格等によっております。

なお、市場価格がない非上場株式等については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておらず、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当年度末における貸借対照表価額は、893,162百万円（うち子会社株式及び関連会社株式847,921百万円）であります。また、当年度において、子会社株式及び関連会社株式以外の非上場株式等について287百万円減損処理を行っております。

⑤貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割引いた価格によっております。なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

・負債

①社債

3月末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。

②売現先勘定

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

③債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

・金融派生商品

①株価指数先物、債券先物等の取引所取引の時価については、3月末日の終値または清算価格等によっております。

②外国為替予約等の店頭取引の時価については、3月末日のTMM、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格または情報ベンダーが提供する価格によっております。

なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金および社債の時価に含めて記載しております。

③金利スワップ取引の時価については、3月末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

①売買目的有価証券において、当年度の損益に含まれた評価差額は△32,957百万円であります。

②満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	3,397,566	4,051,049	653,483
	②社債	438,346	512,962	74,616
	③その他	288,620	307,556	18,936
	合計	4,124,533	4,871,569	747,035
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	2,800	2,798	△1
	③その他	8,000	7,768	△231
	合計	10,800	10,567	△232

(\*) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

③責任準備金対応債券の目標デュレーション達成のための当年度中の売却額は285,843百万円であり、売却益の合計額は12,913百万円、売却損の合計額は25百万円であります。信用状態の著しい悪化による当年度中の売却額は1,128百万円、売却損は104百万円であります。また、責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	7,474,934	9,023,047	1,548,113
	②社債	17,156	21,193	4,037
	③その他	678,166	746,731	68,565
	合計	8,170,256	9,790,973	1,620,716
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	643,382	634,664	△8,717
	②社債	1,853	1,829	△24
	③その他	108,340	104,864	△3,476
	合計	753,576	741,358	△12,218

④その他有価証券の当年度中の売却額は286,600百万円であり、売却益の合計額は6,320百万円、売却損の合計額は6,166百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または 償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	1,188,129	2,991,591	1,803,462
	(2)債券	4,655,016	5,019,411	364,394
	①国債・地方債等	3,057,771	3,345,513	287,741
	②社債	1,597,245	1,673,898	76,652
	(3)その他	7,448,981	8,131,550	682,568
	合計	13,292,127	16,142,552	2,850,425
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	410,410	363,092	△47,317
	(2)債券	217,042	213,582	△3,460
	①国債・地方債等	24,226	24,038	△188
	②社債	192,816	189,544	△3,271
	(3)その他	1,368,766	1,276,951	△91,814
	合計	1,996,218	1,853,626	△142,591

(\*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

⑤上記の表中にある「取得原価または償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当年度において、その他有価証券で時価のある株式等について87,730百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預貯金	1,205,392	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	204,335
貸付金(*)	376,133	693,967	607,674	610,688	766,712	819,816
有価証券	891,693	2,430,711	1,527,391	1,358,427	4,124,543	15,499,407
満期保有目的の債券	183,178	366,145	408,820	621,364	269,849	2,090,904
責任準備金対応債券	7,404	111,669	12,556	79,308	1,407,162	7,305,731
その他有価証券のうち満期があるもの	701,110	1,952,896	1,106,015	657,753	2,447,531	6,102,771
合計	2,473,219	3,124,678	2,135,065	1,969,115	4,891,255	16,523,558

(\*)貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めない684百万円は含めておりません。

(\*)貸付金のうち、保険約款貸付については、償還期限がないので含めておりません。

(注4) 社債、売現先勘定および債券貸借取引受入担保金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
社債	-	-	-	-	-	640,735
売現先勘定	73,233	-	-	-	-	-
債券貸借取引 受入担保金	1,133,523	-	-	-	-	-
合計	1,206,757	-	-	-	-	640,735

16. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は565,200百万円、時価は812,735百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価（指標等を用いて調整を行ったものを含む）によっております。

17. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、18,048百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

貸付金のうち、破綻先債権額は26百万円であります。また、延滞債権額は5,091百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額161百万円、延滞債権額22百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は12,930百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

18. 有形固定資産の減価償却累計額は、453,045百万円であります。

19. 保険業法第118条第1項の規定による特別勘定の資産の額は、810,928百万円であります。

なお、同勘定の負債の額も同額であります。

20. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、2,114,887百万円であります。

21. 子会社等に対する金銭債権の総額は、2,310百万円、金銭債務の総額は、3,686百万円であります。

22. 貸借対照表に計上した有形固定資産および無形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機およびその周辺機器等があります。

23. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	242,957百万円
前期剰余金よりの繰入額	169,630百万円
当期社員配当金支払額	166,720百万円
利息による増加等	121百万円
当期末現在高	245,988百万円

24. 保険業法第60条の規定により基金を50,000百万円新たに募集いたしました。

25. 基金を60,000百万円償却したことに伴い、同額を保険業法第56条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。

26. 担保に供されている資産の額は、有価証券29,285百万円であります。

27. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の貸借対照表価額は2,762,898百万円、売現先取引により買戻し条件付で売却した有価証券の貸借対照表価額は75,520百万円あります。

28. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、74,610百万円あります。

29. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債および外貨建劣後特約付社債であります。

30. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は 47,627 百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

31. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	273,446 百万円
勤務費用	9,461 百万円
利息費用	2,461 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	1,022 百万円
退職給付の支払額	△18,158 百万円
過去勤務費用の当期発生額	△9,764 百万円
期末における退職給付債務	258,468 百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	360,723 百万円
期待運用収益	3,398 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△36,429 百万円
事業主からの拠出額	2,183 百万円
退職給付の支払額	△7,586 百万円
期末における年金資産	322,289 百万円

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	257,471 百万円
年金資産	△322,289 百万円
	△64,817 百万円
非積立型制度の退職給付債務	997 百万円
未認識数理計算上の差異	△35,633 百万円
未認識過去勤務費用	10,547 百万円
退職給付引当金（△は前払年金費用）	△88,906 百万円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	9,461 百万円
利息費用	2,461 百万円
期待運用収益	△3,398 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	4,034 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△1,805 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	10,752 百万円

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

債券	7.5%
株式	30.7%
生命保険一般勘定	30.4%
共同運用資産	20.1%
投資信託	2.6%
現金及び預金	2.0%
その他	6.6%
合計	100.0%

年金資産合計には、退職給付信託が 49.4%含まれております。

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

当年度末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率	0.9%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	2.0%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は992百万円であります。

32. 子会社等の株式等は、847,921百万円であります。

33. 繰延税金資産の総額は、775,829百万円、繰延税金負債の総額は、785,018百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、4,447百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金428,745百万円および価格変動準備金232,761百万円であります。

繰延税金負債の発生の主なものは、その他有価証券の評価差額735,416百万円であります。

当年度における法定実効税率は27.96%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金に係る△18.38%であります。

34. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という）の金額は17百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の金額は28,660百万円であります。

# 2019年度(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額	
<b>経常収益</b>		3,647,824
保険料等収入	2,593,355	
再保険収入	2,588,757	
資産運用収益	4,598	
利息及び配当金等収入	981,072	
預貯金利息	871,621	
有価証券利息・配当金	1,893	
貸付金利	746,415	
不動産賃貸料	67,105	
その他利息配当金	38,805	
金銭の信託運用益	17,399	
有価証券売却益	46	
有価証券償還益	19,233	
その他の運用収益	89,915	
その他の経常収益	255	
年金特約取扱受入金	73,396	
保険金据置受入金	13,797	
支払備金戻入額	43,653	
退職給付引当金戻入額	5,933	
その他の経常収益	2,002	
	8,008	
<b>経常費用</b>		3,412,360
保険金等支払金	2,293,433	
保険料	604,727	
年金給付	627,305	
解約返戻金	402,708	
その他の返戻金	548,700	
再保険料	105,969	
責任準備金等繰入額	4,021	
責任準備金繰入額	261,570	
社員配当金積立利息繰入額	261,480	
資産運用費用	89	
支払利息	358,424	
有価証券売却損	14,262	
有価証券評価損	6,295	
有価証券償還損	104,134	
金融派生商品費用	32,134	
為替差損	135,662	
貸倒引当金繰入額	18,188	
貸付金償却	1,503	
貸用不動産等減価償却費用	393	
その他の運用費用	9,609	
特別勘定資産運用損	16,292	
その他の業常費用	19,948	
事業の他の経常費用	362,017	
保険金据置支払金	136,914	
税減価償却費用	71,474	
その他の経常費用	29,327	
	29,492	
	6,620	
<b>経常利益</b>		235,464
<b>特別利益</b>		0
偶発損失引当金戻入額	0	
<b>特別損失</b>		20,944
固定資産等処分損失	1,679	
減損損失	2,245	
価格変動準備金繰入額	16,504	
不動産圧縮損	4	
社会厚生事業増進助成金	510	
<b>税引前当期純剰余</b>		214,520
<b>法人税等調整額</b>		47,883
<b>法人税等調整額</b>		△33,522
<b>法人税等調整額</b>		14,361
<b>当期純剰余</b>		200,159

## 損益計算書の注記

1. 子会社等との取引による収益の総額は、26,314百万円、費用の総額は、36,918百万円であります。
2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券9,928百万円、株式等4,388百万円、外国証券4,916百万円であります。有価証券売却損の内訳は、国債等債券553百万円、株式等205百万円、外国証券5,536百万円であります。有価証券評価損の主な内訳は、株式等72,590百万円、外国証券30,432百万円であります。
3. 支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は300百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は410百万円であります。
4. 「金融派生商品費用」には、評価損が156,021百万円含まれております。
5. 当年度における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

### (1) 資産のグルーピング方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

### (2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

### (3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用途	件数	減 損 損 失 (百万円)		
		土 地	建 物	計
賃貸不動産等	1件	565	906	1,471
遊休不動産等	7件	98	674	773
合 計	8件	663	1,581	2,245

### (4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については見積乖離リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを1.89%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定しております。

# 2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)基金等変動計算書

(単位:百万円)

	基金等										評価・換算差額等				純資産 合計					
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	剰余金							基金等 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金		評価・ 換算 差額等 合計				
				損失填補 準備金	基金償却 準備金	価格変動 積立金	社会厚生 事業増進 積立金	事業基盤 強化 積立金	不動産 圧縮 積立金	特別 準備金							別途 積立金	当期末処 分剰余金	剰余金 合計	
																				その他
当期末首残高	260,000	670,000	452	11,463	98,000	29,764	35	100,000	26,940	2,000	85	223,386	491,675	1,422,128	2,450,220	41,253	117,898	2,609,372	4,031,501	
当期末変動額																				
基金の募集	50,000																			50,000
社員配当準備金の積立																				
損失填補準備金の積立				512																
基金償却積立金の積立		60,000																		60,000
基金利息の支払																				
当期純剰余																				
基金の償却	△60,000																			△60,000
基金償却準備金の積立					52,000															
基金償却準備金の取崩					△60,000															
社会厚生事業増進積立金の積立							564													
社会厚生事業増進積立金の取崩							△510													
不動産圧縮積立金の積立									306											
不動産圧縮積立金の取崩									△544											
土地再評価差額の取崩																				
基金等以外の項目の当期末変動額(純額)	△10,000	60,000	—	512	△8,000	—	53	—	△238	—	—	△23,239	△30,912	19,087	△499,394	3,933	522	△494,938	△494,938	
当期末変動額合計																				
当期末残高	250,000	730,000	452	11,975	90,000	29,764	89	100,000	26,702	2,000	85	200,146	460,763	1,441,216	1,950,825	45,187	118,421	2,114,434	3,555,650	

## 2019年度（2019年4月1日から 2020年3月31日まで）剰余金処分案

（単位：円）

科 目	金	額
当期未処分剰余金		200,146,800,824
任意積立金取崩額		544,771,759
不動産圧縮積立金取崩額	544,771,759	
計		200,691,572,583
剰余金処分額		200,691,572,583
社員配当準備金	148,874,661,812	
差引純剰余金		51,816,910,771
損失填補準備金	449,000,000	
基金利息	757,500,000	
任意積立金	50,610,410,771	
基金償却準備金	50,000,000,000	
社会厚生事業増進積立金	610,410,771	

## 2019年度(2020年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	1,246,447	保険契約準備金	35,817,626
コーポレート	90,000	支払準備金	723,195
買入金銭債権	204,335	責任準備金	34,848,442
金銭の信託	15,166	社員配当準備金	245,988
有価証券	34,023,049	代理店借	3,707
貸付金	4,913,456	再保険借	964
有形固定資産	905,204	社債	668,563
土地	617,250	その他負債	1,584,263
建物	274,919	退職給付に係る負債	8,229
リース資産	469	偶発損失引当金	1
建設仮勘定	4,828	価格変動準備金	833,615
その他の有形固定資産	7,737	繰延税金負債	56,462
無形固定資産	442,229	再評価に係る繰延税金負債	79,210
ソフトウェア	69,106	支払承諾	19,888
のれん	123,595	負債の部合計	39,072,534
その他の無形固定資産	249,527	(純資産の部)	
代理店貸	1,612	基金	250,000
再保険貸	161,038	基金償却積立金	730,000
その他資産	529,429	再評価積立金	452
退職給付に係る資産	66,029	連結剰余金	475,912
繰延税金資産	2,762	基金等合計	1,456,365
支払承諾見返	19,888	その他有価証券評価差額金	1,993,002
貸倒引当金	△6,754	繰延ヘッジ損益	45,187
		土地再評価差額金	118,421
		為替換算調整勘定	△49,497
		退職給付に係る調整累計額	△22,818
		その他の包括利益累計額合計	2,084,295
		非支配株主持分	700
		純資産の部合計	3,541,362
資産の部合計	42,613,896	負債及び純資産の部合計	42,613,896

連結計算書類の作成方針

	当連結会計年度 [ 2019年4月1日から 2020年3月31日まで ]
1. 連結の範囲に関する事項	<p>連結実質子会社数 17社</p> <p>主要な連結実質子会社は、明治安田損害保険株式会社、明治安田アセットマネジメント株式会社、明治安田システム・テクノロジー株式会社、Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited、StanCorp Financial Group, Inc.、Meiji Yasuda America Incorporatedであります。</p> <p>主要な非連結実質子会社は、明治安田ライフプランセンター株式会社であります。</p> <p>非連結実質子会社は、総資産、売上高、当期損益および（利益）剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結実質子会社数 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社数 9社</p> <p>主要な持分法適用の関連会社は Founder Meiji Yasuda Life Insurance Co., Ltd.、PT Avrist Assurance、TU Europa S.A.、TUiR Warta S.A.、Thai Life Insurance Public Company Limited であります。</p> <p>(3) 持分法を適用していない非連結実質子会社（明治安田ライフプランセンター株式会社ほか）および関連会社については、それぞれ連結損益および連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。</p>
3. 連結実質子会社の事業年度等に関する事項	<p>海外の連結実質子会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>
4. のれんの償却に関する事項	<p>のれんおよびのれん相当額は、定額法により20年間で償却しております。ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。</p>

## 連結貸借対照表の注記

1. 当社の保有する有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。
 

有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第33条の2第1項に規定する実質子会社および保険業法施行規則第24条の3第6項に規定する関連会社が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については連結会計年度末前1ヵ月の市場価格等の平均、それ以外（信託財産として運用している有価証券を含む）については連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 当社は、個人保険・個人年金保険および団体年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 

再評価を行った年月日 2000年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定  
なお、2004年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。

再評価を行った年月日 2001年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出
5. 当社の保有する有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、定率法（ただし、建物については定額法）によっております。海外の連結実質子会社の有形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法によっております。
 

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式は除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。また、海外の連結実質子会社の資産、負債、収益および費用は、海外の連結実質子会社の決算日の為替相場により円換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
7. 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。
 

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は183百万円であります。

8. 退職給付に係る負債および資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。  
当社の退職給付に係る会計処理の方法は次のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	10年
過去勤務費用の処理年数	10年

9. 当社の偶発損失引当金は、保険業法施行規則第 24 条の 4 の規定に基づく引当金であり、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関して将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
10. 当社および連結される国内の保険会社の価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定により算出した額を計上しております。
11. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理を行っております。  
なお、2009 年度より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しており、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第 26 号）に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。
12. 当社の責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。  
(1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）  
(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式  
なお、責任準備金には、保険業法施行規則第 69 条第 5 項の規定に基づき積み立てた以下のものが含まれております。  
・1996 年 4 月 1 日以前に契約締結した個人年金保険契約について、予定利率 2.75%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を追加して積み立てることとしたもの（2007 年度から 3 年間にわたる積み立てを完了）。  
なお、年金開始する契約の年金開始後部分は、2010 年度以降も年金開始の都度積み立て  
・変額保険契約および 1995 年 9 月 2 日以降に契約締結した一時払養老保険契約を対象として 2014 年度において積み立てたもの  
・1998 年 4 月 2 日以降に契約締結した一時払個人年金保険契約を対象として 2017 年度において積み立てたもの  
一部の連結される海外の保険会社の責任準備金は、米国会計基準に基づき算出した額を計上しております。
13. 当社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。
14. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。なお、一部の海外の連結実質子会社の無形固定資産は、米国会計基準に基づく償却を行っております。
15. 当連結会計年度における金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりであります。  
(1) 金融商品の状況に関する事項  
当社の保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、経済価値で評価した資産と負債の差額であるサープラスを健全性指標の一つとして捉え、サープラスの変動性（リスク）に着目するサープラス・マネジメント型 ALM によっております。  
当社は、この方針に基づき、具体的な金融資産として、主に有価証券および貸付金に投資しております。有価証券は、主として債券、株式および投資信託等で保有しており、貸付金は、主に国内の取引先に対する貸付であります。なお、一部の海外の連結実質子会社が投資する有価証券は、主として債券で保有しており、貸付金は、主に海外の取引先に対する貸付であります。  
また、デリバティブについては、運用資産、保険負債または社債のリスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、原則として、ヘッジ目的に利用を限定しております。ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理、金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジを行っております。  
なお、当社および一部の海外の連結実質子会社が保有する有価証券は市場リスク（金利の変動リスク、為替の変動リスクおよび価格変動リスク等）および信用リスク、貸付金は信用リスクおよび金利の変動リスク、デリバティブ取

引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

当社および一部の海外の連結実質子会社の社債のうち、外貨建のものは、為替の変動リスクに晒されております。

当社では、金利の変動リスクの管理に関しては、サープラス・マネジメントの観点から、超長期債購入による持続的・安定的な資産デュレーションの長期化および金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジ等により、負債も含めた経済価値ベースの変動リスクを管理しております。為替の変動リスクの管理に関しては、リスク水準の適切なコントロールのため必要に応じ為替予約等を利用し、為替リスクのヘッジを行っております。価格変動リスクを含めた市場リスクの管理に関しては、有価証券やデリバティブ取引について残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、限度枠を設定することで損失を一定範囲に収める仕組みを導入しております。

さらに、当社では、VaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行っております。また、これらの損益状況やルール遵守状況は、資産運用リスク管理部署が監視し、リスク管理検証委員会に定期的に（緊急時は遅滞なく）報告を行うほか、重要なものは取締役会等に報告しております。

信用リスクの管理にあたっては、個別取引ごとに、リスクを慎重に見極め、安全性が高いと判断される対象に限定して運用を行っております。なお、信用リスク判断が特に重要な企業向け貸付については、審査管理部署において、厳正な審査体制の確保、信用供与先に対するモニタリング、企業審査手法を活用した社内信用格付制度を実施するとともに、重要度の高い案件については、投融资検討会議等で慎重に検討のうえ決裁する体制となっております。また、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう信用度に応じた与信枠を設定し、管理を行う等運用先の分散を図っております。

デリバティブ取引に関しては、利用方針等を規定化するとともに、取引種類別の残高制限および取引先ごとの与信枠を設定するなどしてリスクを抑制するとともに、取引を執行する部署と事務管理部署を分離し、内部牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行っております。

当社および連結実質子会社では、金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融資産および金融負債に係る連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	1,246,447	1,246,447	—
その他有価証券(譲渡性預金)	32,995	32,995	—
買入金銭債権	204,335	217,514	13,179
満期保有目的の債券	192,270	205,449	13,179
その他有価証券	12,064	12,064	—
金銭の信託	15,166	15,166	—
その他有価証券	15,166	15,166	—
有価証券	33,792,528	36,135,945	2,343,417
売買目的有価証券	1,733,941	1,733,941	—
満期保有目的の債券	3,966,078	4,700,997	734,919
責任準備金対応債券	8,923,833	10,532,331	1,608,498
その他有価証券	19,168,675	19,168,675	—
貸付金	4,913,456	5,134,958	221,502
保険約款貸付	233,382	233,382	—
一般貸付	4,680,073	4,901,575	221,502
貸倒引当金(*1)	△5,452	—	—
	4,908,003	5,134,958	226,955
社債	668,563	658,399	△10,164
売現先勘定	73,233	73,233	—
債券貸借取引受入担保金	1,133,523	1,133,523	—
金融派生商品(*2)	25,793	25,793	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(25,475)	(25,475)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	51,269	51,269	—

(\*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

・資産

①現金及び預貯金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取り扱うものについては、④有価証券と同様に評価しております。

②買入金銭債権

買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取り扱うものについては、④有価証券と同様に評価しており、時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法により算定された理論価格または取引相手先から入手した連結会計年度末日の時価等によっております。

③金銭の信託

信託財産として運用している市場価格のある有価証券については、連結会計年度末日の市場価格等によっております。

預金と同様の性格を有する合同運用の金銭信託は短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

④有価証券

その他有価証券のうち市場価格のある国内株式については、連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均等によっております。上記以外の有価証券については連結会計年度末日の市場価格等によっております。

なお、市場価格がない非上場株式等については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておらず、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、230,521百万円であります。また、当連結会計年度において、非上場株式等について287百万円減損処理を行っております。

⑤貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっております。なお、当社の破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

・負債

①社債

連結会計年度末日の情報ベンダーが提供する価格等によっております。

②売現先勘定

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

③債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

・金融派生商品

①株価指数先物、債券先物等の取引所取引の時価については、連結会計年度末日の終値または清算価格等によっております。

②外国為替予約等の店頭取引の時価については、連結会計年度末日のTTM、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格または情報ベンダーが提供する価格によっております。

なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金および社債の時価に含めて記載しております。

③金利スワップ取引の時価については、連結会計年度末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

①売買目的有価証券において、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は△32,957百万円であります。

②満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	3,416,075	4,070,853	654,778
	②社債	438,346	512,962	74,616
	③その他	288,620	307,556	18,936
	合計	4,143,041	4,891,372	748,331
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	2,800	2,798	△1
	③その他	12,506	12,275	△231
	合計	15,306	15,074	△232

(\*) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

- ③責任準備金対応債券の目標デュレーション達成のための当連結会計年度中の売却額は285,843百万円であり、売却益の合計額は12,913百万円、売却損の合計額は25百万円であります。信用状態の著しい悪化による当連結会計年度中の売却額は1,128百万円、売却損は104百万円であります。また、責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	7,474,934	9,023,047	1,548,113
	②社債	17,156	21,193	4,037
	③その他	678,166	746,731	68,565
	合計	8,170,256	9,790,973	1,620,716
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	643,382	634,664	△8,717
	②社債	1,853	1,829	△24
	③その他	108,340	104,864	△3,476
	合計	753,576	741,358	△12,218

- ④その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は383,871百万円であり、売却益の合計額は7,572百万円、売却損の合計額は6,854百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、連結貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または 償却原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	1,188,129	2,991,591	1,803,462
	(2)債券	4,679,713	5,044,576	364,862
	①国債・地方債等	3,068,475	3,356,362	287,886
	②社債	1,611,238	1,688,213	76,975
	(3)その他	8,441,204	9,175,518	734,313
	合計	14,309,047	17,211,685	2,902,637
連結貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	410,410	363,092	△47,317
	(2)債券	217,042	213,582	△3,460
	①国債・地方債等	24,226	24,038	△188
	②社債	192,816	189,544	△3,271
	(3)その他	1,534,974	1,440,542	△94,432
	合計	2,162,427	2,017,217	△145,209

(\*) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

- ⑤上記の表中にある「取得原価または償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式等について87,915百万円減損処理を行っております。

## (注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預貯金	1,246,351	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	204,335
金銭の信託	1,200	—	—	—	—	—
貸付金(*)	403,449	743,755	646,028	629,480	801,957	1,454,718
有価証券	954,351	2,644,935	1,708,658	1,602,203	4,348,451	15,815,896
満期保有目的の債券	183,178	369,534	412,282	625,102	275,617	2,097,563
責任準備金対応債券	7,404	111,669	12,556	79,308	1,407,162	7,305,731
その他有価証券のうち満期があるもの	763,768	2,163,731	1,283,819	897,792	2,665,671	6,412,602
合計	2,605,352	3,388,691	2,354,686	2,231,684	5,150,408	17,474,950

(\*) 貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めない684百万円は含めておりません。

(\*) 貸付金のうち、保険約款貸付については、償還期限がないので含めておりません。

## (注4) 社債、売現先勘定および債券貸借取引受入担保金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
社債	—	27,828	—	—	—	640,735
売現先勘定	73,233	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入 担保金	1,133,523	—	—	—	—	—
合計	1,206,757	27,828	—	—	—	640,735

16. 当社および一部の連結実質子会社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は577,696百万円、時価は837,523百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価（指標等を用いて調整を行ったものを含む）によっております。

17. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、24,182百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

貸付金のうち、破綻先債権額は26百万円であります。また、延滞債権額は5,574百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額161百万円、延滞債権額22百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は18,581百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

18. 有形固定資産の減価償却累計額は、465,710百万円であります。

19. 一部の海外の連結実質子会社が資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額は次のとおりであります。

貸付金 701百万円

20. 保険業法第118条第1項の規定による特別勘定の資産の額は、810,928百万円であります。

なお、同勘定の負債の額も同額であります。

21. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当連結会計年度期首現在高	242,957 百万円
前連結会計年度連結剰余金よりの繰入額	169,630 百万円
当連結会計年度社員配当金支払額	166,720 百万円
利息による増加等	121 百万円
当連結会計年度末現在高	245,988 百万円

22. 保険業法第60条の規定により基金を50,000百万円新たに募集いたしました。

23. 基金を60,000百万円償却したことに伴い、同額を保険業法第56条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。

24. 担保に供されている資産の額は、有価証券30,957百万円、貸付金113,200百万円であります。

25. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の連結貸借対照表価額は2,762,898百万円、売現先取引により買戻し条件付で売却した有価証券の連結貸借対照表価額は75,520百万円であります。

26. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、107,007百万円であります。

27. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債および外貨建劣後特約付社債640,735百万円を含んでおります。

28. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における今後の負担見積額は47,627百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。

29. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

一部の海外の連結実質子会社は、確定給付制度および確定拠出制度を設けております。

なお、一部の連結実質子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

- (2) 確定給付制度

- ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	337,440 百万円
勤務費用	9,679 百万円
利息費用	4,955 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	11,106 百万円
退職給付の支払額	△20,570 百万円
過去勤務費用の当期発生額	△9,764 百万円
その他	△771 百万円
期末における退職給付債務	332,076 百万円

- ②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	422,433 百万円
期待運用収益	7,455 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△31,759 百万円
事業主からの拠出額	2,344 百万円
退職給付の支払額	△9,849 百万円
その他	△747 百万円
期末における年金資産	389,876 百万円

- ③退職給付債務および年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	323,182 百万円
年金資産	△389,876 百万円
	△66,693 百万円
非積立型制度の退職給付債務	8,893 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△57,799 百万円
退職給付に係る負債	8,229 百万円
退職給付に係る資産	△66,029 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△57,799 百万円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	9,679 百万円
利息費用	4,955 百万円
期待運用収益	△7,455 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	4,134 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△1,806 百万円
その他	110 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>9,617 百万円</u>

⑤その他の包括利益等に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	△38,724 百万円
過去勤務費用	7,957 百万円
合計	<u>△30,767 百万円</u>

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	△41,676 百万円
未認識過去勤務費用	10,551 百万円
合計	<u>△31,125 百万円</u>

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

債券	7.2%
株式	25.6%
生命保険一般勘定	32.9%
共同運用資産	24.8%
投資信託	2.1%
現金及び預金	1.7%
その他	5.7%
合計	<u>100.0%</u>

年金資産合計には、退職給付信託が 40.8%含まれております。

⑦長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における当社および一部の海外の連結実質子会社の主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率	
国内	0.9%
海外	3.3~3.4%
長期期待運用収益率	
国内	
確定給付企業年金	2.0%
退職給付信託	0.0%
海外	3.7~7.3%

(3) 確定拠出制度

当社および連結実質子会社の確定拠出制度への要拠出額は、3,954 百万円であります。

30. 非連結実質子会社および関連会社の株式等は、185,278 百万円であります。

31. 繰延税金資産の総額は、815,988 百万円、繰延税金負債の総額は、860,113 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、9,576 百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 451,356 百万円および価格変動準備金 232,952 百万円です。

繰延税金負債の発生の主なものは、その他有価証券の評価差額 745,115 百万円です。

当連結会計年度における法定実効税率は 27.96%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金に係る△16.98%です。

# 2019年度（2019年4月1日から 2020年3月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科 目	金 額	
<b>経常収益</b>		<b>4,073,384</b>
保険料等収入	2,911,826	
資産運用収益	1,051,103	
利息及び配当金等収入	936,932	
金銭の信託運用益	47	
有価証券売却益	20,486	
有価証券償還益	90,742	
その他の運用収益	2,895	
その他の経常収益	110,454	
<b>経常費用</b>		<b>3,819,847</b>
保険金等支払	2,515,851	
保険	694,334	
年金	629,047	
給付	532,584	
解約返戻金	549,892	
その他の返戻金等	109,991	
責任準備金等繰入額	264,233	
責任準備金繰入額	264,143	
社員配当金積立利息繰入額	89	
資産運用費用	397,021	
支払利息	44,740	
有価証券売却損	6,983	
有価証券売却損	104,319	
有価証券償還損	32,140	
金融派生商品費用	133,638	
為替差損	18,187	
貸倒引当金繰入額	1,818	
貸付金償却	393	
賃貸用不動産等減価償却費	10,226	
その他の運用費用	24,624	
特別勘定資産運用損	19,948	
事業	476,964	
その他の経常費用	165,776	
<b>経常利益</b>		<b>253,536</b>
<b>特別利益</b>		<b>46</b>
固定資産等処分益	45	
偶発損失引当金戻入	0	
<b>特別損失</b>		<b>21,326</b>
固定資産等処分損	1,723	
減損	2,428	
価格変動準備金繰入額	16,658	
不動産圧縮損	4	
社会厚生事業増進助成金	510	
<b>税金等調整前当期純剰余</b>		<b>232,256</b>
法人税及び住民税等		56,111
法人税等調整額		△31,784
法人税等合計		24,327
<b>当期純剰余</b>		<b>207,929</b>
非支配株主に帰属する当期純剰余		80
親会社に帰属する当期純剰余		207,848

## 連結損益計算書の注記

1. 当連結会計期間における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法

当社および一部の連結実質子会社は、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等ごとに1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用途	件数	減 損 損 失 (百万円)		
		土 地	建 物 等	計
賃貸不動産等	1 件	565	906	1,471
遊休不動産等	9 件	98	858	957
合 計	10 件	663	1,764	2,428

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については主に見積乖離リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを1.89%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定しております。

## 2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）連結基金等変動計算書

(単位:百万円)

	基金等						その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額			
当期首残高	260,000	670,000	452	499,135	1,429,588	2,442,225	41,253	117,898	△44,976	△273	2,556,127	705	3,986,421	
当期変動額														
基金の募集	50,000				50,000								50,000	
社員配当準備金の積立				△169,630	△169,630								△169,630	
基金償却積立金の積立		60,000			60,000								60,000	
基金利息の支払				△918	△918								△918	
親会社に帰属する当期純剰余				207,848	207,848								207,848	
基金の償却	△60,000				△60,000								△60,000	
基金償却準備金の取崩				△60,000	△60,000								△60,000	
土地再評価差額金の取崩				△522	△522								△522	
基金等以外の項目の当期変動額(純額)						△449,222	3,933	522	△4,520	△22,545	△471,831	△4	△471,836	
当期変動額合計	△10,000	60,000	—	△23,222	26,777	△449,222	3,933	522	△4,520	△22,545	△471,831	△4	△445,059	
当期末残高	250,000	730,000	452	475,912	1,456,365	1,993,002	45,187	118,421	△49,497	△22,818	2,084,295	700	3,541,362	

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

明治安田生命保険相互会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金井 沢 治 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 熊木 幸 雄 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 蓑輪 康 喜 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、明治安田生命保険相互会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの2019年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

明治安田生命保険相互会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 金井 沢 治 ④

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 熊木 幸雄 ④

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 蓑輪 康喜 ④

#### 監査意見

当監査法人は、保険業法第54条の10第4項の規定に基づき、明治安田生命保険相互会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの2019年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結基金等変動計算書、連結計算書類の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田生命保険相互会社及び連結実質子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結実質子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結実質子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結実質子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査委員会は、2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、保険業法第53条の30第1項第1号ロおよびホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について執行役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役および執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（保険業法施行規則第27条の7各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、事業報告、計算書類およびそれらの附属明細書ならびに連結計算書類につき検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

明治安田生命保険相互会社 監査委員会

監査委員 落 合 誠 一 ㊟

監査委員 木 瀬 照 雄 ㊟

監査委員 須 田 美 矢 子 ㊟

監査委員 北 村 敬 子 ㊟

監査委員 打 保 誠 一 郎 ㊟

(注) 監査委員 落合誠一、木瀬照雄、須田美矢子および北村敬子は、保険業法第53条の2第5項および第53条の24第3項に規定する社外取締役であります。

## 2. 相互会社制度運営に関する報告の件

### ■ 総代会

総代会は、保険業法（第42条第1項）の規定に基づいて、社員総会に代わる機関として社員から選出された総代により構成され、経営に関する重要事項について審議し、決議を行ないます。

### ■ 総代の定数

総代の定数は、定款（第14条）において222名と定めています。総代定数222名のうち200名については、①地域別選出による定数120名（社員数に比例して全都道府県から1名以上を選考）、②地域別選出によらない定数80名に配分し、幅広い層の社員から選ばれた総代構成となるようにしています。

また、22名については、総代選出プロセスの多様化を図り、透明性をさらに高めることを目的に導入した「立候補制」（総代となることを希望される社員からの立候補を受け付け、総代候補者を選定する制度）により選出される総代です。

上記の総代定数については、総代が社員の意思を代表し多様な視点から経営を監督するとともに、総代会において会社との質疑応答を通じた実質的な審議を行なううえで適正な水準であると考えています。

### ■ 総代の選出方法

総代は、社員お一人おひとりによる「社員投票」（信任投票）により選出されます。社員投票の結果、個々の総代候補者について不同意とする得票数が、有権者数（社員投票を実施する年の7月末日時点の社員数）の10分の1に満たない場合、総代に就任することが確定します。

総代の選出にあたっては、総代定数222名のうち200名については、2年ごとに定数の半数を改選することとし、総代候補者選考委員会が「総代候補者選考基準」を定め、幅広い層の社員から選定した総代候補者から選出します。また、22名については、「立候補制」により選定された総代候補者から選出します。

#### 総代候補者選考委員会

総代候補者選考委員会（以下、「選考委員会」）は、「総代候補者選考委員選考基準」に基づき、社員のなかから選考され、総代会において選任された総代候補者選考委員で構成されています。また、選考委員会の任務を補佐する選考委員会事務局の事務局長を社外の人材に委嘱し、総代候補者の選定過程を通じ、選考委員会の会社からの独立性を確保することに努めています。

#### 総代候補者選考委員選考基準

総代候補者選考委員の選考基準は以下のとおりです。

- ・ 当社の社員であること
- ・ 生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心をもち、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有していること
- ・ 公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができること

- ・総代候補者選考委員会に出席可能であること
- ・当社の総代または役員もしくは職員ではないこと

#### 総代候補者選考基準

選考委員会が定めた総代候補者の選考基準は以下のとおりです。

##### (1) 総代候補者の選考方針

総代候補者の選考にあたっては、社員の総意を代表しうるよう、地域、年齢、性別、職業、保険加入期間等の要素を考慮し、非改選の総代を含め全体として総代の構成が広く各層を代表するものとなるように選考する。あわせて、社会公共活動への参画の状況、お客さま懇談会等において表明された意見等を考慮して、当社の経営に対する具体的意見の提言および総代会における実質的な審議を期待できるかどうかを判断し、次の視点から経営をチェックできる総代の構成となるように選考するものとする。

##### ア. 消費者としての視点

消費者、生活者等の見地から経営チェックを行なう視点

##### イ. 経営者としての視点

会社経営者の見地から経営チェックを行なう視点

##### ウ. 専門家としての視点

専門家の見地から経営チェックを行なう視点

##### (2) 総代候補者の資格要件

- ・当社の社員（ご契約者）であること
- ・生命保険業に理解と関心をもち、社員の代表としてふさわしい見識を有していること
- ・総代会に出席可能であること
- ・他社の総代に就任していないこと

#### 立候補制について

総代選出規則に基づく、立候補制の概要は以下のとおりです。

##### (1) 立候補の資格

- ・立候補の受付期間の末日時点で、社員資格を2年以上継続して有している個人のご契約者（当社およびその子会社等の役職員を除く）であることを要します。

##### (2) 総代候補者の選定

- ・立候補者数が選出数22名を超えない場合は、立候補者を総代候補者として選定します。
- ・立候補者数が選出数22名を超えた場合は、以下の地域ブロック別定員数に基づき、立候補者の人数が定員数を超える地域ブロックについては、抽選により総代候補者を選定し、定員数を超えない地域ブロックについては、立候補者を総代候補者として選定します。また、定員数に満たない地域ブロックがある場合は、不足する候補者について、他の地域ブロックで候補者に選定されなかった立候補者のなかから抽選で選定します。

### <地域ブロック別定員数>

地域ブロック	都道府県	定員数
北海道・東北	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	2名
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川	8名
中部・北陸	新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知	4名
近畿	三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	4名
中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	2名
九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	2名
計		22名

## ■ 評議員会の開催

2019年7月2日開催の第72回定時総代会以降に開催された評議員会に付議した事項は次のとおりです。

第48回評議員会(2019年11月21日)

- ①2019年度上半期報告
- ②新たな長期戦略の基本方向等の検討状況

第49回評議員会(2020年2月18日)

- ①2019年度決算見通し
- ②10年計画「MY Mutual Way 2030」および3ヵ年プログラム「MY Mutual Way I期」
- ③地域共生プロジェクト<仮称>における取組事項

## ■ お客さま懇談会の開催

2019年度のお客さま懇談会は、2020年1月から2月にかけて、全国の支社等101会場で開催し、107名の総代を含む2,347名のご契約者のみなさまにご出席いただきました。2019年度は、「2019年度上半期報告」「明治安田生命発足15年の振り返り」「地域社会への貢献活動」等についてご説明し、7,347件の貴重なご意見・ご要望等をいただきました。

また、お客さま懇談会への出席が難しいご契約者からも幅広く経営に関するご意見・ご要望等をお伺いするため、お客さま懇談会開催期間にあわせて、当社公式ホームページ内にご意見をお寄せいただくための「お客さま懇談会専用コンテンツ」を開設しました。

ご契約者から寄せられたご意見・ご要望等につきましては、会社経営に反映させるよう努めるとともに、その対応状況を冊子『「お客さま懇談会」で寄せられたご意見・ご要望等について』にまとめ、当社公式ホームページ内に公開しています。

# 決 議 事 項

## 総 代 会 参 考 書 類

### 議案および参考事項

#### 第 1 号議案 2019 年度剰余金処分案承認の件

本議案の内容は、前記報告事項 50 頁に記載のとおりであります。

2019 年度未処分剰余金は 2,001 億 4,680 万円となりました。これに不動産圧縮積立金取崩額 5 億 4,477 万円を加え、剰余金処分額を 2,006 億 9,157 万円とさせていただきたいと存じます。

このうち、1,488 億 7,466 万円を社員（ご契約者）配当準備金として繰り入れ、残りの差引純剰余金のうち、4 億 4,900 万円を損失填補準備金として積み立て、7 億 5,750 万円を基金利息の支払いに充当し、さらに、その残額を任意積立金とさせていただきたいと存じます。

なお、任意積立金のうち基金償却準備金 500 億円は、基金の償却に備える目的で積み立てております。この結果、次期繰越剰余金はゼロとなります。

- (注) 1. 保険業法第 121 条の規定に基づき、保険計理人から取締役会へ提出された意見書等において、「令和元年度末に保有するすべての保険契約について、責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられていること」、「令和元年度末におけるすべての社員に対する剰余金の分配案が公正・衡平なものであること」ならびに「財産の状況に関して、将来の時点における資産の額が、当該将来の時点における負債の額に対して、保険業の継続の観点から適正な水準を維持できること、および保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であること」を確認した旨の報告がなされております。
2. 2019 年度決算に基づく社員配当金の分配については、附属資料（88～110 頁）に記載のとおりであります。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の趣旨

#### (1) 総代の欠格事由から「成年被後見人、被保佐人、被補助人」を削除する変更

2019年6月改正の保険業法（以下、「改正保険業法」といいます）において、成年被後見人または被保佐人（以下、「成年被後見人等」といいます）であることを理由とする不当な差別を抑止する観点から、相互会社の取締役等・保険募集人の欠格事由から成年被後見人等が削除されたことをふまえ、法改正の趣旨を総代の欠格事由にもあてはめ、「成年被後見人、被保佐人、被補助人」を削除する旨、変更を行なうものであります。

#### (2) 保険業法の表記と整合させる変更

改正保険業法において、保険募集人の登録拒否要件・登録取消要件のうち、破産にかかる要件について形式的な修正がされたことをふまえ、その表記と整合するよう、変更を行なうものであります。あわせて、刑罰にかかる欠格事由について、「禁固」という表記を保険業法で使用されている「禁錮」に変更を行なうものであります。

### 2. 定款変更案

（下線は変更部分を示すものであります。）

現行定款	変更案	変更の理由
第4章 総代会 [総代の欠格事由] 第20条 次に該当する者は、総代になることはできない。 (1) <u>禁固</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたは執行を受けることがなくなるまでの者 (2) <u>成年被後見人、被保佐人、被補助人</u> または未成年者 (3) <u>破産者</u> で復権を得ない者 (4) 反社会的勢力関係者	第4章 総代会 [総代の欠格事由] 第20条 次に該当する者は、総代になることはできない。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたは執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 未成年者 (3) <u>破産手続開始の決定</u> を受けて復権を得ない者 (4) 反社会的勢力関係者	保険業法の表記と整合するよう変更を行なうものであります。 成年被後見人等であることを理由とする不当な差別を抑止するという改正保険業法の趣旨をふまえ、変更するものであります。 改正保険業法の表記と整合するよう変更を行なうものであります。

### 第 3 号議案 総代選出規則一部変更の件

#### 1. 変更の趣旨

##### (1) 総代選出における選挙および社員投票の方法にかかる変更

総代選出における選挙および社員投票（※）について、書面による投票に加えて、新たに電磁的方法による投票を可能とする旨、所要の変更を行なうものであります。

##### (2) 総代に欠員が生じた場合の補欠選出にかかる変更

総代選出における選挙および社員投票について、選挙の日時等を公告する選挙公告の直前、または社員投票に向けた総代候補者選考委員会における候補者選定決議の直前に総代に欠員が生じた場合の取扱いを明確にするため、選挙公告または候補者選定決議の日を含む事業年度の初日以後、上記選挙公告の前日または候補者選定決議の日の前日までに、改選期の到来していない総代について欠員が生じてもその補欠選出を行なわないことができるとする旨、所要の変更を行なうものであります。

（※）総代の選出方法については、定款において以下の二つの方法が定められています。

- ・社員の選挙による方法
- ・総代候補者選考委員会が選定した総代候補者について、総代として選出することに不同意の社員がその旨の投票を行なう方法（社員投票による方法）

#### 2. 総代選出規則変更案

（下線は変更部分を示すものであります。）

現行総代選出規則	変更案	変更の理由
<p>第 1 章 選挙による選出 〔選挙による選出〕</p> <p>第 2 条 選挙による選出は、選挙場における投票により行なう。</p> <p>第 2 章 社員投票の方法による選出 〔社員投票の方法による選出〕</p> <p>第 12 条 1. 前 10 条の規定にかかわらず、定款第 15 条に規定する社員投票の方法により総代を選出する場合には、電子公告により、定款第 15 条第 2 項第 1 号の総代の候補者の推薦に関する事項、定款第 15 条第 2 項第 2 号の総代の候補者の選定に関する事項、個々の候</p>	<p>第 1 章 選挙による選出 〔選挙による選出〕</p> <p>第 2 条 選挙による選出は、選挙場における<u>書面による投票</u>または<u>電磁的方法による投票</u>により行なう。</p> <p>第 2 章 社員投票の方法による選出 〔社員投票の方法による選出〕</p> <p>第 12 条 1. 前 10 条の規定にかかわらず、定款第 15 条に規定する社員投票の方法により総代を選出する場合には、電子公告により、定款第 15 条第 2 項第 1 号の総代の候補者の推薦に関する事項、定款第 15 条第 2 項第 2 号の総代の候補者の選定に関する事項、個々の候</p>	<p>選挙による総代選出について、選挙場における書面による投票に加えて電磁的方法による投票を可能とする旨の変更を行なうものであります。</p>

現行総代選出規則	変更案	変更の理由
<p>補者に対し総代として選出することに不同意の社員がその旨の投票を行なう期間（以下「投票の期間」という。）、方法その他必要事項を公告する。</p> <p>ただし、事故その他やむをえない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に公告する。</p> <p>2. 前項に規定する公告は、投票の期間の末日の2週間以前に行なう。</p> <p>3. 投票の期間の末日は、総代選出期日の属する事業年度中の7月末日（定款第15条第5項に基づき、あらためて社員投票の方法により総代を選出する場合は、総代候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が定めた日）から3ヵ月以内の日とし、選考委員会がこれを定める。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第3章 補 則 〔就任日までの員数不足〕</p> <p>第25条 第4条に規定する公告の日または第20条に規定する候補者選定決議の日以後、定款第19条第1項ないし第3項に規定する就任日の前日までの間に、改選または補欠選出すべき員数に不足を生じても、その再選出は行なわれないことができる。ただし、定款第15条第5項の場合については、その定めるところによる。</p>	<p>補者に対し総代として選出することに不同意の社員がその旨の投票を行なう期間（以下「投票の期間」という。）、方法その他必要事項を公告する。</p> <p>ただし、事故その他やむをえない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に公告する。</p> <p>2. 前項に規定する公告は、投票の期間の末日の2週間以前に行なう。</p> <p>3. 投票の期間の末日は、総代選出期日の属する事業年度中の7月末日（定款第15条第5項に基づき、あらためて社員投票の方法により総代を選出する場合は、総代候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が定めた日）から3ヵ月以内の日とし、選考委員会がこれを定める。</p> <p>4. <u>社員投票の方法による選出は、書面または電磁的方法による投票により行なう。</u></p> <p>第3章 補 則 〔総代の改選および補欠選出の例外〕</p> <p>第25条 第4条に規定する公告の日または第20条に規定する候補者選定決議の日以後、定款第19条第1項ないし第3項に規定する就任日の前日までの間に、改選または補欠選出すべき員数に不足を生じても、その再選出は行なわれないことができる。ただし、定款第15条第5項の場合については、その定めるところによる。</p>	<p>社員投票による総代選出について、書面による投票に加えて電磁的方法による投票を可能とする旨の変更を行なうものであります。</p>

現行総代選出規則	変更案	変更の理由
<u>(新設)</u>	<p>2. <u>第 4 条に規定する公告の日の属する事業年度の初日または第 20 条に規定する候補者選定決議の日の属する事業年度の初日以後、第 4 条に規定する公告の日の前日または第 20 条に規定する候補者選定決議の日の前日までに、改選期の到来していない総代について欠員が生じた場合、その欠員について補欠選出を行なわないことができる。</u></p>	<p>選挙公告または候補者選定決議を行なう事業年度の初日以後、選挙公告の前日または候補者選定決議の前日までに、総代に欠員を生じても補欠選出を行なわないことができるとする旨の変更を行なうものであります。</p>
<u>(新設)</u>	<p>3. <u>定款第 15 条第 2 項第 2 号の候補者から選出される総代について、第 20 条に規定する候補者選定決議の日の属する事業年度の初日以後、候補者選定決議の日の前日までに欠員が半数を超えた場合、その欠員の全員について補欠選出を行なわないことができる。</u></p>	<p>候補者選定決議を行なう事業年度の初日以後、候補者選定決議の前日までに、定款第 15 条第 2 項第 2 号の候補者から選出される総代の欠員がその半数を超えても、補欠選出を行なわないことができるとする旨の変更を行なうものであります。なお、「定款第 15 条第 2 項第 2 号の候補者から選出される総代」とは、立候補制により選出された総代を指します。</p>

## 第4号議案 総代候補者選考委員選任の件

総代候補者選考委員は本総代会終結の時をもって任期満了となるため、定款第16条の規定により総代候補者選考委員10名の選任をお願いするものであります。

各候補者は、生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有し、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができることを定めた総代候補者選考委員選考基準に基づき候補者とするものです。

総代候補者選考委員候補者の氏名、職業、新任・重任の区分等は次のとおりであります。

### 総代候補者選考委員候補者（敬称略・五十音順）

氏名 (生年月日)	職業、候補者とした理由	区分
石村和彦 (1954年9月18日)	AGC株式会社 取締役 石村氏は、ガラス、エレクトロニクス、化学品、セラミックスの分野で事業を展開するAGC株式会社の社長、会長を経て、現在は取締役を務められており、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しております。また、生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができるため、総代候補者選考委員候補者となりました。	新任
長内温子 (1963年2月4日)	公認会計士・税理士 長内氏は、監査法人勤務、警察大学校助教授等を歴任、現在は、公認会計士・税理士として業務に携わられており、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しております。また、生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができるため、総代候補者選考委員候補者となりました。	重任
上條 努 (1954年1月6日)	サッポロホールディングス株式会社 特別顧問 上條氏は、食品・飲料事業を中核とするサッポログループを傘下に持つサッポロホールディングス株式会社の社長、会長を経て、現在は特別顧問を務められており、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しております。また、生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができるため、総代候補者選考委員候補者となりました。	重任
菊澤研宗 (1957年6月19日)	慶應義塾大学 商学部 教授 菊澤氏は、経営学、組織の経済学、比較コーポレート・ガバナンス論を専門とする大学教授として研究に携わられており、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しております。また、生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができるため、総代候補者選考委員候補者となりました。	新任

氏名 (生年月日)	職業、候補者とした理由	区分
酒井和夫 (1947年2月28日)	三菱ガス化学株式会社 相談役 酒井氏は、化学工業事業を中核とする三菱ガス化学株式会社の社長、会長を経て、現在は相談役を務められており、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しております。また、生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができるため、総代候補者選考委員候補者となりました。	重任
佐藤英彦 (1945年4月25日)	弁護士 佐藤氏は、警察庁長官、警察共済組合理事長等を歴任、現在は弁護士として業務に携わられており、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しております。また、生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができるため、総代候補者選考委員候補者となりました。	重任
重川純子 (1965年1月24日)	埼玉大学 教育学部 教授 重川氏は、家庭経営学、生活経済学を専門とする大学教授として研究に携わられており、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しております。また、生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができるため、総代候補者選考委員候補者となりました。	重任
鈴木由里 (1968年7月9日)	弁護士 鈴木氏は、金融取引、金融コンプライアンス等を専門とする弁護士として業務に携わられており、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しております。また、生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができるため、総代候補者選考委員候補者となりました。	重任
原田喜美枝 (1968年8月21日)	中央大学 商学部 教授 原田氏は、金融監督、金融システム等を専門とする大学教授として研究に携わられており、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しております。また、生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができるため、総代候補者選考委員候補者となりました。	新任
平出功 (1944年7月10日)	T P R株式会社 相談役 平出氏は、機械事業を中核とするT P R株式会社の社長、会長を経て、現在は相談役を務められており、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しております。また、生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができるため、総代候補者選考委員候補者となりました。	重任

(注) 職業は、2020年5月21日現在であります。

## 第5号議案 取締役11名選任の件

現在の取締役11名は、本総代会終結の時をもって任期満了となるため、指名委員会の決議に基づき、取締役鈴木伸弥、根岸秋男、荒谷雅夫、打保誠一郎、服部重彦、木瀬照雄、須田美矢子、北村敬子、秋田正紀の9氏につきまして、あらためて選任をお願いするものであり、牧野真也、上村達男の両氏につきまして、新たに選任をお願いするものであります。

指名委員会からは、同委員会で定めた選任基準に照らし、各取締役候補者は欠格事由に該当せず、社内取締役・社外取締役とも取締役候補者として必要な条件を満たしている旨の報告がされております。

取締役候補者の氏名、略歴等は次のとおりであります。

### 取締役候補者

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 〈重要な兼職〉
すずき のぶ や 鈴木伸弥 (1955年5月21日)	1979年4月 安田生命保険相互会社入社 2008年7月 明治安田生命保険相互会社 執行役 商品部長委嘱 2010年4月 同 常務執行役 2013年7月 同 取締役会長 代表執行役 指名委員 報酬委員 現在に至る  〈重要な兼職〉 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ 取締役
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 鈴木氏は、これまでの当社個人営業部門、リスク管理統括部、商品部等における経験等により、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。 2013年より取締役会長 代表執行役として当社経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として、他の取締役との情報の共有化を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としました。	

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 〈重要な兼職〉
ね ぎし あき お 根 岸 秋 男  (1958 年 10 月 31 日)	1981 年 4 月 明治生命保険相互会社入社 2009 年 7 月 明治安田生命保険相互会社 執行役 営業企画部長委嘱 2011 年 4 月 同 執行役 2012 年 4 月 同 常務執行役 2013 年 7 月 同 取締役 代表執行役社長 指名委員 報酬委員 2019 年 4 月 同 取締役 代表執行役社長 グループ経営責任者 指名委員 報酬委員 現在に至る  〈重要な兼職〉 株式会社ニコン 取締役
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>根岸氏は、これまでの当社個人営業部門、企画部、営業企画部等における経験等により、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。</p> <p>2013 年より取締役 代表執行役社長として当社経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として、他の取締役との情報の共有化を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としました。</p>	
あら たに まさ お 荒 谷 雅 夫  (1961 年 1 月 10 日)	1983 年 4 月 明治生命保険相互会社入社 2013 年 7 月 明治安田生命保険相互会社 執行役 運用企画部長委嘱 2014 年 4 月 同 執行役 2015 年 4 月 同 常務執行役 2017 年 4 月 同 専務執行役 2019 年 4 月 同 執行役副社長 資産運用部門長委嘱 2019 年 7 月 同 取締役 執行役副社長 資産運用部門長委嘱 現在に至る  〈重要な兼職〉 株式会社山口銀行 取締役 エイチディーアイ・インターナショナル株式会社 監査役
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>荒谷氏は、これまでの当社資産運用部門、調査部等における経験等により、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。</p> <p>2019 年より取締役 執行役副社長として当社経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として、他の取締役との情報の共有化を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としました。</p>	

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 〈重要な兼職〉	
まきのしんや 牧野真也  (1961年3月19日)	1983年 4月 2013年 7月  2015年 4月 2017年 4月 2020年 4月	安田生命保険相互会社入社 明治安田生命保険相互会社 執行役 商品部長委嘱 同 常務執行役 同 専務執行役 同 執行役副社長 現在に至る
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            牧野氏は、これまでの当社個人営業部門、営業人事部、商品部等における経験等により、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。            2017年より専務執行役として、2020年より執行役副社長として当社経営を担っており、取締役会の構成員として、他の取締役との情報の共有化を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者となりました。</p>		
うつぼせいいちろう 打保誠一郎  (1961年4月23日)	1985年 4月 2014年 4月 2018年 4月 2018年 7月	明治生命保険相互会社入社 明治安田生命保険相互会社 秘書部長 同 参事役 同 取締役 監査委員 現在に至る
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            打保氏は、これまでの当社企画部、秘書部等における経験等により、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。            2018年より常勤監査委員として執行役等の職務の執行を監督しており、引き続き取締役会の構成員として取締役会の監督機能を強化することが期待できるため、取締役候補者となりました。</p>		

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 〈重要な兼職〉
<p>はっ とり しげ ひこ 服 部 重 彦 (1941年8月21日) 社外取締役候補者 【取締役在任期間】 8年 【取締役会への出席状況】 13/14回</p>	<p>1964年 4月 株式会社島津製作所入社 1993年 6月 同 取締役 1997年 6月 同 常務取締役 2003年 6月 同 代表取締役社長 2009年 6月 同 代表取締役会長 2012年 7月 明治安田生命保険相互会社 取締役 指名委員 2014年 7月 同 取締役 報酬委員長 現在に至る 2015年 6月 株式会社島津製作所 相談役 現在に至る</p> <p>〈重要な兼職〉 株式会社島津製作所 相談役</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由】 服部氏は、株式会社島津製作所社長のほか、田辺三菱製薬株式会社等の社外役員や一般社団法人日本分析機器工業会会長等の要職を務めるなど、企業経営者として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。 2012年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。</p> <p>【社外取締役候補者が役員に就任している他の株式会社等の法令違反等の事実について】 服部氏が相談役を務める株式会社島津製作所は、2016年5月に防衛省との航空機用補助動力装置の修理契約において、所定の手続きを経なければ本来使用できない部品を修理して取り付ける等といった不適切な行為を行っていたことを自発的に申告し、その事実について防衛省より、2017年6月9日より2017年9月22日までの期間、指名停止措置を受けました。</p>	

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 〈重要な兼職〉
き せ て る お 木 瀬 照 雄 (1947年4月29日) 社外取締役候補者 【取締役在任期間】 6年 【取締役会への出席状況】 14/14回	1970年 4月 東陶機器株式会社(現TOTO株式会社)入社 1996年 6月 同 取締役 2000年 6月 同 取締役上席常務執行役員 2002年 6月 同 取締役専務執行役員 2003年 6月 同 代表取締役社長 2009年 4月 同 代表取締役会長 兼 取締役会議長 2014年 4月 同 取締役相談役 2014年 6月 同 相談役 2014年 7月 明治安田生命保険相互会社 取締役 指名委員 監査委員 2017年 6月 TOTO株式会社 特別顧問 現在に至る 2017年 7月 明治安田生命保険相互会社 取締役 指名委員長 監査委員 現在に至る 〈重要な兼職〉 TOTO株式会社 特別顧問
<b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 木瀬氏は、TOTO株式会社社長のほか、西日本鉄道株式会社等の社外役員や一般社団法人九州経済連合会の副会長等の要職を務めるなど、企業経営者として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。 2014年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。	

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 〈重要な兼職〉
<p>須田美矢子 (1948年5月15日)</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>【取締役在任期間】 6年</p> <p>【取締役会への出席状況】 14/14回</p>	<p>1988年 4月 専修大学経済学部 教授 1990年 4月 学習院大学経済学部 教授 2001年 4月 日本銀行政策委員会 審議委員 2011年 5月 一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所 特別顧問 現在に至る</p> <p>2014年 7月 明治安田生命保険相互会社 取締役 監査委員 報酬委員</p> <p>2017年 7月 同 取締役 指名委員 監査委員 現在に至る</p> <p>〈重要な兼職〉 一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所 特別顧問</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>須田氏は、経済学者としての幅広い知識に加え、日本銀行政策委員会審議委員や一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所特別顧問を務めるなど、金融経済の専門家として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。</p> <p>同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、2014年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としてしました。</p> <p>【社外取締役候補者が役員に就任している他の株式会社等の法令違反等の事実について】</p> <p>須田氏が富士通株式会社の取締役在任中、2016年7月に、東京電力株式会社（現東京電力ホールディングス株式会社）が発注する電力保安通信用機器の納入に関する独占禁止法違反行為について、公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたが、必要な対応についてすべて完了しております。また、2017年2月には、中部電力株式会社が発注するハイブリッド光通信装置および伝送路用装置の納入に関して独占禁止法に違反する行為があったことについて、公正取引委員会より認定を受けました。なお、本案件については、排除措置命令および課徴金納付命令のいずれの命令も受けておりません。</p> <p>また、同氏が宇部興産株式会社の監査役在任中、2017年12月に、同社が50%を出資する宇部丸善ポリエチレン株式会社が過去に販売した製品の一部に関して、お客さまとの契約に基づく製品検査項目の一部を実施していなかったことが判明しました。</p> <p>同氏は、判明までその事実を認識しておりませんが、判明直後の取締役会において、独立した調査委員会を立ち上げ、徹底した原因究明と包括的な再発防止策を委嘱すべきことを提言し、その結果、2018年2月21日付にて同社と利害関係のない弁護士および社外取締役で構成された調査委員会が設置されました。同社は、同年6月5日付で調査委員会からの調査報告書を受領し、同年6月7日付で16事業（のべ24製品）における品質に関する不適切行為およびその再発防止策を公表しましたが、その後、調査委員会の提言により2件の補充調査を実施し、同年9月28日付で品質検査上の不適正行為に関する一連の調査を完了した旨を同年10月2日付で公表しました。</p> <p>また、同社は、品質管理に関する会社グループの内部統制システムを抜本的に改善するための組織改正を実施するとともに、2019年度株主総会において可決された定款変更により、監査等委員会設置会社へ移行しました。</p>	

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 〈重要な兼職〉
<p>きたむら けいこ 北村敬子 (1945年11月21日)</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>【取締役在任期間】 5年</p> <p>【取締役会への出席状況】 11/14回</p>	<p>1981年 4月 中央大学商学部 教授 1997年 11月 同 商学部長 2004年 4月 同 副学長 2015年 7月 明治安田生命保険相互会社 取締役 監査委員 2016年 4月 中央大学 名誉教授 現在に至る 2017年 7月 明治安田生命保険相互会社 取締役 監査委員 報酬委員 現在に至る</p> <p>〈重要な兼職〉 京王電鉄株式会社 監査役 日野自動車株式会社 監査役</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>北村氏は、会計学を研究する専門家としての幅広い知識に加え、公益財団法人財務会計基準機構理事や京王電鉄株式会社監査役を務めるなど、財務および会計の専門家として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。</p> <p>同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、2015年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。</p>	
<p>あきた まさき 秋田正紀 (1958年12月24日)</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>【取締役在任期間】 3年</p> <p>【取締役会への出席状況】 13/14回</p>	<p>1983年 4月 阪急電鉄株式会社入社 1991年 7月 株式会社松屋入社 1999年 5月 同 取締役 2001年 5月 同 常務取締役 2005年 3月 同 専務取締役 2005年 5月 同 代表取締役副社長 2007年 5月 同 代表取締役社長 2008年 5月 同 代表取締役社長執行役員 現在に至る 2017年 7月 明治安田生命保険相互会社 取締役 指名委員 現在に至る</p> <p>〈重要な兼職〉 株式会社松屋 代表取締役社長執行役員 株式会社ギンザコア 代表取締役会長</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>秋田氏は、株式会社松屋社長等の要職を務めるなど、企業経営者として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。</p> <p>2017年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。</p>	

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 〈重要な兼職〉
うえむら たつお 上村達男  (1948年4月19日)  社外取締役候補者	1986年 4月 専修大学法学部 教授 1990年 4月 立教大学法学部 教授 1997年 4月 早稲田大学法学部 教授 2002年 4月 同 大学院法務研究科 教授併任 2003年 6月 同 21世紀COE・グローバルCOE 「企業法制と法創造」総合研究所所長 2004年 9月 同 法学学術院教授 2006年 9月 同 法学学術院長・法学部長 2019年 4月 同 名誉教授 現在に至る
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>上村氏は、会社法等を研究する大学教授としての幅広い知識と経験等に加え、株式会社 JASDAQ 証券取引所や株式会社資生堂の社外取締役を務めるなど、法律の専門家として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。</p> <p>同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としてしました。</p>	

(注) 1. 略歴、当社における地位および担当、重要な兼職は、2020年5月15日現在であります。

2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. 取締役候補者選任の基本的な考え方は、以下のとおりであります。

- ・取締役候補者は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与し、取締役会の構成員として役割・責務を適切に果たしうる者を選考する。
- ・取締役候補者の選任にあたっては、指名委員会が定める選任基準に基づき、当社の経営管理ならびに執行役および取締役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者を選任する。
- ・社外取締役候補者の選考にあたっては、社外取締役の独立性を確保するため、「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしていることを確認する。

4. 2020年7月2日付取締役候補者選任の基本的な考え方は、以下のとおりであります。

- ・2019年12月20日の指名委員会決議に基づき、「取締役の員数」は11人、「社外取締役・社内取締役の構成」については社外6人・社内5人とする。
- ・経営者としての経験、法律・金融経済・財務会計等の専門性、当社の業務に関する専門知識、在任年数など、取締役会を構成する取締役の多様性および知識・経験等のバランスを考慮するとともに、社内取締役については、当社の業務に関する専門知識等を有している者を取締役候補者として選任する。

5. 「社外取締役の独立性に関する基準」による当社からの独立性の確認状況は、以下のとおりであります。

・「社外取締役の独立性に関する基準」の確認状況

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
服部重彦氏	○	○	○	○	○
木瀬照雄氏	○	○	○	○	○
須田美矢子氏	○	○	○	○	○
北村敬子氏	○	○	○	○	○
秋田正紀氏	○	○	○	○	○
上村達男氏	○	○	○	○	○

・「○」は以下の基準を満たしていることを確認している。

- (1) 保険業法に定める社外取締役の要件を満たすこと
- (2) 直近3会計年度以内に、当社に対し専門的サービスを提供し、当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の報酬を受領していないこと
- (3) 当社または当社の特定事業者の役員・部長等・支社長・法人部長の配偶者または3親等以内の親族でないこと
- (4) 直近3会計年度以内に、当社年間収入保険料の2%を超える保険取引を有する会社（有価証券報告書上の連結子会社を含む）・団体の役職員等でないこと
- (5) その総収入もしくは経常収益の2%を超える寄付金を当社より受領している団体の役職員等でないこと

- ・上記のとおり、各社外取締役候補者と当社との間に、「社外取締役の独立性に関する基準」で独立性の判断基準として記載している事項に該当する人的関係、取引関係等はなく、各社外取締役候補者について、当社からの独立性は確保されていると判断しております。

6. 当社と社外取締役との間では、保険業法第53条の33第1項に関する責任につき、1,000万円または保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しておりますが、6名の社外取締役候補者があらためて選任された場合、同様の内容の契約を継続する予定です。

## 【第 1 号議案 附属資料】

### 社員配当金の分配について

第 1 号議案でご審議いただく「2019 年度剰余金処分案承認の件」に基づく 2020 年度社員配当金は次のとおりであります。

#### 1. 個人保険・個人年金保険（除く 5 年ごと利差配当付保険・3 年ごと利差配当付保険・5 年ごと配当付保険）

##### （1）通常配当

主契約および特約ごとに次のアからエにより計算した金額の合計額。ただし、合計額が負値の場合はこれを零とします。また、新養老保険、保障付積立保険、旧安田生命保険相互会社契約の新・養老保険の主契約部分で保険金が 500 万円未満の平準払契約については零とします。加えて、新養老保険、保障付積立保険および 1998 年 4 月 2 日以降締結の個人年金保険のうち一時払の契約については、特約を含めて零とします。

ア. 別表 1-1 および 1-2 に掲げる保険種類について、同表に記載する額

ただし、費差配当において、配当回数第 1 回目の契約はこれを零とし、保険料払込中かつ死亡保険金が 1,000 万円以上の契約は保険金額および配当回数に応じ、保険金 1 万円につき別表 2 の金額を加えます。

イ. 別表 3 に掲げる保険種類について、同表に記載する額

ウ. 1981 年 4 月 1 日以前に締結された契約で、延長定期保険に変更された契約について、生存保険金を上回る死亡保険金 1 万円につき 10 円の金額

エ. 別表 1-1 および 1-2 に掲げる保険種類中、1974 年から 1976 年の間に発売した疾病入院給付条項のある保険種類のうち、保険料払込中のものについて、被保険者の年齢および保険期間等に応じて入院給付金日額 1,000 円につき 185 円以下の金額

##### （2）特別配当

ア. 1946 年 8 月 11 日以後 1955 年 3 月 31 日以前に締結された契約

2020 年度中に消滅する契約について、経過年数および保険料払込方法（回数）に応じて責任準備金に 67.5%から 200%までの率を乗じた金額

イ. 1955 年 4 月 1 日以後に締結された契約

零

## 2. 個人保険・個人年金保険（5年ごと利差配当付保険）

## (1) 通常配当（利差配当）および特別配当の2020年度の割り振り額

主契約および特約ごとに次のアからイにより計算した金額の合計額。ただし、新生存給付金付定期保険特約が付加されている養老保険のうち、2008年1月2日以後の契約については特約も含めて零とします。また、こども保険(2012)については零とします。

ア. 下表の率（配当基準利回り）から予定利率を差し引いた率に責任準備金を乗じた額

		配当基準利回り
下記以外の契約	予定利率が2.0%以下の主契約、特約	1.85%
	予定利率が2.0%超3.0%以下の主契約、特約	1.65%
一時払養老買増特約	1999年4月2日以後2002年7月1日以前の契約	1.50%
	2002年7月2日以後2007年4月1日以前の契約	1.15%
	2007年4月2日以後2008年4月1日以前の契約	1.50%
	2008年4月2日以後2009年4月1日以前の契約	1.25%
一時払終身保険	1998年7月2日以後1999年4月1日以前の契約	1.50%
	1999年4月2日以後2001年10月1日以前の契約	1.70%
	2001年10月2日以後2003年4月1日以前の契約	1.55%
	2003年4月2日以後2006年4月1日以前の契約	1.30%
	2006年4月2日以後2007年4月1日以前の契約	1.35%
	2007年4月2日以後2012年1月1日以前の契約	1.55%
	2012年1月2日以後2015年7月1日以前の契約（注1）	予定利率 +0.05%
2015年7月2日以後の契約（注1）	予定利率と同じ	
一時払の最終生存者終身保険	1999年4月2日以後の契約	1.50%
一時払の終身買増特約、最終生存者終身買増特約、連生終身保険特約、および払込期間満了後終身買増特約	1999年4月2日以後2013年4月1日以前の契約	1.50%
	2013年4月2日以後の契約	1.00%
利率変動型一時払逡増終身保険（注1） 利率変動型一時払逡増終身保険（2016）（注1） 利率変動型一時払定期支払金付終身保険（注1） 利率変動型一時払逡増終身保険（介護保障型）（注1）		予定利率と同じ
利率変動型一時払個人年金保険	年金開始前（注1）	予定利率と同じ
	2009年9月1日以前に年金開始した契約	1.15%
	2009年9月1日以前に年金開始日を繰下げた契約	1.25%
	2009年9月2日以後2014年2月28日以前に年金開始または年金開始日を繰下げた契約	1.00%
	2014年3月1日以後に年金開始または年金開始を繰下げた契約	0.55%
移行特約等（注2）	1999年4月2日以後2009年9月1日以前の契約	1.15%
	2009年9月2日以後2019年4月1日以前の契約	1.00%
	2019年4月2日以後の契約	0.55%

		配当基準利回り	
一時払特別終身保険	2006年9月2日以後2007年4月1日以前の契約	1.40%	
	2007年4月2日以後2011年11月30日以前の契約	1.50%	
	2011年12月1日以後2011年12月31日以前の契約 (注1)	第1保険期間が5年の契約	1.50%
		第1保険期間が10年の契約	予定利率と同じ
	2012年1月1日以後の契約 (注1)	予定利率と同じ	
一時払個人年金保険 一時払特別個人年金保険	2006年9月2日以後2007年4月1日以前の契約	1.15%	
	2007年4月2日以後2009年9月1日以前の契約	1.25% (注3)	
	2009年9月2日以後の契約	1.00%	
一時払部分(転換、頭金)*、払済保険*、延長保険*		1.50%	
一時払変額個人年金保険の一般勘定部分(年金開始前)	2005年1月1日以後2007年4月1日以前の契約	1.25%	
	2007年4月2日以後2013年4月1日以前の契約	1.50%	
	2013年4月2日以後の契約	1.00%	
一時払変額個人年金保険の一般勘定部分(年金開始後)	2007年3月31日以前に年金開始した契約	1.00%	
	2007年4月1日以後2009年9月1日以前に年金開始した契約	1.15%	
	2009年9月2日以後2014年2月28日以前に年金開始した契約	1.00%	
	2014年3月1日以後に年金開始した契約	0.55%	
一時払変額個人年金保険(超過給付金型、ステップアップ型、超過給付金型[Ⅱ型]および年金原資保証型2012)の一般勘定部分	2014年2月28日以前に据置期間開始または年金開始した契約	1.00%	
	2014年3月1日以後に据置期間開始または年金開始した契約	0.55%	
個人年金保険(2011)	保険料払込期間が5年のもの	1.60%	
	上記以外	1.85%	
平準払の介護終身年金保障保険(年金開始後)	2012年9月2日以後2013年4月1日以前の契約	1.65%	
	2013年4月2日以後2019年4月1日以前の契約	1.30%	
	2019年4月2日以後の契約	予定利率と同じ	
一時払の介護終身年金保障保険	2012年9月2日以後の契約(注1)	予定利率と同じ	
一時払特別養老保険(指定通貨建)(注1) 利率変動型一時払特別終身保険(指定通貨建)(円建終身保険移行後も含む)(注1) 利率変動型一時払保障選択制終身保険(指定通貨建)[A](注1) 利率変動型一時払保障選択制終身保険(指定通貨建)[B](注1)		予定利率と同じ	

\* は安田生命保険相互会社のみでの保険契約

(注1) 予定利率は契約日(円建終身保険移行後は移行日)ごとに設定

(注2) 移行前契約の責任準備金等、当社に積み立てられた金額を振り替えて保険料に充当する場合は除きます。

(注3) 年金開始後は1.15%

なお、契約転換条項による転換契約については、所要の調整を行いません。

イ. 別表4に掲げる保険種類について、同表に記載する額

## (2) 2020年度の割り振り累計額

2019年度の割り振り累計額を積立利率で付利し、2020年度の割り振り額を加えた金額を2020年度割り振り累計額とし、5年ごとの契約応当日が到来する契約(注4)に対して当該金額を配当として支払います。配当支払後の割り振り累計額は零とします。

(注4) 2020年度に5年ごとの契約応当日が到来する契約は、2000年度契約、2005年度契約、2010年度契約および2015年度契約です。

## 3. 個人保険・個人年金保険(3年ごと利差配当付保険)

## (1) 通常配当(利差配当)および特別配当の2020年度の割り振り額

主契約および特約ごとに次のアからイにより計算した金額の合計額

ア. 下表の率(配当基準利回り)から予定利率を差し引いた率に責任準備金を乗じた額

		配当基準利回り
下記以外の契約	予定利率が2.0%以下の契約	1.85%
	予定利率が2.0%超3.0%以下の契約	1.65%
主契約(第1保険期間)	2000年5月1日以後2013年4月1日以前の契約	1.70%
	2013年4月2日以後の契約	1.15%
生活サポート特約(年金開始後)	2004年2月1日以後2007年4月1日以前の契約	1.25%
	2007年4月2日以後2013年4月1日以前の契約	1.40%
	2013年4月2日以後	1.30%
新・生活サポート特約(年金開始後)	2006年12月1日以後2013年4月1日以前の契約	1.40%
	2013年4月2日以後の契約	1.30%
生活サポート終身年金特約(年金開始後)	2011年10月2日以後2013年4月1日以前の契約	1.40%
	2013年4月2日以後2019年4月1日以前の契約	1.30%
	2019年4月2日以後の契約	予定利率と同じ
一時払の介護保障定期保険特約	2010年5月1日以後2013年4月1日以前の契約	1.50%
	2013年4月2日以後の契約	1.00%
移行特約等(注5)	2000年5月1日以後2009年9月1日以前の契約	1.15%
	2009年9月2日以後2019年4月1日以前の契約	1.00%
	2019年4月2日以後の契約	0.55%

(注5) 移行前契約の責任準備金等、当会社に積み立てられた金額を振り替えて保険料に充当する場合は除きます。

イ. 別表4に掲げる保険種類について、同表に記載する額

## (2) 2020年度の割り振り累計額

2019年度の割り振り累計額を積立利率で付利し、2020年度の割り振り額を加えた金額を2020年度割り振り累計額とし、3年ごとの契約応当日が到来する契約(注6)に対して当該金額を配当として支払います。配当支払後の割り振り累計額は零とします。

(注6) 2020年度に3年ごとの契約応当日が到来する契約は、2002年度契約、2005年度契約、2008年度契約、2011年度契約および2014年度契約です。

4. 個人保険・個人年金保険（5年ごと配当付保険）

(1) 通常配当（利差配当および危険差配当）の2020年度の割り振り額

主契約および特約ごとに次のアからイにより計算した金額の合計額

ア. 下表の率（配当基準利回り）から予定利率を差し引いた率に責任準備金を乗じた額

		配当基準利回り
下記以外の契約		1.85%
「終身入院買増特約、定期保険特約、終身保険特約および介護終身年金給付特約」のうち（充当）一時払	2009年7月1日以後2013年4月1日以前の契約	1.50%
	2013年4月2日以後の契約	1.00%
平準払の介護終身年金給付特約（年金開始後）	2009年7月1日以後2013年4月1日以前の契約	1.65%
	2013年4月2日以後2019年4月1日以前の契約	1.30%
	2019年4月2日以後の契約	予定利率と同じ
平準払の生活サポート終身年金特約（年金開始後）	2011年10月2日以後2013年4月1日以前の契約	1.40%
	2013年4月2日以後2019年4月1日以前の契約	1.30%
	2019年4月2日以後の契約	予定利率と同じ
一時払の生活サポート終身年金特約	2011年10月2日以後2013年4月1日以前の契約	年金開始前1.50% 年金開始後1.40%
	2013年4月2日以後の契約	1.00%
家計保障年金特約（年金開始後）	2014年6月2日以後2019年4月1日以前の契約	1.30%
	2019年4月2日以後の契約	予定利率と同じ
利率変動型積立終身保険（低解約返戻金型・指定通貨建）		予定利率と同じ

イ. 別表5に掲げる保険種類について、同表に記載する額

(2) 2020年度の割り振り累計額

2019年度の割り振り累計額を積立利率で付利し、2020年度の割り振り額を加えた金額を2020年度割り振り累計額とし、5年ごとの契約応当日が到来する契約（注7）に対して当該金額を配当として支払います。配当支払後の割り振り累計額は零とします。

（注7）2020年度に5年ごとの契約応当日が到来する契約は、2010年度契約および2015年度契約です。

## 5. 団体保険

### (1) 団体定期保険

団体の規模に応じて、危険差益に別表6の率を乗じた金額。

なお、団体定期保険無配当扱特約を付加した契約の危険差益については、無配当部分を除きます。

### (2) 新・団体定期保険

団体の規模に応じて、危険差益に別表6の率を乗じた金額。

### (3) 総合福祉団体定期保険（ヒューマン・ヴァリュー特約を含む）

団体の規模に応じて、危険差益に別表6の率を乗じた金額。

なお、総合福祉団体定期保険無配当扱特約を付加した契約の危険差益については無配当部分を除きます。

### (4) 団体信用生命保険および消費者信用団体生命保険

団体の規模に応じて、危険差益に別表6の率を乗じた金額。

なお、特約の付加状況に応じた被保険者の集団において危険差損となる集団がある場合は、危険差益となる各集団の危険差益から、危険差損となる集団の危険差損について危険差益となる各集団の危険差益の規模により按分した金額を控除し、その金額を各集団の危険差益とします。ただし、この金額が負値の場合はこれを零とします。

### (5) 団体定期保険年金払特約、新・団体定期保険年金払特約および総合福祉団体定期保険年金払特約

責任準備金に次の率を乗じた金額。ただし、負値の場合はこれを零とします。

- |                      |            |
|----------------------|------------|
| a. 予定利率 2.0%以下       | 1.85%－予定利率 |
| b. 予定利率 2.0%超 3.0%以下 | 1.65%－予定利率 |
| c. 予定利率 3.0%超 4.0%以下 | 1.50%－予定利率 |
| d. 予定利率 4.0%超        | 1.15%－予定利率 |

### (6) 団体終身保険（個人扱被保険者）

一時払退職後終身保険に準じます。

### (7) 心身障害者扶養者生命保険

次のアおよびイの合計額。ただし、合計額が負値の場合はこれを零とします。

ア. 経過責任準備金に「1.85%－予定利率」を乗じた金額

イ. 危険差益に95%を乗じた金額、または危険差損に100%を乗じた金額

## 6. 団体年金保険

(1) 厚生年金基金保険、厚生年金基金保険(02)、確定給付企業年金保険および国民年金基金保険  
経過責任準備金に次の率を乗じた金額。ただし、保険年度中に他商品から移行された場合には、移行前期間について所要の調整を行いません。さらに、有期利率保証特約については零とします。

ア. 厚生年金基金保険(02)、確定給付企業年金保険(特則一般勘定部分を除く)

1.25%－予定利率

イ. 確定給付企業年金保険(特則一般勘定部分)

1.00%－予定利率

ウ. 厚生年金基金保険、国民年金基金保険

0.75%－予定利率

なお、厚生年金基金保険および厚生年金基金保険(02)において還元融資を行なった団体については、所要の調整を行いません。

(2) 企業年金保険、新企業年金保険および新企業年金保険(02)

次のアからウの合計額。ただし、アおよびウの合計額が負値の場合はこれを零とします。なお、企業年金保険については所要の調整を行ない、また、保険年度中に他商品から移行された場合には、移行前期間について所要の調整を行いません。さらに、有期利率保証特約については零とします。

ア. 利差配当は、経過責任準備金に次の率を乗じた金額

a. 新企業年金保険(02)(特則一般勘定部分を除く) 1.25%－予定利率

b. 新企業年金保険(02)(特則一般勘定部分) 1.00%－予定利率

c. 企業年金保険、新企業年金保険 0.75%－予定利率

イ. 危険差益団体については、団体の規模に応じて、危険差益に50%から95%までの率を乗じた金額

ウ. 責任準備金関係損益

(3) 拠出型企業年金保険(02)

次のアからウの合計額。ただし、アおよびウの合計額が負値の場合はこれを零とします。なお、保険年度中に他商品から移行された場合には、移行前期間について所要の調整を行いません。

ア. 利差配当は、経過責任準備金に次の率を乗じた金額

1.25%－予定利率

イ. 危険差益団体については、団体の規模に応じて、危険差益に50%から95%までの率を乗じた金額

ウ. 責任準備金関係損益

(4) 団体生存保険および新団体生存保険

次のアおよびイの合計額。ただし、合計額が負値の場合はこれを零とします。

ア. 利差配当は、経過責任準備金に「0.75%－予定利率」を乗じた金額

イ. 危険差益に95%を乗じた金額または危険差損に100%を乗じた金額

(5) 予定利率変動型確定拠出年金保険

零

## 7. 財形保険・財形年金保険

保険種類ごとに以下のとおりとしますが、正值となる場合には零とします。

### (1) 勤労者財産形成給付金保険

経過責任準備金に「下表の率（配当基準利回り）－予定利率」を乗じた金額。ただし、負値の場合はこれを零とします。

	配当基準利回り
2013年3月31日以前の契約	1.50%
2013年4月1日以後の契約	1.25%

### (2) 勤労者財産形成貯蓄積立保険、財形住宅貯蓄積立保険および財形年金積立保険

経過責任準備金に「1.50%－予定利率」を乗じた金額。ただし、負値の場合はこれを零とします。

### (3) 財形年金保険

責任準備金に「1.50%－予定利率」を乗じた金額。ただし、負値の場合はこれを零とします。

## 8. 医療保障保険

### (1) 医療保障保険（個人型）

次のアおよびイの合計額

ア. 死亡保険金1万円につき、被保険者の現在年齢に応じて0.5円以上22.0円以下の金額

イ. 入院給付金日額1,000円につき、被保険者の性別、現在年齢および配当回数に応じて250円以上1,330円以下の金額

### (2) 医療保障保険（団体型）

団体の規模に応じて、危険差益に25%から70%までの率を乗じた金額

## 9. 就業不能保障保険

### (1) 長期就業不能保障保険および長期就業不能保障保険無事故給付特約

契約ごとに計算した、別表1-2に記載する額の合計額

ただし、費差配当において、配当回数第1回目の契約はこれを零とし、保険料払込中かつ死亡保険金が1,000万円以上の契約は保険金額および配当回数に応じ、保険金1万円につき別表2の金額を加えます。また、合計額が負値の場合はこれを零とします。

### (2) 団体就業不能保障保険

団体の規模に応じて、危険差益に別表6の率を乗じた金額

### (3) 団体信用就業不能保障保険

団体の規模に応じて、危険差益に別表6の率を乗じた金額

### (4) 団体総合就業不能保障保険

団体の規模に応じて、危険差益に別表6の率を乗じた金額

別表1-1

保 険 種 類	費 差 配 当 (保険料払込中)
養老保険	死亡保険金1万円につき 2.5円以上28.5円以下
安田の新・養老保険*	死亡保険金1万円につき 1.5円以上28.5円以下
新種養老保険*	死亡保険金1万円につき 24円以上55.5円以下
生活設計保険	死亡保険金1万円につき 14円以上28.5円以下
ダイヤモンド保険ゴールド	死亡保険金1万円につき 16円以上26.2円以下
オーダー設計の保険*	死亡保険金1万円につき 定期部分 13.5円以下 養老部分 1.5円以上18.5円以下
新種こども保険*	死亡保険金1万円につき 2.8円以上31.4円以下
個人定期保険(個人定期保険集団扱特約が付加されている場合を除く)	死亡保険金1万円につき 1円以上13.5円以下
新・定期保険(定期保険集団取扱特約が付加されている場合を除く)*	死亡保険金1万円につき 13.5円以下
生存給付金付終身保険	次の(1)および(2)の合計額 (1) 第2保険期間の死亡保険金1万円につき 1.75円以上19.5円以下 (2) 保険料1万円につき 150円以下
終身保険	死亡保険金1万円につき 2.5円以上12円以下
定期付終身保険*	死亡保険金1万円につき 42.5円以上66.5円以下
特種終身保険*	死亡保険金1万円につき 65.5円以上76円以下
新・終身保険*	死亡保険金1万円につき 1.5円以上12円以下
高齢者重度介護年金付終身保険	死亡保険金1万円につき 8円
介護年金付終身保険	保険料払込終了直前の死亡保険金1万円につき 1.25円以上
特別終身保険(重度介護年金型)*	基本保険金1万円につき 8円
生存給付金付定期保険	死亡保険金1万円につき 1.471円以上8円以下
祝金つき定期保険*	死亡保険金1万円につき 4.5円以下
新・祝金つき定期保険*	死亡保険金1万円につき 0.2円
最終生存者終身保険	死亡保険金1万円につき 2.5円以上4.5円以下
変額保険	基本保険金1万円につき 0円
変額保険(終身型)*	死亡保険金1万円につき 0円
特定疾病保障定期保険	死亡保険金1万円につき 4.5円以下
特定疾病保障終身保険*	死亡保険金1万円につき 2.5円以上4.5円以下
新増定期保険	基本保険金1万円につき 0円

- (注) 1. 表中\*印は安田生命保険相互会社のみでの保険契約を示しております(以下同じ)。  
2. ダイヤモンド保険ゴールド、生存給付金付終身保険および家族保障特約(1978年6月26日以後に締結されたもの)には、災害疾病関係配当を含みます。  
3. 移行特約とは、年金移行特約、夫婦年金移行特約、介護保障移行特約、個人年金保険夫婦年金移行特約、個人年金保険介護保障付年金移行特約および個人年金保険夫婦介護保障付年金移行特約を指します。  
4. 2019年4月2日以後に締結された養老保険および個人定期保険(個人定期保険集団扱特約が付加されている場合を除く)は、0円とします。

別表1-1 (続)

利 差 配 当 等		危 険 差 配 当																																																																																																																																																																																																																																																								
責任準備金に次の率を乗じた金額 (1) 下記以外の契約 ア. 予定利率が2.0%以下の保険種類 1.85%-予定利率 イ. 予定利率が2.0%超3.0%以下の保険種類 1.65%-予定利率 ウ. 予定利率が3.0%超4.0%以下の保険種類 1.50%-予定利率 エ. 予定利率が4.0%超の保険種類 1.15%-予定利率 (2) 新養老保険のうち一時払の以下の契約 1995年9月2日以後、2002年7月1日以前の契約 1.50%-予定利率 2002年7月2日以後、2006年4月1日以前の契約 1.00%-予定利率 2006年4月2日以後、2007年1月1日以前の契約 1.10%-予定利率 2007年1月2日以後、2008年4月1日以前の契約 1.50%-予定利率 2008年4月2日以後、2009年4月1日以前の契約 1.25%-予定利率 2009年4月2日以後、2010年4月1日以前の契約 1.10%-予定利率 2010年4月2日以後の契約 1.00%-予定利率 (3) 個人年金保険のうち一時払の以下の契約 1998年4月2日以後、2002年7月1日以前の契約 1.25%-予定利率 2002年7月2日以後、2007年4月1日以前の契約 1.00%-予定利率 2007年4月2日以後、2009年9月1日以前の契約 年金開始前 1.25%-予定利率 年金開始後 1.15%-予定利率 2009年9月2日以後の契約 1.00%-予定利率 (4) 終身保険のうち一時払の以下の契約 1998年7月2日以後、1999年4月1日以前の契約 2.05%-予定利率 1999年4月2日以後、2003年4月1日以前の契約 1.55%-予定利率 2003年4月2日以後、2007年4月1日以前の契約 1.30%-予定利率 2007年4月2日以後の契約 1.55%-予定利率 (5) 介護年金付終身保険および最終生存者終身保険のうち一時払の以下の契約 1999年4月2日以後の契約 1.50%-予定利率 (6) 養老買増特約のうち一時払の以下の契約 1999年4月2日以後、2002年7月1日以前の契約 1.50%-予定利率 2002年7月2日以後、2007年4月1日以前の契約 1.10%-予定利率 2007年4月2日以後、2008年4月1日以前の契約 1.50%-予定利率 2008年4月2日以後、2009年4月1日以前の契約 1.25%-予定利率 (7) 終身買増特約、最終生存者終身買増特約、連生終身保険特約および払込期間満了後終身買増特約のうち一時払の以下の契約 1999年4月2日以後2013年4月1日以前の契約 1.50%-予定利率 2013年4月2日以後の契約 1.00%-予定利率		(1) 危険保険金1万円につき被保険者の現在年齢に応じて下表に例示する金額 ただし、定期付終身保険(連生)*、特種終身保険(連生)*および新種こども保険*においては、被保険者死亡の場合の危険保険金1万円につき被保険者の現在年齢に応じて下表に例示する金額と、契約者死亡の場合の危険保険金1万円につき契約者の現在年齢に応じて下表に例示する金額との合計額 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">保険契約締結日</th> <th rowspan="2">性別</th> <th colspan="8">現在年齢</th> </tr> <tr> <th>10歳</th> <th>20歳</th> <th>30歳</th> <th>40歳</th> <th>50歳</th> <th>60歳</th> <th>70歳</th> <th>80歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">1964年3月31日以前</td> <td>男</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>67.2</td> <td>145.4</td> <td>304.0</td> <td>609.2</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>86.2</td> <td>193.8</td> <td>431.6</td> <td>934.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">1964年4月1日以後 1969年5月31日以前</td> <td>男</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>45.6</td> <td>97.7</td> <td>203.4</td> <td>371.3</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>64.0</td> <td>149.1</td> <td>344.9</td> <td>722.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td rowspan="2">1969年6月1日以後 1974年5月1日以前</td> <td>男</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>14.7</td> <td>33.8</td> <td>87.6</td> <td>231.3</td> <td>598.6</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>21.6</td> <td>51.9</td> <td>134.6</td> <td>355.6</td> <td>921.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">1974年5月2日以後 1976年3月1日以前</td> <td>男</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>6.8</td> <td>8.3</td> <td>20.1</td> <td>52.8</td> <td>136.2</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>14.6</td> <td>28.1</td> <td>71.1</td> <td>184.5</td> <td>471.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5</td> <td rowspan="2">1976年3月2日以後 1981年4月1日以前</td> <td>男</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>6.8</td> <td>8.3</td> <td>20.1</td> <td>52.8</td> <td>136.2</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>8.9</td> <td>13.6</td> <td>31.1</td> <td>74.9</td> <td>177.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6</td> <td rowspan="2">1981年4月2日以後 1985年4月1日以前</td> <td>男</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1.4</td> <td>1.6</td> <td>1.8</td> <td>9.1</td> <td>21.7</td> <td>51.3</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2.5</td> <td>3.4</td> <td>4.8</td> <td>9.8</td> <td>23.5</td> <td>58.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7</td> <td rowspan="2">1985年4月2日以後 1990年4月1日以前</td> <td>男</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.7</td> <td>1.0</td> <td>1.2</td> <td>3.4</td> <td>9.9</td> <td>29.6</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.3</td> <td>0.7</td> <td>1.1</td> <td>2.1</td> <td>6.1</td> <td>19.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8</td> <td rowspan="2">1990年4月2日以後 1996年4月1日以前</td> <td>男</td> <td>—</td> <td>0.4</td> <td>0.5</td> <td>0.6</td> <td>0.9</td> <td>2.8</td> <td>7.2</td> <td>21.0</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>—</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>7.2</td> <td>23.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">9</td> <td rowspan="2">1996年4月2日以後 2007年4月1日以前</td> <td>男</td> <td>0.6</td> <td>5.6</td> <td>1.6</td> <td>3.6</td> <td>7.7</td> <td>30.7</td> <td>42.4</td> <td>42.4</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>0.5</td> <td>1.0</td> <td>1.1</td> <td>1.8</td> <td>3.9</td> <td>11.9</td> <td>20.7</td> <td>20.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10</td> <td rowspan="2">2007年4月2日以後 2019年4月1日以前</td> <td>男</td> <td>0.5</td> <td>2.6</td> <td>1.8</td> <td>2.8</td> <td>6.3</td> <td>11.9</td> <td>18.8</td> <td>18.8</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>0.4</td> <td>0.8</td> <td>1.4</td> <td>1.1</td> <td>2.2</td> <td>2.9</td> <td>7.4</td> <td>7.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">11</td> <td rowspan="2">2019年4月2日以後</td> <td>男</td> <td>0.0</td> <td>0.1</td> <td>0.2</td> <td>0.3</td> <td>0.7</td> <td>1.8</td> <td>2.8</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>0.0</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.2</td> <td>0.5</td> <td>1.0</td> <td>1.3</td> <td>1.3</td> </tr> </tbody> </table>										区分	保険契約締結日	性別	現在年齢								10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	1	1964年3月31日以前	男	—	—	—	—	67.2	145.4	304.0	609.2	女	—	—	—	—	86.2	193.8	431.6	934.6	2	1964年4月1日以後 1969年5月31日以前	男	—	—	—	—	45.6	97.7	203.4	371.3	女	—	—	—	—	64.0	149.1	344.9	722.4	3	1969年6月1日以後 1974年5月1日以前	男	—	—	—	14.7	33.8	87.6	231.3	598.6	女	—	—	—	21.6	51.9	134.6	355.6	921.0	4	1974年5月2日以後 1976年3月1日以前	男	—	—	—	6.8	8.3	20.1	52.8	136.2	女	—	—	—	14.6	28.1	71.1	184.5	471.4	5	1976年3月2日以後 1981年4月1日以前	男	—	—	—	6.8	8.3	20.1	52.8	136.2	女	—	—	—	8.9	13.6	31.1	74.9	177.3	6	1981年4月2日以後 1985年4月1日以前	男	—	—	1.4	1.6	1.8	9.1	21.7	51.3	女	—	—	2.5	3.4	4.8	9.8	23.5	58.4	7	1985年4月2日以後 1990年4月1日以前	男	—	—	0.7	1.0	1.2	3.4	9.9	29.6	女	—	—	0.3	0.7	1.1	2.1	6.1	19.3	8	1990年4月2日以後 1996年4月1日以前	男	—	0.4	0.5	0.6	0.9	2.8	7.2	21.0	女	—	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	7.2	23.2	9	1996年4月2日以後 2007年4月1日以前	男	0.6	5.6	1.6	3.6	7.7	30.7	42.4	42.4	女	0.5	1.0	1.1	1.8	3.9	11.9	20.7	20.7	10	2007年4月2日以後 2019年4月1日以前	男	0.5	2.6	1.8	2.8	6.3	11.9	18.8	18.8	女	0.4	0.8	1.4	1.1	2.2	2.9	7.4	7.4	11	2019年4月2日以後	男	0.0	0.1	0.2	0.3	0.7	1.8	2.8	2.8	女	0.0	0.1	0.1	0.2	0.5	1.0	1.3	1.3
区分	保険契約締結日	性別	現在年齢																																																																																																																																																																																																																																																							
			10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳																																																																																																																																																																																																																																																
1	1964年3月31日以前	男	—	—	—	—	67.2	145.4	304.0	609.2																																																																																																																																																																																																																																																
		女	—	—	—	—	86.2	193.8	431.6	934.6																																																																																																																																																																																																																																																
2	1964年4月1日以後 1969年5月31日以前	男	—	—	—	—	45.6	97.7	203.4	371.3																																																																																																																																																																																																																																																
		女	—	—	—	—	64.0	149.1	344.9	722.4																																																																																																																																																																																																																																																
3	1969年6月1日以後 1974年5月1日以前	男	—	—	—	14.7	33.8	87.6	231.3	598.6																																																																																																																																																																																																																																																
		女	—	—	—	21.6	51.9	134.6	355.6	921.0																																																																																																																																																																																																																																																
4	1974年5月2日以後 1976年3月1日以前	男	—	—	—	6.8	8.3	20.1	52.8	136.2																																																																																																																																																																																																																																																
		女	—	—	—	14.6	28.1	71.1	184.5	471.4																																																																																																																																																																																																																																																
5	1976年3月2日以後 1981年4月1日以前	男	—	—	—	6.8	8.3	20.1	52.8	136.2																																																																																																																																																																																																																																																
		女	—	—	—	8.9	13.6	31.1	74.9	177.3																																																																																																																																																																																																																																																
6	1981年4月2日以後 1985年4月1日以前	男	—	—	1.4	1.6	1.8	9.1	21.7	51.3																																																																																																																																																																																																																																																
		女	—	—	2.5	3.4	4.8	9.8	23.5	58.4																																																																																																																																																																																																																																																
7	1985年4月2日以後 1990年4月1日以前	男	—	—	0.7	1.0	1.2	3.4	9.9	29.6																																																																																																																																																																																																																																																
		女	—	—	0.3	0.7	1.1	2.1	6.1	19.3																																																																																																																																																																																																																																																
8	1990年4月2日以後 1996年4月1日以前	男	—	0.4	0.5	0.6	0.9	2.8	7.2	21.0																																																																																																																																																																																																																																																
		女	—	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	7.2	23.2																																																																																																																																																																																																																																																
9	1996年4月2日以後 2007年4月1日以前	男	0.6	5.6	1.6	3.6	7.7	30.7	42.4	42.4																																																																																																																																																																																																																																																
		女	0.5	1.0	1.1	1.8	3.9	11.9	20.7	20.7																																																																																																																																																																																																																																																
10	2007年4月2日以後 2019年4月1日以前	男	0.5	2.6	1.8	2.8	6.3	11.9	18.8	18.8																																																																																																																																																																																																																																																
		女	0.4	0.8	1.4	1.1	2.2	2.9	7.4	7.4																																																																																																																																																																																																																																																
11	2019年4月2日以後	男	0.0	0.1	0.2	0.3	0.7	1.8	2.8	2.8																																																																																																																																																																																																																																																
		女	0.0	0.1	0.1	0.2	0.5	1.0	1.3	1.3																																																																																																																																																																																																																																																
		(注) 1. 1994年4月1日以前に締結された生存給付金付終身保険については、上表区分5を適用します。 2. 高齢者重度介護年金付終身保険については、上表区分7を適用します。 3. 上記にかかわらず、更新済の定期保険特約等については零とします。 4. 上記にかかわらず、更新時の内容変更制度により定期保険特約等から変更された養老買増特約および終身買増特約については零とします。 5. 1996年4月2日以後2001年4月1日以前に締結された安田生命保険相互会社の転換契約については、上表区分9に所要の調整を行いません。 6. 終身年金保険*については、上記区分2を適用します。 7. 一時払変額個人年金保険、年金保険*、年金支払特約および移行特約には、危険差配当はありません。 8. 2019年4月2日以後に締結された一時払契約については、区分10を適用します。 9. 特定疾病保障定期保険、特定疾病保障終身保険*、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障定期特約*および特定疾病保障終身特約*については下表に例示する金額 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保険契約締結日</th> <th rowspan="2">性別</th> <th colspan="8">現在年齢</th> </tr> <tr> <th>10歳</th> <th>20歳</th> <th>30歳</th> <th>40歳</th> <th>50歳</th> <th>60歳</th> <th>70歳</th> <th>80歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2007年4月1日以前</td> <td>男</td> <td>0.1</td> <td>2.1</td> <td>0.6</td> <td>5.3</td> <td>14.6</td> <td>10.4</td> <td>28.4</td> <td>124.1</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>0.0</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> <td>1.4</td> <td>4.3</td> <td>7.9</td> <td>59.1</td> <td>204.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2007年4月2日以後</td> <td>男</td> <td>0.6</td> <td>2.7</td> <td>1.8</td> <td>3.6</td> <td>6.4</td> <td>20.4</td> <td>40.7</td> <td>77.5</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>0.5</td> <td>0.8</td> <td>1.3</td> <td>2.2</td> <td>4.8</td> <td>9.4</td> <td>23.1</td> <td>31.0</td> </tr> </tbody> </table>										保険契約締結日	性別	現在年齢								10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	2007年4月1日以前	男	0.1	2.1	0.6	5.3	14.6	10.4	28.4	124.1	女	0.0	0.2	0.6	1.4	4.3	7.9	59.1	204.4	2007年4月2日以後	男	0.6	2.7	1.8	3.6	6.4	20.4	40.7	77.5	女	0.5	0.8	1.3	2.2	4.8	9.4	23.1	31.0																																																																																																																																																																																							
保険契約締結日	性別	現在年齢																																																																																																																																																																																																																																																								
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳																																																																																																																																																																																																																																																	
2007年4月1日以前	男	0.1	2.1	0.6	5.3	14.6	10.4	28.4	124.1																																																																																																																																																																																																																																																	
	女	0.0	0.2	0.6	1.4	4.3	7.9	59.1	204.4																																																																																																																																																																																																																																																	
2007年4月2日以後	男	0.6	2.7	1.8	3.6	6.4	20.4	40.7	77.5																																																																																																																																																																																																																																																	
	女	0.5	0.8	1.3	2.2	4.8	9.4	23.1	31.0																																																																																																																																																																																																																																																	
		*1996年4月2日以後2001年4月1日以前に締結された安田生命保険相互会社の転換契約については、所要の調整を行いません。																																																																																																																																																																																																																																																								

別表1-1 (続)

保 険 種 類	費 差 配 当 (保険料払込中)	
割増特約	死亡保険金1万円につき	18.5円
定期保険特約	死亡保険金1万円につき	13.5円以下
収入保障特約	各年の換算保険金の平均値1万円につき	1円以上2.5円以下
逡減定期保険特約	各年の換算保険金の平均値1万円につき	2.5円以下
生存給付金付定期保険特約	死亡保険金1万円につき	1.3円以上4.5円以下
祝金つき定期保険特約*	死亡保険金1万円につき	1.225円以上2.17375円以下
祝金つき定期保険特約(1999)*	死亡保険金1万円につき	1円以下
新生存給付金付定期保険特約	死亡保険金1万円につき	1.525円
特定疾病保障定期保険特約	死亡保険金1万円につき	1.15円以下
特定疾病保障終身保険特約*	死亡保険金1万円につき	1.5円以上2.5円以下
重度障害保障定期保険特約	死亡保険金1万円につき	1円
総合障害保障定期特約*	死亡保険金1万円につき	0円
家族保障特約 (1985年4月2日以後に締結されたもの)	妻部分：家族基準保険金1万円につき 子部分：家族基準保険金1万円につき	9.7円以上11.625円以下 8.61円以上11.06円以下
養老買増特約	死亡保険金1万円につき	2.5円以上8円以下
養老保険買増特約*	死亡保険金1万円につき	2.5円以上8円以下
終身買増特約	死亡保険金1万円につき	2.5円以上8円以下
終身保険買増特約*	死亡保険金1万円につき	1.5円以上8円以下
重度介護給付組込定期保険特約*	死亡保険金1万円につき	8円
連生終身保険特約	死亡保険金1万円につき	2.5円以上4.5円以下
最終生存者終身買増特約	死亡保険金1万円につき	2.5円以上4.5円以下
ファミリー定期保険特約	死亡保険金1万円につき	13.5円以下
個人年金保険	1963年4月1日以後1974年8月1日以前締結のもの 年金月額100円につき	18.5円
	1979年5月26日以後締結のもの 年金原資1万円につき	1.25円以上11.75円以下
年金買増特約	年金原資1万円につき	1.25円以上4円以下
新・年金保険*	年金原資1万円につき	0.375円以上3円以下
新・年金保険(1994)*	個別月払営業保険料×払込年数 1万円につき	4.5円以上7.5円以下
一時払変額個人年金保険		—
年金保険*、年金支払特約および移行特約		—

別表1-1 (続)

利 差 配 当 等	危 険 差 配 当																																																																																																																																																																																								
<p>(8) 年金買増特約のうち一時払の以下の契約 1999年4月2日以後、2002年7月1日以前の契約 1.25%-予定利率 2002年7月2日以後、2007年4月1日以前の契約 1.00%-予定利率 2007年4月2日以後、2009年9月1日以前の契約 年金開始前 1.25%-予定利率 年金開始後 1.15%-予定利率 2009年9月2日以後の契約 1.00%-予定利率</p> <p>(9) 一時払変額個人年金保険のうち一般勘定に移行した以下の契約 2007年4月2日以後、2009年9月1日以前に一般勘定に移行した契約 年金開始前 1.15%-予定利率 2009年9月2日以後、2014年2月28日以前に一般勘定に移行した契約 年金開始前 1.00%-予定利率 2014年3月1日以後に一般勘定に移行した契約 年金開始前 0.55%-予定利率 年金開始後の契約 零</p> <p>(10) 移行特約 (注2) 1999年4月2日以後、2002年7月1日以前の契約 1.15%-予定利率 2002年7月2日以後、2007年4月1日以前の契約 1.00%-予定利率 2007年4月2日以後、2009年9月1日以前の契約 1.15%-予定利率 2009年9月2日以後、2019年4月1日以前の契約 1.00%-予定利率 2019年4月2日以後の契約 0.40%-予定利率</p> <p>(11) 安田の新・養老保険*のうち一時払の以下の契約 1995年9月9日以後、2002年6月30日以前の契約 1.50%-予定利率 2002年7月1日以後の契約 1.00%-予定利率</p> <p>(12) 新・年金保険*、新・年金保険(1994)*のうち一時払の以下の契約 1998年5月6日以後、2002年6月30日以前の契約 1.50%-予定利率 2002年7月1日以後の契約 1.00%-予定利率</p> <p>(13) 新・終身保険*のうち一時払の以下の契約 1998年10月2日以後、1999年4月1日以前の契約 2.05%-予定利率 1999年4月2日以後、2001年4月1日以前の契約 1.80%-予定利率 2001年4月2日以後の契約 1.55%-予定利率 また、契約転換条項により、明治安田生命契約へ転換した契約については、所要の調整を行いません。</p> <p>(注) 1. 変額保険、変額保険(終身型)*には利差配当はありません。 2. 移行特約のうち移行前の保険契約の責任準備金等、当会社に積み立てられた金額を振り替えて保険料に充当する場合は(1)によります。</p>	<p>10. 重度障害保障定期保険特約については下表に例示する金額</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保険契約締結日</th> <th rowspan="2">性別</th> <th colspan="8">現 在 年 齢</th> </tr> <tr> <th>10歳</th> <th>20歳</th> <th>30歳</th> <th>40歳</th> <th>50歳</th> <th>60歳</th> <th>70歳</th> <th>80歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2007年4月1日以前</td> <td>男</td> <td>1.3</td> <td>6.3</td> <td>1.7</td> <td>4.4</td> <td>5.9</td> <td>35.8</td> <td>57.6</td> <td>152.9</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>0.4</td> <td>1.3</td> <td>1.6</td> <td>3.1</td> <td>4.4</td> <td>16.8</td> <td>47.9</td> <td>135.9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2007年4月2日以後</td> <td>男</td> <td>1.2</td> <td>3.1</td> <td>2.6</td> <td>3.6</td> <td>4.5</td> <td>15.7</td> <td>26.6</td> <td>45.5</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>0.3</td> <td>1.1</td> <td>1.6</td> <td>2.2</td> <td>2.7</td> <td>6.7</td> <td>17.8</td> <td>38.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>11. 総合障害保障定期特約*については下表に例示する金額</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保険契約締結日</th> <th rowspan="2">性別</th> <th colspan="8">現 在 年 齢</th> </tr> <tr> <th>10歳</th> <th>20歳</th> <th>30歳</th> <th>40歳</th> <th>50歳</th> <th>60歳</th> <th>70歳</th> <th>80歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2007年4月1日以前</td> <td>男</td> <td>0.9</td> <td>4.9</td> <td>1.1</td> <td>3.5</td> <td>8.5</td> <td>43.6</td> <td>65.6</td> <td>252.9</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>0.8</td> <td>1.4</td> <td>1.7</td> <td>3.4</td> <td>6.9</td> <td>22.3</td> <td>58.0</td> <td>211.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2007年4月2日以後</td> <td>男</td> <td>0.5</td> <td>2.8</td> <td>1.9</td> <td>3.4</td> <td>6.0</td> <td>19.5</td> <td>37.9</td> <td>89.4</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>0.5</td> <td>1.1</td> <td>1.5</td> <td>2.2</td> <td>4.8</td> <td>10.9</td> <td>28.3</td> <td>77.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>・1996年4月2日以後2001年4月1日以前に締結された安田生命保険相互会社の転換契約については、所要の調整を行いません。</p> <p>12. 新増定期保険については下表に例示する金額</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保険契約締結日</th> <th rowspan="2">性別</th> <th colspan="8">現 在 年 齢</th> </tr> <tr> <th>10歳</th> <th>20歳</th> <th>30歳</th> <th>40歳</th> <th>50歳</th> <th>60歳</th> <th>70歳</th> <th>80歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2006年11月2日以後</td> <td>男</td> <td>0.5</td> <td>3.4</td> <td>1.6</td> <td>2.7</td> <td>2.6</td> <td>18.1</td> <td>17.6</td> <td>17.6</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>0.4</td> <td>0.8</td> <td>1.0</td> <td>1.7</td> <td>2.5</td> <td>5.5</td> <td>8.8</td> <td>8.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>13. 変額保険、変額保険(終身型)*については零とします。</p> <p>14. 個人年金保険および年金買増特約については、年金支払開始前に限り、契約締結日に応じ次のとおりとします。</p> <p>ア. 1963年3月31日以前 上表区分1を適用      イ. 1963年4月 1日以後1974年8月1日以前 上表区分2を適用      ウ. 1979年5月26日以後1981年4月1日以前 上表区分5を適用      エ. 1981年4月 2日以後1986年7月8日以前 上表区分6を適用      オ. 1986年7月 9日以後1990年4月1日以前 上表区分7を適用      カ. 1990年4月 2日以後 上表区分に同じ</p> <p>15. 新・年金保険*については、年金支払開始前に限り、契約締結日に応じ次のとおりとします。</p> <p>ア. 1986年12月 1日以前 上表区分6を適用      イ. 1986年12月 2日以後1990年4月1日以前 上表区分7を適用      ウ. 1990年 4月 2日以後 上表区分に同じ</p> <p>(2) 主契約の配当回数が10回目以降となる場合には、危険保険金1万円につき被保険者の現在年齢に応じて下表に例示する金額を(1)の金額に加算する。      ただし、定期付終身保険(連生)*、特種終身保険(連生)*においては、被保険者死亡の場合の危険保険金1万円につき被保険者の現在年齢に応じて下表に例示する金額と、契約者死亡の場合の危険保険金1万円につき契約者の現在年齢に応じて下表に例示する金額との合計額</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">性別</th> <th colspan="8">現 在 年 齢</th> </tr> <tr> <th>10歳</th> <th>20歳</th> <th>30歳</th> <th>40歳</th> <th>50歳</th> <th>60歳</th> <th>70歳</th> <th>80歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.6</td> <td>1.1</td> <td>2.1</td> <td>3.2</td> <td>3.2</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.4</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上記にかかわらず、更新済の定期保険特約等については零とします。      2. 上記にかかわらず、更新時の内容変更制度により定期保険特約等から変更された養老買増特約および終身買増特約については零とします。      3. 上記にかかわらず、新種こども保険*、変額保険、変額保険(終身型)*、個人年金保険、年金買増特約、新・年金保険*、新・年金保険(1994)*、一時払変額個人年金保険、年金保険*、年金支払特約および移行特約については零とします。</p>	保険契約締結日	性別	現 在 年 齢								10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	2007年4月1日以前	男	1.3	6.3	1.7	4.4	5.9	35.8	57.6	152.9	女	0.4	1.3	1.6	3.1	4.4	16.8	47.9	135.9	2007年4月2日以後	男	1.2	3.1	2.6	3.6	4.5	15.7	26.6	45.5	女	0.3	1.1	1.6	2.2	2.7	6.7	17.8	38.2	保険契約締結日	性別	現 在 年 齢								10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	2007年4月1日以前	男	0.9	4.9	1.1	3.5	8.5	43.6	65.6	252.9	女	0.8	1.4	1.7	3.4	6.9	22.3	58.0	211.0	2007年4月2日以後	男	0.5	2.8	1.9	3.4	6.0	19.5	37.9	89.4	女	0.5	1.1	1.5	2.2	4.8	10.9	28.3	77.9	保険契約締結日	性別	現 在 年 齢								10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	2006年11月2日以後	男	0.5	3.4	1.6	2.7	2.6	18.1	17.6	17.6	女	0.4	0.8	1.0	1.7	2.5	5.5	8.8	8.8	性別	現 在 年 齢								10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	男	0.1	0.1	0.1	0.6	1.1	2.1	3.2	3.2	女	0.1	0.1	0.1	0.4	0.8	0.8	1.5	1.5
保険契約締結日	性別			現 在 年 齢																																																																																																																																																																																					
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳																																																																																																																																																																																
2007年4月1日以前	男	1.3	6.3	1.7	4.4	5.9	35.8	57.6	152.9																																																																																																																																																																																
	女	0.4	1.3	1.6	3.1	4.4	16.8	47.9	135.9																																																																																																																																																																																
2007年4月2日以後	男	1.2	3.1	2.6	3.6	4.5	15.7	26.6	45.5																																																																																																																																																																																
	女	0.3	1.1	1.6	2.2	2.7	6.7	17.8	38.2																																																																																																																																																																																
保険契約締結日	性別	現 在 年 齢																																																																																																																																																																																							
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳																																																																																																																																																																																
2007年4月1日以前	男	0.9	4.9	1.1	3.5	8.5	43.6	65.6	252.9																																																																																																																																																																																
	女	0.8	1.4	1.7	3.4	6.9	22.3	58.0	211.0																																																																																																																																																																																
2007年4月2日以後	男	0.5	2.8	1.9	3.4	6.0	19.5	37.9	89.4																																																																																																																																																																																
	女	0.5	1.1	1.5	2.2	4.8	10.9	28.3	77.9																																																																																																																																																																																
保険契約締結日	性別	現 在 年 齢																																																																																																																																																																																							
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳																																																																																																																																																																																
2006年11月2日以後	男	0.5	3.4	1.6	2.7	2.6	18.1	17.6	17.6																																																																																																																																																																																
	女	0.4	0.8	1.0	1.7	2.5	5.5	8.8	8.8																																																																																																																																																																																
性別	現 在 年 齢																																																																																																																																																																																								
	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳																																																																																																																																																																																	
男	0.1	0.1	0.1	0.6	1.1	2.1	3.2	3.2																																																																																																																																																																																	
女	0.1	0.1	0.1	0.4	0.8	0.8	1.5	1.5																																																																																																																																																																																	

別表1-2

保 険 種 類	費 差 配 当 (保険料払込中)
教育資金付こども保険	基準保険金1万円につき 2.5円以上8円以下
保障付積立保険	災害死亡の場合の危険保険金1万円につき 0円
個人定期保険 (個人定期保険集団扱特約が付加されている場合)	死亡保険金1万円につき 2.5円以下
定期保険集団取扱特約付新・定期保険*	死亡保険金1万円につき 8円以下
養育年金特約	年金年額1万円につき 14.48円以上104.72円以下
長期就業不能保障保険	死亡保険金1万円につき 1円
長期就業不能保障保険無事故給付特約	給付金1万円につき 1.25円
一時払退職後終身保険	—
一時払退職後終身保険定期保険特約	—
災害1割加算型変額年金保険*	—
災害2割加算型変額年金保険*	
災害3割加算型変額年金保険*	
災害4割加算型変額年金保険*	

(注) 2019年4月2日以後に締結された個人定期保険 (個人定期保険集団扱特約が付加されている場合) は、0円とします。

別表1-2 (続)

利 差 配 当	危 険 差 配 当																																																																																																																																																																																																																																		
<p>責任準備金に次の率を乗じた金額</p> <p>(1) 下記以外の契約</p> <p>ア. 予定利率が2.0%以下の保険種類 1.85%－予定利率</p> <p>イ. 予定利率が2.0%超3.0%以下の保険種類 1.65%－予定利率</p> <p>ウ. 予定利率が3.0%超4.0%以下の保険種類 1.50%－予定利率</p> <p>エ. 予定利率が4.0%超の保険種類 1.15%－予定利率</p> <p>(2) 保障付積立保険 2013年4月2日以後の契約 1.35%－予定利率</p> <p>(3) 一時払退職後終身保険のうち以下の契約 1999年4月2日以後2013年4月1日以前の契約 1.50%－予定利率 2013年4月2日以後2015年7月1日以前の契約 1.00%－予定利率 2015年7月2日以後2016年7月1日以前の契約 0.75%－予定利率 2016年7月2日以後2017年1月1日以前の契約 0.35%－予定利率 2017年1月2日以後の契約 0.25%－予定利率</p> <p>(4) 災害1割加算型変額年金保険*、災害2割加算型変額年金保険*、災害3割加算型変額年金保険*、災害4割加算型変額年金保険*のうち一般勘定に移行した以下の契約 2007年4月1日以降、2014年2月28日以前に一般勘定に移行した契約 1.00%－(予定利率) 2014年3月1日以降に一般勘定に移行した契約 0.55%－(予定利率)</p>	<p>(1) 危険保険金1万円につき被保険者(養育年金特約にあっては契約者)の現在年齢に応じて下表アまたはイに例示する金額</p> <p>ア. 下表イ以外の契約</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保険種類</th> <th rowspan="2">性別</th> <th colspan="8">現在年齢</th> </tr> <tr> <th>10歳</th> <th>20歳</th> <th>30歳</th> <th>40歳</th> <th>50歳</th> <th>60歳</th> <th>70歳</th> <th>80歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">養育年金特約</td> <td rowspan="2">1992年10月1日以前</td> <td>男</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.7</td> <td>1.0</td> <td>1.2</td> <td>3.4</td> <td>9.9</td> <td>29.6</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.3</td> <td>0.7</td> <td>1.1</td> <td>2.1</td> <td>6.1</td> <td>19.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1992年10月2日以後 1996年4月1日以前</td> <td>男</td> <td>—</td> <td>0.4</td> <td>0.5</td> <td>0.6</td> <td>0.9</td> <td>2.8</td> <td>7.2</td> <td>21.0</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>—</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>7.2</td> <td>23.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一時払退職後終身保険および一時払退職後終身保険定期保険特約</td> <td rowspan="2">1987年3月31日以前</td> <td>男</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1.4</td> <td>1.6</td> <td>1.8</td> <td>9.1</td> <td>21.7</td> <td>51.3</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2.5</td> <td>3.4</td> <td>4.8</td> <td>9.8</td> <td>23.5</td> <td>58.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1987年4月1日以後 1990年4月1日以前</td> <td>男</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.7</td> <td>1.0</td> <td>1.2</td> <td>3.4</td> <td>9.9</td> <td>29.6</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.3</td> <td>0.7</td> <td>1.1</td> <td>2.1</td> <td>6.1</td> <td>19.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1990年4月2日以後 1996年4月1日以前</td> <td>男</td> <td>—</td> <td>0.4</td> <td>0.5</td> <td>0.6</td> <td>0.9</td> <td>2.8</td> <td>7.2</td> <td>21.0</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>—</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>7.2</td> <td>23.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">上記以外で契約締結日が1996年4月2日以後の契約</td> <td rowspan="2">1996年4月2日以後 2007年4月1日以前</td> <td>男</td> <td>0.6</td> <td>5.6</td> <td>1.6</td> <td>3.6</td> <td>7.7</td> <td>30.7</td> <td>42.4</td> <td>42.4</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>0.5</td> <td>1.0</td> <td>1.1</td> <td>1.8</td> <td>3.9</td> <td>11.9</td> <td>20.7</td> <td>20.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2007年4月2日以後</td> <td>男</td> <td>0.5</td> <td>2.6</td> <td>1.8</td> <td>2.8</td> <td>6.3</td> <td>11.9</td> <td>18.8</td> <td>18.8</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>0.4</td> <td>0.8</td> <td>1.4</td> <td>1.1</td> <td>2.2</td> <td>2.9</td> <td>7.4</td> <td>7.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ. 2019年4月2日以後に締結された個人定期保険契約(個人定期保険集団扱特約が付加されている場合)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保険種類</th> <th rowspan="2">性別</th> <th colspan="8">現在年齢</th> </tr> <tr> <th>10歳</th> <th>20歳</th> <th>30歳</th> <th>40歳</th> <th>50歳</th> <th>60歳</th> <th>70歳</th> <th>80歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人定期保険(個人定期保険集団扱特約が付加されている場合)</td> <td>男</td> <td>0.0</td> <td>0.1</td> <td>0.2</td> <td>0.3</td> <td>0.7</td> <td>1.8</td> <td>2.8</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>0.0</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.2</td> <td>0.5</td> <td>1.0</td> <td>1.3</td> <td>1.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 保障付積立保険については、契約時の年齢により現在年齢に所要の調整を行いません。 2. 個人定期保険(個人定期保険集団扱特約が付加されている場合)の危険差配当については、別表1-1の「個人定期保険(個人定期保険集団扱特約が付加されている場合を除く)」をもとに被保険者数に応じて所要の調整を行なった金額とします。</p> <p>(2) 主契約の配当回数が10回目以降となる場合には、危険保険金1万円につき被保険者の現在年齢に応じて下表に例示する金額を(1)の金額に加算する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">性別</th> <th colspan="8">現在年齢</th> </tr> <tr> <th>10歳</th> <th>20歳</th> <th>30歳</th> <th>40歳</th> <th>50歳</th> <th>60歳</th> <th>70歳</th> <th>80歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.6</td> <td>1.1</td> <td>2.1</td> <td>3.2</td> <td>3.2</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.4</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記に関わらず、災害1割加算型変額年金保険*、災害2割加算型変額年金保険*、災害3割加算型変額年金保険*、災害4割加算型変額年金保険*、教育資金付こども保険、保障付積立保険および養育年金特約については零とします。</p>	保険種類	性別	現在年齢								10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	養育年金特約	1992年10月1日以前	男	—	—	0.7	1.0	1.2	3.4	9.9	29.6	女	—	—	0.3	0.7	1.1	2.1	6.1	19.3	1992年10月2日以後 1996年4月1日以前	男	—	0.4	0.5	0.6	0.9	2.8	7.2	21.0	女	—	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	7.2	23.2	一時払退職後終身保険および一時払退職後終身保険定期保険特約	1987年3月31日以前	男	—	—	1.4	1.6	1.8	9.1	21.7	51.3	女	—	—	2.5	3.4	4.8	9.8	23.5	58.4	1987年4月1日以後 1990年4月1日以前	男	—	—	0.7	1.0	1.2	3.4	9.9	29.6	女	—	—	0.3	0.7	1.1	2.1	6.1	19.3	1990年4月2日以後 1996年4月1日以前	男	—	0.4	0.5	0.6	0.9	2.8	7.2	21.0	女	—	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	7.2	23.2	上記以外で契約締結日が1996年4月2日以後の契約	1996年4月2日以後 2007年4月1日以前	男	0.6	5.6	1.6	3.6	7.7	30.7	42.4	42.4	女	0.5	1.0	1.1	1.8	3.9	11.9	20.7	20.7	2007年4月2日以後	男	0.5	2.6	1.8	2.8	6.3	11.9	18.8	18.8	女	0.4	0.8	1.4	1.1	2.2	2.9	7.4	7.4	保険種類	性別	現在年齢								10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	個人定期保険(個人定期保険集団扱特約が付加されている場合)	男	0.0	0.1	0.2	0.3	0.7	1.8	2.8	2.8	女	0.0	0.1	0.1	0.2	0.5	1.0	1.3	1.3	性別	現在年齢								10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	男	0.1	0.1	0.1	0.6	1.1	2.1	3.2	3.2	女	0.1	0.1	0.1	0.4	0.8	0.8	1.5	1.5
保険種類	性別			現在年齢																																																																																																																																																																																																																															
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳																																																																																																																																																																																																																										
養育年金特約	1992年10月1日以前	男	—	—	0.7	1.0	1.2	3.4	9.9	29.6																																																																																																																																																																																																																									
		女	—	—	0.3	0.7	1.1	2.1	6.1	19.3																																																																																																																																																																																																																									
	1992年10月2日以後 1996年4月1日以前	男	—	0.4	0.5	0.6	0.9	2.8	7.2	21.0																																																																																																																																																																																																																									
		女	—	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	7.2	23.2																																																																																																																																																																																																																									
一時払退職後終身保険および一時払退職後終身保険定期保険特約	1987年3月31日以前	男	—	—	1.4	1.6	1.8	9.1	21.7	51.3																																																																																																																																																																																																																									
		女	—	—	2.5	3.4	4.8	9.8	23.5	58.4																																																																																																																																																																																																																									
	1987年4月1日以後 1990年4月1日以前	男	—	—	0.7	1.0	1.2	3.4	9.9	29.6																																																																																																																																																																																																																									
		女	—	—	0.3	0.7	1.1	2.1	6.1	19.3																																																																																																																																																																																																																									
1990年4月2日以後 1996年4月1日以前	男	—	0.4	0.5	0.6	0.9	2.8	7.2	21.0																																																																																																																																																																																																																										
	女	—	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	7.2	23.2																																																																																																																																																																																																																										
上記以外で契約締結日が1996年4月2日以後の契約	1996年4月2日以後 2007年4月1日以前	男	0.6	5.6	1.6	3.6	7.7	30.7	42.4	42.4																																																																																																																																																																																																																									
		女	0.5	1.0	1.1	1.8	3.9	11.9	20.7	20.7																																																																																																																																																																																																																									
	2007年4月2日以後	男	0.5	2.6	1.8	2.8	6.3	11.9	18.8	18.8																																																																																																																																																																																																																									
		女	0.4	0.8	1.4	1.1	2.2	2.9	7.4	7.4																																																																																																																																																																																																																									
保険種類	性別	現在年齢																																																																																																																																																																																																																																	
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳																																																																																																																																																																																																																										
個人定期保険(個人定期保険集団扱特約が付加されている場合)	男	0.0	0.1	0.2	0.3	0.7	1.8	2.8	2.8																																																																																																																																																																																																																										
	女	0.0	0.1	0.1	0.2	0.5	1.0	1.3	1.3																																																																																																																																																																																																																										
性別	現在年齢																																																																																																																																																																																																																																		
	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳																																																																																																																																																																																																																											
男	0.1	0.1	0.1	0.6	1.1	2.1	3.2	3.2																																																																																																																																																																																																																											
女	0.1	0.1	0.1	0.4	0.8	0.8	1.5	1.5																																																																																																																																																																																																																											

別表2

死亡保険金1万円につき

配当回数	死亡保険金1万円につき			
	2~3回目	4~6回目	7~9回目	10回目~
2,000万円以下の部分	0.3円	0.5円	0.5円	0.5円
2,000万円超5,000万円以下の部分	0.3円	2.0円	2.5円	3.0円
5,000万円超の部分	0.3円	2.0円	2.0円	2.0円

別表3

保 険 種 類	保険契約締結時	配 当
災害倍額支払特約		災害保険金1万円につき 2円以上2.75円以下
災害特約		災害保険金1万円につき 2円以上2.75円以下
交通災害保障特約		交通災害保険金1万円につき 4.65円以上5.55円以下
家族交通災害保障特約		主契約にあわせて付加されている交通災害保障特約の 交通災害保険金1万円につき 4.25円
災害保障特約	1976年 3月 1日以前	災害保険金1万円につき 6.4円以上8.25円以下
	1976年 3月 2日以後	災害保険金1万円につき 2.35円以上4.2円以下
家族災害保障特約*		災害保険金1万円につき 7.45円
災害割増特約	1976年 3月 1日以前	災害保険金1万円につき 2円以上2.75円以下
	1976年 3月 2日以後 1983年 4月 1日以前	災害保険金1万円につき 1円以上1.75円以下
	1983年 4月 2日以後 1990年 4月 1日以前	災害保険金1万円につき 0.5円以上0.75円以下
	1990年 4月 2日以後	災害保険金1万円につき 0.25円以上0.7円以下
災害疾病保障特約	1976年 3月 1日以前	災害保険金1万円につき 7.15円以上11.775円以下
	1976年 3月 2日以後	災害保険金1万円につき 3.1円以上7.725円以下
家族保障特約	1976年 3月 1日以前	保険金1万円につき 5.07円以上5.595円以下
	1976年 3月 2日以後 1978年 6月25日以前	保険金1万円につき 2.725円以上3.25円以下
入院保障特約 (A) 入院保障特約 (B) 入院保障特約 (C)	1981年10月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき 70円以上400円以下
	1981年10月 2日以後 1987年 4月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき 70円以上315円以下
	1987年 4月 2日以後 2007年 4月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき 325円以上1,560円以下
	2007年 4月 2日以後 2011年10月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき 100円以上1,330円以下
	2011年10月 2日以後	入院給付金日額1,000円につき 75円以上980円以下
ファミリー保障特約	1990年 4月 1日以前	妻部分：家族基準保険金1万円につき 3.69円 子部分：家族基準保険金1万円につき 7.9円
	1990年 4月 2日以後 2007年 4月 1日以前	妻部分：家族基準保険金1万円につき 5.605円以上15.694円以下 子部分：家族基準保険金1万円につき 13円以上36.4円以下
	2007年 4月 2日以後	妻部分：家族基準保険金1万円につき 2.22円以上6.216円以下 子部分：家族基準保険金1万円につき 4.5円以上12.6円以下
傷害特約	1983年 4月 1日以前	災害保険金1万円につき 1円以上1.75円以下
	1983年 4月 2日以後 1990年 4月 1日以前	災害保険金1万円につき 0.5円以上0.75円以下
	1990年 4月 2日以後	災害保険金1万円につき 0.25円以上0.7円以下
家族傷害特約*	1983年 4月 1日以前	傷害特約の保険金1万円につき 1.95円
	1983年 4月 2日以後 1987年 4月 1日以前	傷害特約の保険金1万円につき 1.2円
	1987年 4月 2日以後 1990年 4月 1日以前	傷害特約の保険金1万円につき 0.45円以上1.2円以下
	1990年 4月 2日以後	傷害特約の保険金1万円につき 0.15円以上1.26円以下

別表3 (続)

保 険 種 類	保険契約締結時	配 当
災害入院特約	1987年 4月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき 45円以上165円以下
	1987年 4月 2日以後 2007年 4月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき 100円以上560円以下
	2007年 4月 2日以後 2011年10月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき 50円以上560円以下
	2011年10月 2日以後	入院給付金日額1,000円につき 25円以上420円以下
家族災害入院特約*		災害入院給付金日額1,000円につき 180円
新・家族災害入院特約*	2007年 4月 1日以前	新・災害入院給付金日額1,000円につき 26.25円以上516円以下
	2007年 4月 2日以後 2011年10月 1日以前	新・災害入院給付金日額1,000円につき 20円以上448円以下
	2011年10月 2日以後	新・災害入院給付金日額1,000円につき 15円以上420円以下
疾病保障特約*		特約保険金1万円につき 0.75円
疾病入院特約 (1976) *		入院給付金日額1,000円につき 0円
疾病入院特約 (1981) *		入院給付金日額1,000円につき 0円
新・疾病入院特約*		入院給付金日額1,000円につき 225円以上625円以下
疾病入院特約 (2001) *	2007年 4月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき 125円以上1,240円以下
	2007年 4月 2日以後 2011年10月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき 75円以上770円以下
	2011年10月 2日以後	入院給付金日額1,000円につき 50円以上560円以下
家族疾病入院特約*		疾病入院特約の入院給付金日額1,000円につき 0円
家族疾病入院特約 (1981) *		疾病入院特約 (1981) の入院給付金日額1,000円につき 0円
新・家族疾病入院特約*		新・疾病入院特約の入院給付金日額1,000円につき 135円以上855円以下
家族疾病入院特約 (2001) *	2007年 4月 1日以前	疾病入院特約 (2001) の入院給付金日額1,000円につき 75円以上1,128円以下
	2007年 4月 2日以後 2011年10月 1日以前	疾病入院特約 (2001) の入院給付金日額1,000円につき 45円以上798円以下
	2011年10月 2日以後	疾病入院特約 (2001) の入院給付金日額1,000円につき 30円以上672円以下
成人病入院特約 (1976) *		入院給付金日額1,000円につき 0円
成人病入院特約 (1981) *		入院給付金日額1,000円につき 0円
新・成人病入院特約*		入院給付金日額1,000円につき 25円以上280円以下
成人病入院特約 (2001) *		入院給付金日額1,000円につき 30円以上420円以下
長期入院保障特約*		入院給付金日額1,000円につき 45円以上574円以下
新・長期入院特約*		入院給付金日額1,000円につき 45円以上574円以下
長期入院特約 (2001) *	2007年 4月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき 45円以上574円以下
	2007年 4月 2日以後	入院給付金日額1,000円につき 15円以上210円以下
短期入院特約*		入院給付金日額1,000円につき 30円以上308円以下
新・短期入院特約*	2007年 4月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき 30円以上308円以下
	2007年 4月 2日以後	入院給付金日額1,000円につき 10円以上112円以下
通院入院特約*		通院給付金日額1,000円につき 50円以上350円以下
通院療養特約 (2001) *		通院給付金日額1,000円につき 60円以上420円以下
家族通院入院特約*		通院入院特約の通院給付金日額1,000円につき 25円以上280円以下
家族通院療養特約 (2001) *		通院療養特約 (2001) の通院給付金日額1,000円につき 25円以上350円以下
がん入院特約*		入院給付金日額1,000円につき 15円以上140円以下
がん入院特約 (2001) *		入院給付金日額1,000円につき 15円以上140円以下
手術保障特約		基準保険金1万円につき 0円
新・手術特約		基準給付金1万円につき 0円

別表3 (続)

保 険 種 類	保険契約締結時	配 当
歯科治療特約 (A) 歯科治療特約 (B)		基準保険金1万円につき 40円以上112円以下
女性医療特約		入院給付金日額1,000円につき 50円以上140円以下
女性専用医療特約*		入院給付金日額1,000円につき 75円以上420円以下
女性専用医療特約(2001)*		入院給付金日額1,000円につき 75円以上420円以下
退院給付特約		基準退院給付金1,000円につき 10円以上28円以下
新退院給付特約		基準退院給付金1,000円につき 10円以上28円以下
ファミリー退院給付特約		妻部分:家族基準退院給付金1,000円につき 10円以上28円以下 子部分:家族基準退院給付金1,000円につき 20円以上56円以下
ファミリー新退院給付特約		妻部分:家族基準退院給付金1,000円につき 10円以上28円以下 子部分:家族基準退院給付金1,000円につき 20円以上56円以下
レジャー保障特約		基準傷害給付金日額1,000円につき 50円以上140円以下
総合傷害保障特約		基準傷害給付金日額1,000円につき 25円以上70円以下
特定損傷特約*		保険金1万円につき 15円以上70円以下
疾病入院保障特約		保険金1万円につき 0.75円以上9.87円以下
こども入院保障特約	1987年 3月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき 115円以上215円以下
	1987年 3月 2日以後 2007年 4月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき 450円以上1,680円以下
	2007年 4月 2日以後	入院給付金日額1,000円につき 150円以上700円以下
こども手術保障特約		基準保険金1万円につき 1円以上2.8円以下
こども総合保障特約*		災害保険金1万円につき 5.25円以上8.25円以下
こども総合保障特約 (1981)*		災害保険金1万円につき 7.25円以上10.25円以下
こども総合保障特約 (1983)*		災害保険金1万円につき 7.25円以上10.25円以下
新・こども総合保障特約*		災害保険金1万円につき 10.25円以上12.75円以下
新・こども総合保障特約 (1990)*		災害保険金1万円につき 10円以上34.3円以下
こども医療特約*		基準保険金1万円につき 3.5円以上11.9円以下
介護年金付終身保険入院保 障特約	2007年 4月 1日以前	入院給付金日額1,000円につき 325円以上1,560円以下
	2007年 4月 2日以後	入院給付金日額1,000円につき 100円以上1,330円以下
<p>(注) 1. 入院保障特約 (B) および入院保障特約 (C) については、基準入院給付金日額を基準とします。</p> <p>2. 家族保障特約および疾病入院保障特約については、主契約の満期保険金額 (災害疾病保障特約が付加されている場合はその災害保険金額) を基準とします。</p> <p>3. 上記にかかわらず、入院保障特約 (A) ・ (B) ・ (C) 、ファミリー保障特約、災害入院特約、家族災害入院特約*、新・疾病入院特約*、疾病入院特約 (2001) *、新・家族疾病入院特約*、家族疾病入院特約 (2001) *、こども入院保障特約、介護年金付終身保険入院保障特約以外の更新後の特約については零とします。</p>		

5年ごと利差配当付保険、3年ごと利差配当付保険の特別配当

対象保険種類（区分）

1. 5年ごと利差配当付養老保険および同保険から変更された払済保険  
 5年ごと利差配当付終身保険および同保険から変更された払済保険  
 5年ごと利差配当付新終身保険および同保険から変更された払済保険  
 5年ごと利差配当付最終生存者終身保険および同保険から変更された払済保険  
 5年ごと利差配当付新養老保険および同保険から変更された払済保険  
 5年ごと利差配当付通増終身保険  
 応当日の前日が第2保険期間である5年ごと利差配当付払込期間満了後終身保険および同保険から変更された払済保険  
 応当日の前日が第2保険期間である5年ごと利差配当付一時払特別終身保険  
 応当日の前日が第2保険期間である5年ごと利差配当付利率変動型一時払通増終身保険、同（介護保障型）（ただし、介護発生後の契約は除く）、同（2016）  
 応当日の前日が第2保険期間である5年ごと利差配当付利率変動型一時払定期支払付終身保険  
 5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約  
  - ・養老買増特約
  - ・終身買増特約
  - ・最終生存者終身買増特約
  - ・連生終身保険特約
  - ・応当日の前日が第2保険期間である払込期間満了後終身保険買増特約
 応当日の前日が第2保険期間である3年ごと利差配当付積立終身保険の死亡保障部分  
 3年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約  
  - ・一時払終身特約
 3年ごと利差配当付保険の主契約（第2保険期間）の死亡保障部分  
 5年ごと利差配当付安田の新・養老保険および同保険から変更された払済保険  
 5年ごと利差配当付新・終身保険および同保険から変更された払済保険  
 5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約  
  - ・終身保険買増特約\*
  - ・特定疾病保障終身特約\*
  - ・介護保障終身特約\*
  - ・新・介護保障終身特約\*
2. 5年ごと利差配当付定期保険、5年ごと利差配当付新定期保険  
 5年ごと利差配当付保険から変更された延長定期保険の死亡保障部分  
 5年ごと利差配当付新・定期保険  
 5年ごと利差配当付保険から変更された延長定期保険の死亡保障部分\*
3. 5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約  
  - ・定期保険特約
  - ・生存給付金付定期保険特約
  - ・新生存給付金付定期保険特約
  - ・第1回の収入保障年金および高度障害年金が発生していない収入保障特約
  - ・通減定期保険特約
  - ・応当日の前日が第2保険期間である定期保険特約（2年間災害保障型）
  - ・養育年金特約
  - ・ファミリー定期保険特約
 3年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約  
  - ・定期保険特約〔積立終身用〕
  - ・生存給付金付定期保険特約〔積立終身用〕
  - ・新生存給付金付定期保険特約〔積立終身用〕
  - ・第1回の収入保障年金および高度障害年金が発生していない収入保障特約〔積立終身用〕
  - ・通減定期保険特約〔積立終身用〕
  - ・応当日の前日が第2保険期間である定期保険特約（2年間災害保障型）〔積立終身用〕
  - ・遺族サポート特約〔積立終身用〕
  - ・ファミリー定期保険特約〔積立終身用〕
 5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約  
  - ・定期保険特約（ファミリー定期特約を含む）\*
  - ・通減定期保険特約\*
  - ・通増定期保険特約\*
  - ・祝金つき定期保険特約\*
  - ・祝金つき定期保険特約（1999）\*

計算式

(1) 区分ごとに年額保険料10万円に対して下記の表で例示する金額

ア. 2007年4月1日以前の契約

区分	性別等	現在年齢							
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
1	男	300	300	300	300	1,900	4,100	5,200	5,200
	女	300	300	400	400	1,700	5,100	7,800	7,800
2	男	500	500	500	500	4,700	8,700	11,700	11,700
	女	900	900	900	900	3,700	14,000	22,100	22,100
3	男	1,200	1,200	1,200	1,200	12,600	24,200	30,800	30,800
	女	1,500	1,500	1,500	1,500	9,500	18,000	25,300	25,300
4	男	900	900	900	900	7,700	14,900	19,100	19,100
	女	1,000	1,000	1,000	1,000	5,100	8,700	12,200	12,200
5	男	1,200	1,200	1,200	1,200	11,800	22,300	27,700	27,700
	女	1,300	1,300	1,300	1,300	7,500	11,500	15,700	15,700
6	男	1,700	1,700	1,700	1,700	14,600	29,400	37,100	37,100
	女	1,500	1,500	1,500	1,500	8,700	14,700	19,900	19,900
7	男	2,500	3,200	3,100	5,800	12,300	18,000	17,400	21,300
	女	4,300	6,800	4,500	7,200	13,800	18,000	22,400	24,700
8	男	1,500	1,900	2,100	3,600	9,100	13,000	12,600	13,200
	女	2,500	8,100	5,000	7,700	14,900	17,700	17,800	19,000
10	男	32,000	31,500	22,600	15,700	19,000	13,600	9,900	6,900
	女	40,800	40,100	27,500	18,800	21,200	15,400	11,400	7,800
11	男	23,500	21,300	17,300	15,800	21,300	14,300	7,800	5,200
	女	29,900	27,200	21,900	19,900	24,500	16,400	9,100	5,900
13	男	32,100	32,100	32,100	32,100	32,100	32,100	32,100	32,100
	女	51,300	51,300	51,300	51,300	51,300	51,300	51,300	51,300
14	妻型	33,800	33,800	34,300	31,200	27,400	19,200	12,300	9,100
	夫型	13,200	13,200	12,000	11,200	15,600	10,900	6,500	4,500
15	妻型	16,900	16,900	15,400	14,600	18,400	12,800	7,700	5,300
	夫型	6,700	6,700	12,100	11,900	18,000	11,000	6,500	5,100
17	妻型	6,700	6,700	12,100	11,900	18,000	11,000	6,500	5,100
	夫型	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000
18	妻型	51,200	51,200	51,200	51,200	51,200	51,200	51,200	51,200
	夫型	14,300	14,300	14,300	12,400	10,200	13,400	7,700	5,700
19	妻型	5,700	5,700	5,700	5,500	4,900	8,400	8,400	8,400
	夫型	22,900	22,900	22,900	22,900	22,900	22,900	22,900	22,900
20	妻型	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300
	夫型	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300

別表4 (続)

5年ごと利差配当付保険、3年ごと利差配当付保険の特別配当

4. 5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険  
5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約  
・特定疾病保障定期保険特約  
3年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約  
・特定疾病保障定期保険特約 [積立終身用]  
・6大疾病保障定期保険特約 [積立終身用]  
5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約  
・特定疾病保障定期保険特約\*
5. 5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約  
・重度障害保障定期保険特約  
3年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約  
・重度障害保障定期保険特約 [積立終身用]  
5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約  
・総合障害保障定期特約\*
6. 3年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約  
・介護保障定期保険特約 [積立終身用]  
・新・介護保障定期保険特約 [積立終身用]  
5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約  
・介護保障定期特約\*  
・介護保障通減定期特約\*  
・新・介護保障定期特約\*  
・新・介護保障通減定期特約\*
7. 3年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約  
・生活サポート特約 [積立終身用] (年金開始前)
8. 3年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約  
・新・生活サポート特約 [積立終身用] (年金開始前)
9. 3年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約  
・生活サポート終身年金特約 [積立終身用] (年金開始前)
10. 5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約  
・入院保障特約 (A)  
・入院保障特約 (B)  
・入院保障特約 (C)  
・増額型入院保障特約  
3年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約  
・入院保障特約 (A) [積立終身用]  
・入院保障特約 (B) [積立終身用]  
・入院保障特約 (C) [積立終身用]  
・増額型入院保障特約 [積立終身用]
11. 5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約  
・入院特約  
3年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約  
・入院特約 [積立終身用]  
・3大疾病無制限入院特約 [積立終身用]
12. 3年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約  
・新・入院特約 [積立終身用]
13. 5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約  
・災害入院特約  
3年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約  
・災害入院特約 [積立終身用]
14. 5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約  
・ファミリー保障特約 (除く子型)  
3年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約  
・ファミリー保障特約 [積立終身用] (除く子型)
15. 5年ごと利差配当付医療保険
16. 5年ごと利差配当付新医療保険  
5年ごと利差配当付女性医療保険
17. 5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約  
・新・疾病入院特約\*  
・疾病入院特約 (2001)\*
18. 5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約  
・新・災害入院特約\*

イ. 2007年4月2日以後、2011年10月1日以前の契約

区分	性別等	現在年齢							
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
1	男	200	300	300	300	400	900	900	900
	女	200	200	200	200	200	200	400	400
2	男	600	600	600	600	1,000	4,000	4,200	4,200
	女	300	300	300	300	500	800	1,600	1,600
3	男	700	1,200	1,200	1,200	4,100	11,300	11,300	11,300
	女	400	700	800	1,300	2,400	3,900	8,300	8,300
4	男	900	900	900	900	2,900	6,400	6,400	6,400
	女	600	800	800	800	1,400	2,000	3,800	3,800
5	男	1,200	1,200	1,200	1,200	2,900	6,800	6,800	6,800
	女	700	1,000	1,000	1,000	1,400	1,700	3,300	3,300
6	男	1,500	1,500	1,500	1,500	3,400	8,200	8,200	8,200
	女	900	900	900	1,000	2,000	2,100	3,900	3,900
7	男	2,700	2,700	2,600	4,400	7,300	10,200	9,400	11,500
	女	6,600	6,600	6,600	5,800	9,700	13,900	14,200	18,000
8	男	1,100	1,500	1,700	3,000	5,300	6,400	5,500	6,100
	女	1,600	7,500	4,500	6,800	11,200	12,500	15,400	17,900
10	男	4,100	4,100	6,400	5,800	6,100	4,000	2,200	1,200
	女	8,500	8,500	11,200	11,600	10,700	7,100	3,800	2,300
11	男	6,200	5,500	5,000	4,800	5,200	3,400	1,900	1,100
	女	12,500	11,000	9,900	9,500	9,000	5,900	3,300	1,700
12	男	11,500	11,500	10,100	9,000	9,200	6,300	3,800	2,700
	女	13,100	12,900	11,600	10,400	9,200	6,400	3,700	2,800
13	男	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
	女	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900
14	妻型	10,300	10,300	10,100	6,100	6,900	4,800	2,700	2,800
	夫型	3,500	3,500	3,300	3,100	3,600	2,100	1,400	1,000
15	男	7,000	7,000	6,700	6,200	6,300	3,900	2,400	1,700
	女	3,900	3,600	3,100	2,900	3,200	2,100	1,300	800
16	男	7,900	7,300	6,000	5,600	5,600	3,600	2,300	1,300
	女	3,100	3,100	3,100	2,800	3,200	2,300	1,200	700
17	男	3,100	3,100	3,100	2,800	3,200	2,300	1,200	700
	女	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
18	男	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900
	女	3,200	3,200	3,200	3,000	2,400	2,600	1,400	900
19	妻型	2,100	2,100	2,100	2,000	1,700	2,000	1,900	1,900
	夫型	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
20	妻型	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300
	夫型	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300

ウ. 2011年10月2日以後、2019年4月1日以前の契約

区分	性別	現在年齢							
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
1	男	200	300	300	300	400	900	900	900
	女	200	200	200	200	200	200	400	400
2	男	600	600	600	600	1,000	4,000	4,200	4,200
	女	300	300	300	300	500	800	1,600	1,600
3	男	700	1,200	1,200	1,200	4,100	11,300	11,300	11,300
	女	400	700	800	1,300	2,400	3,900	8,300	8,300
4	男	900	900	900	900	2,900	6,400	6,400	6,400
	女	600	800	800	800	1,400	2,000	3,800	3,800
5	男	1,200	1,200	1,200	1,200	2,900	6,800	6,800	6,800
	女	700	1,000	1,000	1,000	1,400	1,700	3,300	3,300
6	男	1,500	1,500	1,500	1,500	3,400	8,200	8,200	8,200
	女	900	900	900	1,000	2,000	2,100	3,900	3,900
7	男	2,700	2,700	2,600	4,400	7,300	10,200	9,400	11,500
	女	6,600	6,600	6,600	5,800	9,700	13,900	14,200	18,000
8	男	1,100	1,500	1,700	3,000	5,300	6,400	5,500	6,100
	女	1,600	7,500	4,500	6,800	11,200	12,500	15,400	17,900
9	男	1,000	1,000	1,700	3,200	5,700	6,600	3,800	3,900
	女	1,000	1,400	2,200	5,100	5,300	5,400	3,500	4,100
12	男	7,600	7,600	7,500	7,700	11,100	8,300	4,900	3,500
	女	8,600	8,700	8,400	8,600	13,200	9,700	5,800	4,000
21	男	100	100	100	100	200	400	500	500
	女	100	100	100	100	100	100	100	100
22	男	400	400	400	400	400	1,200	1,200	1,200
	女	100	100	100	100	200	200	400	400
23	男	100	100	100	100	100	100	100	100
	女	100	100	100	100	100	100	100	100
24	男	1,800	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
	女	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900

別表4 (続)

5年ごと利差配当付保険、3年ごと利差配当付保険の特別配当																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
19. 5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約 ・新・家族疾病入院特約 (除く子型) * ・家族疾病入院特約 (2001) (除く子型) *	<p>(注) 1. 上表にかかわらず、2014年6月2日以後、2019年4月1日以前の区分12の契約については、下表とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">性別</th> <th colspan="8">現在年齢</th> </tr> <tr> <th>10歳</th> <th>20歳</th> <th>30歳</th> <th>40歳</th> <th>50歳</th> <th>60歳</th> <th>70歳</th> <th>80歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">12</td> <td>男</td> <td>4,300</td> <td>4,700</td> <td>4,400</td> <td>4,000</td> <td>12,700</td> <td>8,300</td> <td>5,200</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>4,300</td> <td>4,100</td> <td>3,400</td> <td>3,800</td> <td>11,500</td> <td>8,600</td> <td>6,000</td> <td>4,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 上表にかかわらず、2017年4月2日以後、2019年4月1日以前の区分9の契約については、下表とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">性別</th> <th colspan="8">現在年齢</th> </tr> <tr> <th>10歳</th> <th>20歳</th> <th>30歳</th> <th>40歳</th> <th>50歳</th> <th>60歳</th> <th>70歳</th> <th>80歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">9</td> <td>男</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>1,500</td> <td>2,900</td> <td>5,000</td> <td>5,900</td> <td>3,600</td> <td>3,600</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>900</td> <td>900</td> <td>1,900</td> <td>4,600</td> <td>4,600</td> <td>4,600</td> <td>2,700</td> <td>2,700</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ. 2019年4月2日以後の契約</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">性別</th> <th colspan="8">現在年齢</th> </tr> <tr> <th>10歳</th> <th>20歳</th> <th>30歳</th> <th>40歳</th> <th>50歳</th> <th>60歳</th> <th>70歳</th> <th>80歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td>男</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>900</td> <td>900</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>400</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td>男</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>1,000</td> <td>4,000</td> <td>4,200</td> <td>4,200</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,600</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td>男</td> <td>700</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>4,100</td> <td>11,300</td> <td>11,300</td> <td>11,300</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>400</td> <td>700</td> <td>800</td> <td>1,300</td> <td>2,400</td> <td>3,900</td> <td>8,300</td> <td>8,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td>男</td> <td>900</td> <td>900</td> <td>900</td> <td>900</td> <td>2,900</td> <td>6,400</td> <td>6,400</td> <td>6,400</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>1,400</td> <td>2,000</td> <td>3,800</td> <td>3,800</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5</td> <td>男</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>2,900</td> <td>6,800</td> <td>6,800</td> <td>6,800</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>700</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>1,700</td> <td>3,300</td> <td>3,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6</td> <td>男</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td>3,400</td> <td>8,200</td> <td>8,200</td> <td>8,200</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>900</td> <td>900</td> <td>900</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> <td>2,100</td> <td>3,900</td> <td>3,900</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7</td> <td>男</td> <td>2,700</td> <td>2,700</td> <td>2,600</td> <td>4,400</td> <td>7,300</td> <td>10,200</td> <td>9,400</td> <td>11,500</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>6,600</td> <td>6,600</td> <td>6,600</td> <td>5,800</td> <td>9,700</td> <td>13,900</td> <td>14,200</td> <td>18,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8</td> <td>男</td> <td>1,100</td> <td>1,500</td> <td>1,700</td> <td>3,000</td> <td>5,300</td> <td>6,400</td> <td>5,500</td> <td>6,100</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>1,600</td> <td>7,500</td> <td>4,500</td> <td>6,800</td> <td>11,200</td> <td>12,500</td> <td>15,400</td> <td>17,900</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">9</td> <td>男</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>2,300</td> <td>2,900</td> <td>400</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>1,200</td> <td>1,300</td> <td>1,600</td> <td>1,900</td> <td>2,600</td> <td>3,000</td> <td>300</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">23</td> <td>男</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">24</td> <td>男</td> <td>1,800</td> <td>1,900</td> <td>1,900</td> <td>1,900</td> <td>1,900</td> <td>1,900</td> <td>1,900</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>1,900</td> <td>1,900</td> <td>1,900</td> <td>1,900</td> <td>1,900</td> <td>1,900</td> <td>1,900</td> <td>1,900</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 区分1において、養老保険・終身保険・新養老保険 (いずれも一時払以外)、同保険から変更された払済保険については0円とします。</p> <p>2. 区分2において、養老保険・終身保険 (いずれも一時払以外) が延長定期保険に変更された場合の死亡保障部分については0円とします。</p> <p>3. 区分3において、定期保険特約・収入保障特約・通減定期保険特約・ファミリー定期保険特約・遺族サポート特約については0円とします。</p>									区分	性別	現在年齢								10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	12	男	4,300	4,700	4,400	4,000	12,700	8,300	5,200	2,800	女	4,300	4,100	3,400	3,800	11,500	8,600	6,000	4,400	区分	性別	現在年齢								10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	9	男	800	800	1,500	2,900	5,000	5,900	3,600	3,600	女	900	900	1,900	4,600	4,600	4,600	2,700	2,700	区分	性別	現在年齢								10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	1	男	200	300	300	300	400	900	900	900	女	200	200	200	200	200	200	400	400	2	男	600	600	600	600	1,000	4,000	4,200	4,200	女	300	300	300	300	500	800	1,600	1,600	3	男	700	1,200	1,200	1,200	4,100	11,300	11,300	11,300	女	400	700	800	1,300	2,400	3,900	8,300	8,300	4	男	900	900	900	900	2,900	6,400	6,400	6,400	女	600	800	800	800	1,400	2,000	3,800	3,800	5	男	1,200	1,200	1,200	1,200	2,900	6,800	6,800	6,800	女	700	1,000	1,000	1,000	1,400	1,700	3,300	3,300	6	男	1,500	1,500	1,500	1,500	3,400	8,200	8,200	8,200	女	900	900	900	1,000	2,000	2,100	3,900	3,900	7	男	2,700	2,700	2,600	4,400	7,300	10,200	9,400	11,500	女	6,600	6,600	6,600	5,800	9,700	13,900	14,200	18,000	8	男	1,100	1,500	1,700	3,000	5,300	6,400	5,500	6,100	女	1,600	7,500	4,500	6,800	11,200	12,500	15,400	17,900	9	男	1,000	1,000	1,000	1,000	2,300	2,900	400	400	女	1,200	1,300	1,600	1,900	2,600	3,000	300	200	23	男	100	100	100	100	100	100	100	100	女	100	100	100	100	100	100	100	100	24	男	1,800	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	女	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
区分												性別	現在年齢																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
										10歳	20歳		30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
12										男	4,300	4,700	4,400	4,000	12,700	8,300	5,200	2,800																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
										女	4,300	4,100	3,400	3,800	11,500	8,600	6,000	4,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
区分										性別	現在年齢																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
											10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
9										男	800	800	1,500	2,900	5,000	5,900	3,600	3,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
										女	900	900	1,900	4,600	4,600	4,600	2,700	2,700																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
区分										性別	現在年齢																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
											10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1										男	200	300	300	300	400	900	900	900																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
										女	200	200	200	200	200	200	400	400																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2										男	600	600	600	600	1,000	4,000	4,200	4,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
										女	300	300	300	300	500	800	1,600	1,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3										男	700	1,200	1,200	1,200	4,100	11,300	11,300	11,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
										女	400	700	800	1,300	2,400	3,900	8,300	8,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4										男	900	900	900	900	2,900	6,400	6,400	6,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
										女	600	800	800	800	1,400	2,000	3,800	3,800																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
5										男	1,200	1,200	1,200	1,200	2,900	6,800	6,800	6,800																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
										女	700	1,000	1,000	1,000	1,400	1,700	3,300	3,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6										男	1,500	1,500	1,500	1,500	3,400	8,200	8,200	8,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
										女	900	900	900	1,000	2,000	2,100	3,900	3,900																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
7										男	2,700	2,700	2,600	4,400	7,300	10,200	9,400	11,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	女	6,600	6,600	6,600	5,800	9,700	13,900	14,200	18,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
8	男	1,100	1,500	1,700	3,000	5,300	6,400	5,500	6,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	女	1,600	7,500	4,500	6,800	11,200	12,500	15,400	17,900																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9	男	1,000	1,000	1,000	1,000	2,300	2,900	400	400																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	女	1,200	1,300	1,600	1,900	2,600	3,000	300	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
23	男	100	100	100	100	100	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	女	100	100	100	100	100	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
24	男	1,800	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	女	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
20. 5年ごと利差配当付保険に付加された以下の特約 ・新・家族災害入院特約 (除く子型) *																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
21. 5年ごと利差配当付介護終身年金保障保険の1倍型																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
22. 5年ごと利差配当付介護終身年金保障保険の5倍型																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
23. 5年ごと利差配当付介護終身年金保障保険の10倍型																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
24. 5年ごと利差配当付入院保険																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

別表4 (続)

## 5年ごと利差配当付保険、3年ごと利差配当付保険の特別配当

(2)主契約の配当回数が10回目以降となる場合には、区分ごとに年額保険料10万円に対して下記の表で例示する金額を(1)の金額に加算する。

## ア. 2007年4月1日以前の契約

区分	性別	現在年齢							
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
1	男	100	100	100	100	600	700	300	100
	女	100	100	100	100	400	400	200	100
2	男	100	100	100	100	600	900	700	300
	女	100	100	100	100	600	700	500	600
3	男	900	800	400	600	2,700	3,200	1,500	700
	女	500	500	500	400	2,900	3,200	1,700	800
4	男	800	700	300	400	1,300	1,400	700	300
	女	500	400	300	200	1,300	1,300	700	400
5	男	800	700	300	500	1,800	2,000	900	500
	女	500	500	400	300	1,800	1,700	800	400
6	男	300	300	300	500	2,300	2,500	1,100	500
	女	400	400	400	300	2,300	2,400	1,100	500
7	男	700	700	300	500	2,000	2,100	900	400
	女	400	400	400	300	2,000	1,900	900	400
8	男	800	700	300	500	2,100	2,100	900	700
	女	500	500	400	300	2,000	1,900	700	300

## イ. 2007年4月2日以後の契約

区分	性別	現在年齢							
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
1	男	100	100	100	100	300	100	100	100
	女	100	100	100	100	200	100	100	100
2	男	100	100	100	100	500	200	200	200
	女	100	100	100	100	400	200	200	200
3	男	400	400	300	200	2,100	100	100	100
	女	500	500	400	300	1,900	200	100	100
4	男	400	300	200	100	1,000	200	200	200
	女	400	400	200	100	700	100	100	100
5	男	400	300	300	200	1,300	300	300	300
	女	500	400	300	200	1,100	100	100	100
6	男	300	300	300	200	1,700	100	100	100
	女	400	400	300	300	1,500	100	100	100
7	男	200	200	200	200	1,300	300	300	300
	女	300	300	300	200	1,200	100	100	100
8	男	400	400	300	200	1,700	100	100	100
	女	500	400	400	300	1,400	100	100	100
9	男	100	100	100	100	200	100	100	100
	女	100	100	100	100	200	100	100	100
21	男	100	100	100	100	100	100	100	100
	女	100	100	100	100	100	100	100	100
22	男	100	100	100	100	400	100	100	100
	女	100	100	100	100	200	100	100	100
23	男	100	100	100	100	100	100	100	100
	女	100	100	100	100	100	100	100	100

- (注) 1. 年額保険料は保険料払込期間および保険期間等で調整をかけるものとします。
2. 区分3において5年ごと利差配当付保険に付加された養育年金特約については零とします。
3. 区分9は2011年10月2日以後の契約とします。
4. 区分14の妻子型の配当金額は妻型と同額とします。
5. 区分10～14、17～20の更新後は0.5倍、それ以外の更新後の特約については零とします。
6. 満年齢方式による契約は上記の表に所要の調整を行いません。
7. 上表イにおいて、2019年4月2日以後の契約でありかつ以下の契約については零とします。
- ①養老保険・終身保険・新養老保険（いずれも一時払以外）、同保険から変更された払済保険
- ②養老保険・終身保険（いずれも一時払以外）が延長定期保険に変更された場合の死亡保障部分
- ③定期保険特約・収入保障特約・通減定期保険特約・ファミリー定期保険特約・遺族サポート特約
- ④区分9、21、22

5年ごと配当付保険の危険差配当																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
<p>対象保険種類（区分）</p> <p>1. 5年ごと配当付終身入院保険 5年ごと配当付3年間災害保障型通増定期保険（通増率変更年度以前）</p> <p>2. 5年ごと配当付終身入院保険に付加された以下の特約  <ul style="list-style-type: none"> <li>・終身入院買増特約〔終身入院用〕</li> <li>・定期保険特約〔終身入院用〕</li> <li>・終身保険特約〔終身入院用〕</li> <li>・介護終身年金給付特約〔終身入院用〕（介護発生前）</li> </ul>                     5年ごと配当付組立総合保障保険に付加された以下の特約  <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期保険特約〔総合保険用〕</li> <li>・終身保険特約〔総合保険用〕</li> <li>・家計保障年金特約〔総合保険用〕</li> <li>・介護サポート終身年金特約〔総合保険用〕（介護発生前）</li> <li>・終身入院特約〔総合保険用〕</li> <li>・新・入院特約〔総合保険用〕</li> </ul> </p> <p>3. 5年ごと配当付終身入院保険に付加された以下の特約  <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活サポート終身年金特約〔終身入院用〕（年金開始前）</li> </ul>                     5年ごと配当付組立総合保障保険に付加された以下の特約  <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活サポート終身年金特約〔総合保険用〕（年金開始前）</li> </ul> </p> <p>4. 5年ごと配当付組立総合保障保険に付加された以下の特約  <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活サポート定期保険特約〔総合保険用〕</li> </ul> </p> <p>5. 5年ごと配当付生活障害保障定期保険（第一保険期間）</p>	<p>計算式</p> <p>(1) 区分ごとに普通死亡の危険保険金1万円につき被保険者の現在年齢に応じて下記の表に例示する金額</p> <p>ア. 2017年4月1日以前の契約</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">性別</th> <th colspan="8">現在年齢</th> </tr> <tr> <th>10歳</th> <th>20歳</th> <th>30歳</th> <th>40歳</th> <th>50歳</th> <th>60歳</th> <th>70歳</th> <th>80歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td>男</td> <td>0.4</td> <td>2.4</td> <td>1.4</td> <td>2.5</td> <td>5.8</td> <td>10.8</td> <td>17.1</td> <td>17.1</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>0.4</td> <td>0.7</td> <td>1.2</td> <td>0.8</td> <td>1.8</td> <td>2.2</td> <td>6.3</td> <td>6.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td>男</td> <td>2.3</td> <td>3.0</td> <td>4.2</td> <td>7.6</td> <td>29.5</td> <td>69.6</td> <td>91.6</td> <td>193.7</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>2.2</td> <td>3.5</td> <td>5.1</td> <td>12.9</td> <td>29.1</td> <td>53.9</td> <td>82.2</td> <td>212.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td>男</td> <td>1.1</td> <td>1.5</td> <td>2.6</td> <td>5.8</td> <td>19.0</td> <td>42.5</td> <td>86.1</td> <td>176.3</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>1.1</td> <td>2.0</td> <td>2.8</td> <td>8.4</td> <td>18.0</td> <td>31.5</td> <td>79.7</td> <td>198.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ. 2017年4月2日以後、2019年4月1日以前の契約</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">性別</th> <th colspan="8">現在年齢</th> </tr> <tr> <th>10歳</th> <th>20歳</th> <th>30歳</th> <th>40歳</th> <th>50歳</th> <th>60歳</th> <th>70歳</th> <th>80歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td>男</td> <td>0.4</td> <td>2.4</td> <td>1.4</td> <td>2.5</td> <td>5.8</td> <td>10.8</td> <td>17.1</td> <td>17.1</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>0.4</td> <td>0.7</td> <td>1.2</td> <td>0.8</td> <td>1.8</td> <td>2.2</td> <td>6.3</td> <td>6.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td>男</td> <td>2.4</td> <td>3.0</td> <td>3.8</td> <td>6.8</td> <td>27.2</td> <td>62.5</td> <td>84.4</td> <td>173.9</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>2.0</td> <td>2.5</td> <td>4.4</td> <td>11.3</td> <td>24.5</td> <td>43.1</td> <td>63.3</td> <td>153.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td>男</td> <td>1.0</td> <td>1.3</td> <td>2.3</td> <td>5.2</td> <td>17.6</td> <td>39.2</td> <td>80.6</td> <td>159.9</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>1.0</td> <td>1.1</td> <td>2.2</td> <td>7.2</td> <td>15.0</td> <td>25.3</td> <td>62.3</td> <td>143.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5</td> <td>男</td> <td>0.9</td> <td>1.1</td> <td>2.1</td> <td>4.7</td> <td>13.4</td> <td>38.4</td> <td>77.3</td> <td>156.6</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>0.9</td> <td>1.0</td> <td>1.7</td> <td>7.0</td> <td>13.3</td> <td>24.8</td> <td>61.7</td> <td>142.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ. 2019年4月2日以後の契約</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">性別</th> <th colspan="8">現在年齢</th> </tr> <tr> <th>10歳</th> <th>20歳</th> <th>30歳</th> <th>40歳</th> <th>50歳</th> <th>60歳</th> <th>70歳</th> <th>80歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td>男</td> <td>0.0</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> <td>0.7</td> <td>1.1</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.1</td> <td>0.2</td> <td>0.3</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td>男</td> <td>1.6</td> <td>2.2</td> <td>1.8</td> <td>2.8</td> <td>12.2</td> <td>31.1</td> <td>16.2</td> <td>42.5</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>1.2</td> <td>1.7</td> <td>2.8</td> <td>5.4</td> <td>12.1</td> <td>23.0</td> <td>10.2</td> <td>32.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td>男</td> <td>0.0</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> <td>1.5</td> <td>5.1</td> <td>9.6</td> <td>27.7</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>0.0</td> <td>0.1</td> <td>0.2</td> <td>0.5</td> <td>1.4</td> <td>3.2</td> <td>6.1</td> <td>21.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5</td> <td>男</td> <td>0.9</td> <td>1.1</td> <td>2.1</td> <td>4.7</td> <td>13.4</td> <td>38.4</td> <td>77.3</td> <td>156.6</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>0.9</td> <td>1.0</td> <td>1.7</td> <td>7.0</td> <td>13.3</td> <td>24.8</td> <td>61.7</td> <td>142.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>更に、5年ごと配当付終身入院保険、終身入院買増特約〔終身入院用〕、終身入院特約〔総合保険用〕（2019年4月2日以後の契約を除く）および新・入院特約〔総合保険用〕（2019年4月2日以後の契約を除く）については、基準入院給付金日額1,000円につき26円以上1,033円以下を加算する。</p> <p>(2) 主契約の配当回数が10回目以降となる場合には、危険保険金1万円につき被保険者の現在年齢に応じて下表に例示する金額を(1)の金額に加算する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">性別</th> <th colspan="8">現在年齢</th> </tr> <tr> <th>10歳</th> <th>20歳</th> <th>30歳</th> <th>40歳</th> <th>50歳</th> <th>60歳</th> <th>70歳</th> <th>80歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.2</td> <td>0.3</td> <td>0.1</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 3年間災害保障型通増定期保険から移行した払済保険・生活障害保障定期保険から移行した払済保険および更新後の特約については零とする。                  2. 満年齢方式による契約は上記の表に所要の調整を行いません。                  3. 区分4・5は満年齢方式による金額となります。                  4. 区分2・3・4における定期保険特約〔終身入院用〕・〔総合保険用〕、終身保険特約〔終身入院用〕・〔総合保険用〕、生活サポート終身年金特約〔終身入院用〕・〔総合保険用〕のうち2019年4月2日以後の一時払契約については、ウ表ではなくイ表を適用します。</p>	区分	性別	現在年齢								10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	1	男	0.4	2.4	1.4	2.5	5.8	10.8	17.1	17.1	女	0.4	0.7	1.2	0.8	1.8	2.2	6.3	6.3	3	男	2.3	3.0	4.2	7.6	29.5	69.6	91.6	193.7	女	2.2	3.5	5.1	12.9	29.1	53.9	82.2	212.2	4	男	1.1	1.5	2.6	5.8	19.0	42.5	86.1	176.3	女	1.1	2.0	2.8	8.4	18.0	31.5	79.7	198.8	区分	性別	現在年齢								10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	1	男	0.4	2.4	1.4	2.5	5.8	10.8	17.1	17.1	女	0.4	0.7	1.2	0.8	1.8	2.2	6.3	6.3	3	男	2.4	3.0	3.8	6.8	27.2	62.5	84.4	173.9	女	2.0	2.5	4.4	11.3	24.5	43.1	63.3	153.1	4	男	1.0	1.3	2.3	5.2	17.6	39.2	80.6	159.9	女	1.0	1.1	2.2	7.2	15.0	25.3	62.3	143.4	5	男	0.9	1.1	2.1	4.7	13.4	38.4	77.3	156.6	女	0.9	1.0	1.7	7.0	13.3	24.8	61.7	142.8	区分	性別	現在年齢								10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	1	男	0.0	0.1	0.1	0.1	0.3	0.7	1.1	1.1	女	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.3	0.5	0.5	3	男	1.6	2.2	1.8	2.8	12.2	31.1	16.2	42.5	女	1.2	1.7	2.8	5.4	12.1	23.0	10.2	32.3	4	男	0.0	0.1	0.1	0.3	1.5	5.1	9.6	27.7	女	0.0	0.1	0.2	0.5	1.4	3.2	6.1	21.8	5	男	0.9	1.1	2.1	4.7	13.4	38.4	77.3	156.6	女	0.9	1.0	1.7	7.0	13.3	24.8	61.7	142.8	性別	現在年齢								10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	男	0.1	0.1	0.2	0.3	0.1	0.4	0.4	0.1	女	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
区分	性別			現在年齢																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1	男	0.4	2.4	1.4	2.5	5.8	10.8	17.1	17.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	女	0.4	0.7	1.2	0.8	1.8	2.2	6.3	6.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
3	男	2.3	3.0	4.2	7.6	29.5	69.6	91.6	193.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	女	2.2	3.5	5.1	12.9	29.1	53.9	82.2	212.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
4	男	1.1	1.5	2.6	5.8	19.0	42.5	86.1	176.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	女	1.1	2.0	2.8	8.4	18.0	31.5	79.7	198.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
区分	性別	現在年齢																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1	男	0.4	2.4	1.4	2.5	5.8	10.8	17.1	17.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	女	0.4	0.7	1.2	0.8	1.8	2.2	6.3	6.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
3	男	2.4	3.0	3.8	6.8	27.2	62.5	84.4	173.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	女	2.0	2.5	4.4	11.3	24.5	43.1	63.3	153.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
4	男	1.0	1.3	2.3	5.2	17.6	39.2	80.6	159.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	女	1.0	1.1	2.2	7.2	15.0	25.3	62.3	143.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
5	男	0.9	1.1	2.1	4.7	13.4	38.4	77.3	156.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	女	0.9	1.0	1.7	7.0	13.3	24.8	61.7	142.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
区分	性別	現在年齢																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1	男	0.0	0.1	0.1	0.1	0.3	0.7	1.1	1.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	女	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.3	0.5	0.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
3	男	1.6	2.2	1.8	2.8	12.2	31.1	16.2	42.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	女	1.2	1.7	2.8	5.4	12.1	23.0	10.2	32.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
4	男	0.0	0.1	0.1	0.3	1.5	5.1	9.6	27.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	女	0.0	0.1	0.2	0.5	1.4	3.2	6.1	21.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
5	男	0.9	1.1	2.1	4.7	13.4	38.4	77.3	156.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	女	0.9	1.0	1.7	7.0	13.3	24.8	61.7	142.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
性別	現在年齢																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
男	0.1	0.1	0.2	0.3	0.1	0.4	0.4	0.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
女	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

別表6

団体保険								
団体の規模に応じて、危険差益に乗じる率は以下のとおり								
団体の被保険者数	団体定期保険(注1) 総合福祉団体 定期保険(注2)	消費者信用 団体生命保険	団体信用生命保険			団体信用 就業不能 保障保険	団体総合 就業不能 保障保険	
			死亡・高度障害 部分等(注3)	死亡・高度障害・ 3大疾病 部分等(注4)	引受条件緩和部分			
～ 24	0.14	0.10	0.10	0.08	0.10	0.15	0.05	
25～ 99	0.28	0.20	0.20	0.18	0.18	0.15	0.10	
100～ 199	0.40	0.30	0.30	0.28	0.28	0.15	0.15	
200～ 299	0.48	0.40	0.40	0.38	0.35	0.15	0.20	
300～ 349	0.48	0.40	0.40	0.38	0.35	0.15	0.25	
350～ 399	0.53	0.50	0.50	0.47	0.44	0.15	0.25	
400～ 499	0.53	0.50	0.50	0.47	0.44	0.20	0.25	
500～ 999	0.63	0.58	0.58	0.55	0.52	0.20	0.30	
1,000～ 1,999	0.74	0.64	0.64	0.61	0.59	0.20	0.35	
2,000～ 3,499	0.84	0.69	0.69	0.66	0.64	0.25	0.40	
3,500～ 4,999	0.90	0.75	0.75	0.70	0.70	0.25	0.45	
5,000～ 9,999	0.95	0.80	0.80	0.73	0.75	0.30	0.45	
10,000～ 99,999	0.97	0.87	0.87	0.77	0.78	0.35	0.50	
100,000～299,999	0.97	0.90	0.90	0.80	0.80	0.50	0.50	
300,000～	0.97	0.97	0.97	0.85	0.85	0.50	0.50	

  

団体の被保険者数	新・団体定期保険 (注5)
～ 24	—
25～ 49	—
50～ 99	0.15
100～ 199	0.20
200～ 299	0.25
300～ 349	0.25
350～ 399	0.35
400～ 499	0.35
500～ 999	0.43
1,000～ 1,999	0.55
2,000～ 3,499	0.66
3,500～ 4,999	0.74
5,000～ 9,999	0.83
10,000～	0.90

  

(注1) 団体定期保険の本表記載の配当率を以下「本則の配当率」と呼ぶ  
(注2) 総合福祉団体定期保険については被保険者数が500人以上の場合には支払率(保険金支払額／純保険料)に応じて以下の率とする。ただし、2,000人未満の場合には支払率が安定していると認めた場合に限る

団体の 被保険者数	支払率			
	30%超40%以下	20%超30%以下	10%超20%以下	10%以下
500～ 999	0.720	0.745	0.765	0.780
1,000～ 1,999	0.835	0.860	0.875	0.880
2,000～ 3,499	0.900	0.910	0.920	0.925
3,500～ 4,999	0.940	0.945	0.950	0.955
5,000～ 9,999	0.970	0.973	0.976	0.978
10,000～	0.980	0.983	0.985	0.987

(注3) 「死亡部分」、「死亡・身体障害部分」についても同一の率を用いる  
(注4) 「死亡・高度障害・がん部分」、「死亡・3大疾病・身体障害・介護部分」についても同一の率を用いる  
(注5) 新・団体定期保険の本表記載の配当率を以下「本則の配当率」と呼ぶ

また、団体定期保険、新・団体定期保険については、加入率等に応じて以下の係数を本則の配当率に乗ずる。

団体定期保険(注6)			
団体の被保険者数	加入率		
	25%以上 35%未満	10%以上 25%未満	10%未満
～ 24	0.70	0.35	0.25
25～ 99	0.70	0.40	0.25
100～ 199	0.75	0.45	0.30
200～ 349	0.75	0.50	0.35
350～ 499	0.80	0.55	0.40
500～ 999	0.80	0.60	0.45
1,000～ 1,999	0.85	0.65	0.50
2,000～ 3,499	0.85	0.70	0.60
3,500～ 4,999	0.90	0.75	0.65
5,000～ 9,999	0.90	0.80	0.70
10,000～	0.95	0.85	0.80

新・団体定期保険(注7)			
団体の被保険者数	加入率		
	25%以上 35%未満	10%以上 25%未満	10%未満
50～ 99	0.10	0.00	0.00
100～ 199	0.20	0.00	0.00
200～ 349	0.30	0.00	0.00
350～ 499	0.35	0.00	0.00
500～ 999	0.45	0.10	0.00
1,000～ 1,999	0.55	0.20	0.00
2,000～ 3,499	0.65	0.30	0.05
3,500～ 4,999	0.70	0.40	0.20
5,000～ 9,999	0.80	0.50	0.30
10,000～	0.90	0.70	0.30

(注6) 2003年10月1日以降に契約又は更新した契約  
(注7) 2004年1月1日以降に契約又は更新した契約